

I S S N 0 2 8 6 - 5 4 8 3

紀 要

第55卷

2022

独立行政法人国立高等専門学校機構

鈴鹿工業高等専門学校

独立行政法人国立高等専門学校機構

鈴鹿工業高等専門学校紀要

第55巻

目 次

上肢リハビリ支援システムのリスクアセスメント…………… 古川 忠弥, 打田 正樹…… 1

1946 年衆議院議員選挙法改正における理想と実態

—大選挙区制限連記制に至る議論を中心に—…………… 松岡 信之…… 8

コロナ禍における高専学生の運動習慣・能力

～自粛期間前後での変化に着目して～…………… 宝来 毅, 村松 愛梨奈, 立 正伸, 船越 一彦……19

荒木田麗女『初午の日記』『後午の日記』の改稿をめぐる考察…………… 石谷 佳穂……26

芥川龍之介「羅生門」論攷 ―逡巡する下人―…………… 石谷 春樹……38

CONTENTS

Risk Assessment of Upper Limb Rehabilitation Training Support System	Atsuya FURUKAWA, Masaki UCHIDA..... 1
Discussion of Proportional Representation in the Process of Amending the Election Act in 1946	Nobuyuki MATSUOKA..... 8
Changes in exercise habits and abilities among KOSEN(colleges of technology) students Focusing on the period around the self-restraint period due to the COVID-19	Takeshi HORAI, Erina MURAMATSU, Masanobu TACHI, Kazuhiko FUNAKOSHI.....19
Consideration on revision of Arakida Reijo's "Hatsuuma no nikki" and "Nochinouma no nikki"	Kaho ISHITANI.....26
On AKUTAGAWA Ryunosuke's "Rashomon" :A Servant's Hesitation	Haruki ISHITANI.....38

上肢リハビリ支援システムのリスクアセスメント

古川 忠弥^{1*}, 打田 正樹²

1:総合イノベーション工学専攻, 2:機械工学科

Key Words: 超高齢化社会, 上肢リハビリ支援システム, 小型移動ロボット, リスクアセスメント

(受付日 2021 年 8 月 4 日 ; 受理日 2022 年 3 月 15 日)

1. 緒言

近年の超高齢社会^[1]における諸問題を背景として, リハビリテーション (以下リハビリ) 分野へのロボット技術を用いたリハビリ支援システムの導入が注目されている. そのシステムを用いることで作業療法士の身体的及び時間的負担を低減させる. それにより, 多くの片麻痺患者 (以下患者) に対して十分なリハビリを実施可能になると考える. このことからリハビリ支援システムが研究・開発されて^[2-4], 実用化された例^[5]もある. しかし, これらの多くは高コストかつ大型であるため, 導入障壁が高く, 広く普及するには至っていない. そこで我々は, 小型・軽量, 低コストの上肢リハビリ支援システムの研究, 開発を行っている^[6-8]. このシステムでは患者が小型移動ロボットを直接把持し, 操作することでリハビリを行う. そのため本システムは安全性確保が重要であり, 安全性を評価する必要がある. よって, 本システムに対し医療・福祉ロボットのリスクアセスメント^[9]を実施した.

本稿では上肢リハビリ支援システムのリスクアセスメントとその対策について述べる.

2. 上肢リハビリ支援システム

2.1. 上肢リハビリ支援システムの概要

上肢リハビリ支援システムを図1に示す. このシステムは小型移動ロボット, 持ち運び可能な専用プレート及びパーソナルコンピュータ (以下PC) に実装した専用ゲームアプリケーションから構成される. ただし, 本稿において, アクチュエータと電子制御により特定の用途の機器をロボットと定義し, それとアプリケーションを組み合わせるリハビリを実施可能とするものをシステムと定義している. 小型移動ロボットは無線通信を介して PC 上の専用ゲームアプリケーションと連携しており, 患者はこの小型移動ロ

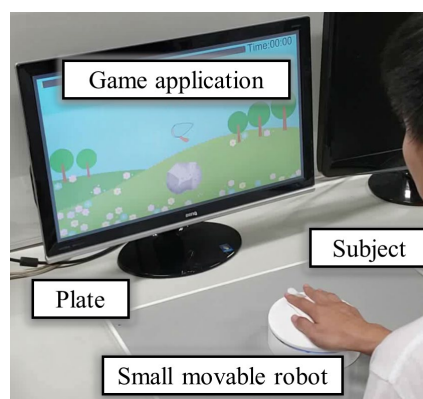


図1 上肢リハビリ支援システム

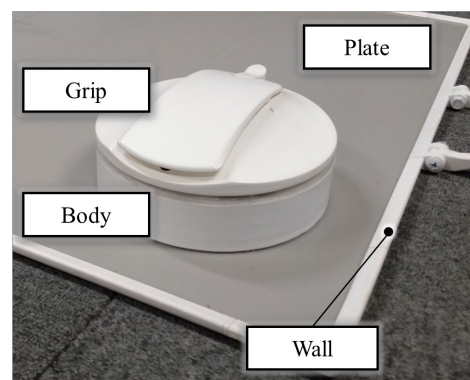


図2 小型移動ロボットの外観

ボットのグリップ部を把持し, ディスプレイを見ながら移動させることで可動領域拡大, 筋力向上を目指したリハビリを行う. それに加え, 患者の症状や筋力等に合わせてグリップの変更, アシスト力の変更, ゲームアプリケーションにおけるリハビリ訓練メニューの変更が可能である.

2.2. 小型移動ロボット

小型移動ロボットの外観を図2に示す. このロボットは円柱の形状をした本体部及び滑らかな形状をしたグリップ部から構成され, 高さ 70[mm], 直径 160[mm], 重量約

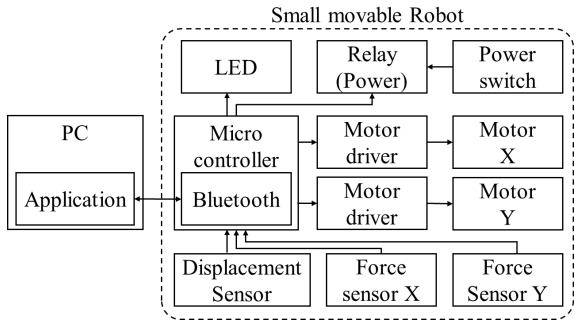


図3 上肢リハビリ支援システムの構成

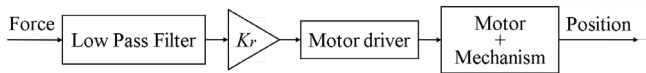


図4 上肢リハビリ支援システムの制御系ブロック図

1[kg]である。本体部とグリップ部の間には上肢を屈曲・伸展時の水平面上における手先の方向変化に対応するため受動的に回転可能な機構を有している。そしてグリップ部には電源スイッチが搭載され、本体部はマイクロコントローラ（以下マイコン）、力覚センサ、2個のモータドライバ（定格電流 14[A]）、2個の駆動用モータ（最大トルク 0.013[Nm]、最高回転速度 14110[r/min]、最高出力 19.2[W]）、バッテリー（ニッケル水素バッテリー、定格電圧 1.2[V]、5 直列）及び移動機構から構成される。移動機構には4つのオムニホイールを使用し、対になるオムニホイール同士がプーリベルト、車軸を介して連結されている。そして、それぞれの対に駆動用モータが1つずつ搭載されており平面上2方向に移動可能である。さらに、小型移動ロボットの底面に永久磁石が搭載されており、それと強磁性体の専用プレートとの間に発生する吸引力によりオムニホイールの滑りを低減している。その結果、小型移動ロボットは約 25[N]の最大提示反力を実現する。それ以上の力が加えられた際は車輪がスリップする。

2.3. 専用ゲームアプリケーション

リハビリは単純作業が多く、モチベーション低下が懸念される。それを防止するために本システムではゲーム性のある専用アプリケーションを開発した。具体的には、ステージをクリアするごとに新たなステージが出現し、キャラクターを収集できるようになっている、他の使用者と点数を競うことができる等のゲーム性があり、モチベーション低下防止の効果が期待できる。その他にリハビリのデータを収集、リハビリ実施状況を医療従事者へ提示する等の目的もある。

一方、リハビリトレーニングメニューは予め用意された数種類の中から患者に選択させ、症状に合わせたリハビリ

表1 リスクアセスメントの評価項目

発生の可能性 Q	スコア	危害のひどさ C	スコア
ほとんど起こりえない	0.033	引っ掻き傷・打撲	0.1
ほとんど 起こりそうにない	1	裂傷・軽傷	0.5
起こりそうにない	1.5	小さな骨折・軽い病気 (一時的)	2
起こりうる	2	大きな骨折・大病 (一時的)	4
場合によっては 起こりうる	5	方手足、眼球、 聴力の喪失 (永久)	6
多分起こる	8	両手足、両眼球的喪失 (永久)	10
起こりやすい	10		
必ず起こる	15	致命傷 (死亡)	15

危険への暴露頻度 F	スコア	危険に暴露される人数 N	スコア
毎年	0.5	1~2	1
毎月	1.0	3~7	2
毎週	1.5	8~15	4
毎日	2.5	16~50	8
毎時	4.0	50~	12
常時	5.0		

を実施する。そのうえ、重度の麻痺患者でもリハビリを実施するために、アプリケーションで示された目標物に移動ロボットを自動的に追従させる補助機能の有無の切り替えも選択できる。

2.4. システム構成

本システムの構成及び制御系ブロック図を図3,4に示す。患者が小型移動ロボットに力を加えた際、ロボットはその方向へアクチュエータによるアシストを与え、ロボットを移動させる。具体的には、患者がロボットに加えた力を検出する力覚センサが搭載され、マイコンへ信号を出力する。マイコンは力覚センサの検出値にローパスフィルタを施し、定数 K_f を乗じたものを目標値としてモータドライバへ信号を出力する。定数 K_f を3種類用意することで、本システムはアシスト切り替えが可能である。

その他、小型移動ロボットには移動量を計測するための移動量検出センサ、回転量を計測するためのフォトリフレクタアレイも搭載される。

一方、リレー回路は制御回路系及び駆動回路系等への電力を供給しており、グリップ上部の電源スイッチ及びマイコンから電源のオフが可能である。電源スイッチを前方にスライドさせることでロボットが起動し、後方へスライドさせることで停止する。それに加え、マイコンが危険状態

表2 上肢リハビリ支援システムの危険事象の一覧

項目	時	危険事象	評価項目				
			可能性 Q	頻度 F	ひどさ C	人数 N	リスク R
1	設置時 利用時	ロボット本体が落下し、身体（手、足、指等）と接触することでけがを負う。	2	2.5	2	1	10
2	設置時 利用時	専用プレートとロボットの間に身体（指等）を挟み込むことでけがを負う。	1	5	0.1	1	0.5
3	設置時 利用時	設置時に専用プレートが落下し、身体（手、足、指等）と接触することでけがを負う。	2	1.5	2	1	6
4	利用時	ロボット本体の機構部に身体（指等）を挟み込むことでけがを負う。	1	5	0.1	1	0.5
5	利用時	本体とトレーニング部位以外の身体（腕、もう一方の手等）が接触しけがを負う	1	5	0.1	1	0.5
6	利用時	負荷設定高の状態で移動量検出センサとマイコン間の信号断絶によりロボットが暴走する。それに伴いロボットが予期せぬ方向へ移動し、身体（関節等）が圧迫される。	0.033	5	0.1	1	0.0165
7	利用時	力覚センサとマイコン間の信号断絶によりロボットが暴走する。それに伴いロボットが予期せぬ方向へ移動し、身体が圧迫される。	0.033	5	0.1	1	0.0165
8	利用時	内部配線の断線・接触不良によりロボットが暴走し、けがを負う。	0.033	5	0.1	1	0.0165
9	利用時	ロボットが可動域逸脱により身体（関節等）が圧迫される。	2	5	1	1	10
10	利用時	落下や経年劣化により破損したロボットを利用した際、トレーニング中にロボット本体の一部が離脱し、身体と接触することでけがを負う。	1	4	0.1	1	0.4
11	利用時	ロボット転倒により、ロボットと専用プレートとの間で身体が挟み込まれるもしくは、専用プレートに身体が接触することでけがを負う。	2	2.5	0.5	1	2.5
12	利用時	トレーニングメニューの設定ミス（ストローク等、大きく逸脱した値の入力）によりロボット本体が予期せぬ方向へ移動し関節等が圧迫される。	8	5	0.1	1	4
13	利用時	トレーニングメニューの設定ミス（ストローク等、大きく逸脱した値ではないものの患者の症状に適していない設定値を入力）によりロボット本体が予期せぬ方向へ移動し関節等が圧迫される。	8	5	0.1	1	4
14	準備時	バッテリーの過充電・過電流により発熱・発火し火傷を負う。	15	5	0.5	1	37.5
15	準備時	バッテリーケーブル断線後、陰陽極間がショートし発熱・発火する。それにより火傷を負う。	2	5	0.1	1	1
16	準備時	ロボット本体を専用プレートに設置していない状態でロボットを起動し、車輪に身体（指等）が巻き込まれけがを負う。	0.033	5	0.5	1	0.0825
17	準備時	充電ベースをUSBアダプタに接続した状態かつ、ロボット検知スイッチを押した状態で充電端子に導電体が接触し、短絡が生じ充電端子および導電体が発熱、もしくは、USBアダプタが発火し、火傷等を負う。	1	5	0.1	1	0.5
18	その他	想定外の事態によりロボット本体が暴走する。	0.033	1	0.1	1	0.0033

を検知した際は自動的に小型移動ロボットを停止させることが可能である。

3. リスクアセスメント

3.1. リスクアセスメントの定義

我々は本システムに対し医療・福祉ロボットのリスクアセスメント⁹⁾をもとに表1の評価項目に従って利用者の行動を想定してリスクを評価した。本システムに対し検討し

表3 本質対策

項目	系統	対策
1	機械系	本体の小型化・軽量化をした
1,9	機械系	専用プレートに可動域制限壁を設置した。
5,11	機械系	鋭利な形状を避け、滑らかな形状にした。
2,4	機械系	隙間の狭幅化を行った。
9	機械系	車輪スリップによるトルクリミッタを設けた
11	機械系	本体の幅と高さとの比に関して、十分転倒の可能性が低い比率にした。
14,16	電気系	過電流の際も発火可能性の少ないニッケル水素バッテリーを使用した。
6,7,8	電気系	メイン基板（マイコン搭載）とモータ駆動回路基板、電源基板、グリップスイッチ部それぞれの配線に関して、断線、接触不良時にロボットを停止、電源オフにするロジックにした。
18	機械系	ロボット本体の電源スイッチを押しやすい場所に設置した。

た代表的なリスクについて表2に示す。このリスクアセスメントでは対象の考えうるリスクを列挙しそれら一つ一つを点数化し、その点数の大きさに応じてリスク低減・改善を行う。その点数化されたリスク R は次式により導出する。

$$R = Q \times F \times C \times N \quad \cdots (1)$$

Q は発生の可能性、 F は危険への暴露頻度、 C は危害のひどさ、 N は暴露される人数を示す。

本システムの設置時におけるリスクは以下のものが挙げられる。小型移動ロボットが落下して足等のけがを負う（表2項目1）、専用プレートが落下して足等のけがを負う（表2項目3）、専用プレートとロボットの間に指等を挟み込みけがを負う（表2項目6）。リハビリを実施時は専用プレート上でロボットを移動させる。その際、ロボット本体が足元に落下し、けがを負う（表2項目2）、肘・もう一方の腕等の部位がロボットと接触しけがを負う（表2項目4）、指・腕等の部位がロボット本体の隙間に挟まれる（表2項目7）、指・腕等がロボット本体と専用プレートの隙間に挟まれる（表2項目7）、トレーニング部位が可動域逸脱により間接等が圧迫される（表2項目5）といった危険が考えられる。また、トレーニング時にロボットが転倒してロボットと専用プレートとの間に指・腕等の部位が挟み込まれる、またはその転倒によりロボット・専用プレートと接触しけがを負う（表2項目6）といった危険も考えられる。一方、ロボットはバッテリー駆動であるため、過充電・過放電によりバッテリーが発熱・発火し火傷を負う（表2項目7）可能性が考えられる。そのほかに経年使用することで内部配線が

表4 その他の対策

項目	系統	対策
1,3	その他	設置時及び利用時は靴もしくはスリッパの着用を義務付ける趣旨を説明書に記載した。
2	その他	ロボットを専用プレートへ設置する際に指等を挟み込まないように注意する趣旨を説明書に記載した。
4	その他	ロボット本体の機構部に指等を挟み込まないように注意する趣旨を説明書に記載した。
5	その他	トレーニング部位以外を本体に近づけないように注意する趣旨を説明書に記載した。
1,9	制御系	可動域制限壁に衝突した際、自動的にロボットを停止させる機能を追加した。
6	制御系	移動量検出センサの異常値を検出した際、自動的にロボットを停止させる機能を追加した。
7	制御系	力覚センサの異常値を検出した際、自動的にロボットを停止させる機能を追加した。
10	その他	破損もしくは外観の異常が見受けられた際に利用停止する旨を説明書に記載した。臨床期間においては開発者が定期的に確認を行う。
12,13	その他	設定値の再確認を促す趣旨の説明を説明書に記載した。
12	制御系	設定値が設定範囲を超えている場合、自動的に安全なパラメータとなるようにした。
14,16	電気系	メイン基板（マイコン搭載）とモータ駆動回路基板、電源基板、グリップスイッチ部それぞれの配線に関して、断線、接触不良時にロボットを停止、電源オフにするロジックにした。
15	制御系	ロボットを設置していない状態でロボットを起動した際、自動的にロボットを停止させる機能を追加した。
17	その他	用途外での利用を避ける・充電ベースにロボット以外のものを載せない趣旨を説明書に記載した。
8,18	制御系	モータへの指令値に異常を検出した際は自動的にロボットを停止させる機能を追加した。

断線・接触不良によりロボットが暴走し、けがを負う（表2項目8）可能性やどれにも属さない想定外の事態が発生しロボットが暴走し、けがを負う（表2項目9）可能性が考えられる。

3.2 リスクの対策

3.2.1 本質安全

表2の項目1, 2, 4-9, 11, 14, 16, 18 に対しては本質

表 5 対策後のリスクアセスメント

項目	対策系統	対策前のリスクアセスメント					対策後の評価項目				
		可能性 Q	頻度 F	ひどさ C	人数 N	リスク R	可能性 Q	頻度 F	ひどさ C	人数 N	リスク R
1	機械系・その他	2	2.5	2	1	10	2	2.5	0.1	1	<u>0.5</u>
2	機械系・その他	1	5	0.1	1	0.5	0.033	1	0.1	1	<u>0.0033</u>
3	その他	2	1.5	2	1	6	2	1.5	2	1	6
4	機械系・その他	1	5	0.1	1	0.5	1	5	0.1	1	0.5
5	機械系・その他	1	5	0.1	1	0.5	1	5	0.1	1	0.5
6	電気系・制御系	0.033	5	0.1	1	0.0165	0.033	1	0.1	1	<u>0.0033</u>
7	電気系・制御系	0.033	5	0.1	1	0.0165	0.033	1	0.1	1	<u>0.0033</u>
8	電気系・制御系	0.033	5	0.1	1	0.0165	0.033	5	0.1	1	0.0165
9	機械系・制御系	2	5	1	1	10	2	1.5	1	1	<u>3</u>
10	その他	1	4	0.1	1	0.4	0.033	4	0.1	1	<u>0.0132</u>
11	機械系	2	2.5	0.5	1	2.5	2	2.5	0.5	1	2.5
12	制御系・その他	8	5	0.1	1	4	0.033	1	0.1	1	<u>0.0033</u>
13	その他	8	5	0.1	1	4	1	5	0.1	1	<u>0.5</u>
14	電気系	15	5	0.5	1	37.5	0.033	1	0.1	1	<u>0.0033</u>
15	制御系	2	5	0.1	1	1	0.033	1	0.1	1	<u>0.0033</u>
16	電気系	0.033	5	0.5	1	0.0825	0.033	1	0.1	1	<u>0.0033</u>
17	その他	1	5	0.1	1	0.5	1	5	0.1	1	0.5
18	機械系・制御系	0.033	1	0.1	1	0.0033	0.033	1	0.1	1	0.0033

安全を確保するために表 3 に示す対策を施した。

項目 1 に対して、ロボット本体の小型化・軽量化を行った。質量が小さくなることで衝撃の被害の減少させた。

項目 1, 9 に対して、専用プレートに可動域制限壁を設置した。これにより、ロボットが落下するリスクを低減させ、可動域逸脱による圧迫も低減させる。

項目 5, 11 に対して、専用プレート及び小型移動ロボットは鋭利な形状を避け、滑らかな形状にした。これにより、指に刺さる・皮膚を傷つけるといったリスクを低減させた。

項目 2, 4 に対してロボットと専用プレートとの間及びロボット本体の隙間の狭幅化を行った。専用プレートと小型移動ロボットとの間の隙間の寸法は約 1.5[mm]、小型移動ロボットのグリップ部と本体部の間の機構部の隙間の寸法は約 3[mm]である。これにより、指等が巻き込まれるリスクを低減した。

項目 9 に対して本体の幅と高さとの比を転倒可能性が十分低い比率に設計した。つまり、重心を極力低くすることで、転倒のリスクを低減した。

項目 14, 16 に対し、リチウムイオンバッテリーと比較して安全なニッケル水素バッテリーを使用した。

項目 6, 7, 8 に対して各基板・配線に関して、断線・接触不良時にロボットを停止・電源オフとなるロジックにし

た。具体的には、バッテリー電圧が一定値を下回った際、モータドライバ、リレードライブ回路の三端子レギュレータの最低駆動電圧を下回り、電源が入らなくなる。これにより、過電流状態になるとバッテリー電圧が低下し、自動的に電源がオフになる。

項目 18 に対し、本体の電源スイッチを押しやすい上部に配置した。これにより、もし暴走を起こしてしまった際でも、直ちに電源を切ることが可能である。

3.2.2. その他の対策

3.2.1 節の本質安全のみで対策しきれなかったリスクに対し表 4 に示す対策を行った。その詳細について以下に述べる。

項目 1~5, 10, 12, 13, 17 について、説明書に記載し、本システムを導入する際には説明を行うことで、リスクを回避する。

項目 1, 9 に対し、可動域制限壁に衝突したことを検知し、自動的にロボットを停止させる機能を追加した。具体的には、モータへの指令値が出ている状態で、移動量検出センサが一定期間以上変化しない場合にロボットを停止させる。これにより、ロボットの破損、落下等を防止する。

項目 6 に対し、移動量検出センサの異常値を検出した際

に自動的にロボットを停止させる機能を追加した。具体的には、移動量検出センサが可動域を超える値を出力した際にロボットを停止させる。これにより、可動域逸脱を防止する。

項目 7 に対し、力覚センサの異常値を検出した際に自動的にロボットを停止させる機能を追加した。具体的には 40[N] を超える力を検知した際、自動的にロボットを停止させる。これによりロボットと力覚センサとの間の配線の断線している状態を検知し、暴走を防止する。

項目 12 に対し、ゲームアプリケーションにステージを登録する際、誤ったパラメータを療法士が入力する恐れがある。誤ったパラメータが入力された際、ゲームアプリケーション上で自動的に安全なパラメータに修正する。

項目 14, 16 に対し、配線が断線・接触不良した際、マイコンで異常値を検出し、自動的にロボットを停止させるもしくは、電源回路が断線した際はリレー駆動回路が b 接点であるため、自動的に停止する。

項目 15 に対し、ロボットを設置していない状態で起動した際は、ロボット下部に搭載される赤外線フォトリフレクタの異常値が検出され、自動的にロボットを停止させる。これにより、ロボットの駆動輪で指等を挟むリスクを低減させる。

項目 8, 18 に対し、マイコンによるソフトウェア処理でモータへの指令値の異常を検出した際はロボットを自動的に停止させる。具体的には、一定期間以上に一定以上の指令値が継続して出されている場合に異常とする。これにより、ロボットの暴走を防ぐ。

上記の項目 12, 14, 16 以外の原因でロボットが停止した場合、その原因を利用者に提示し、利用者が速やかに対応できるようにロボット本体の LED 点滅速度を変化させ、アプリケーションにも停止事由を通知する機能を実装した。

ここで、対策前と対策後で比較したリスクアセスメントで得られたものを表 5 に示す。表 5 において、リスク低減させた項目を太字及び下線で示す。これより、対策前では最高リスクポイントが 37.5 であったのに対し、対策後では 6 とリスクを低減させることができた。また、そのほかの項目も同様にリスクを低減させることができた。対策後の本システムの健常被験者による動作確認実験を実施し、機能が正常に動作していることを確認した。

4. 結言

本稿では、上肢リハビリ支援システムの詳細とそのリスクアセスメントについて述べた。考えられる代表的なリスクを列挙し、リスクアセスメントを実施したことにより本システムのリスクを低減することができた。また、その

動作確認実験により確認できた。

今後の課題として、医療現場での臨床試験を行い、上肢リハビリ支援システムの有効性を検証することがあげられる。

References

- [1] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」p4, 2017.
- [2] 小柳 健一, 古荘 純次, 片岡 次郎, 笠 潮, 竹中 重和, 井上 昭夫, “三次元上肢リハビリ訓練システムの開発”, 日本ロボット学会誌, vol.23, no.8, pp.1011-1018, 2005
- [3] H.Miyasaka, Y.Tomita, Orand.A, G.Tanino, K.Takeda, S.Okamoto, S.Sonoda, “Robot-aided training for upper limbs of sub-acute stroke patients” Japanese Journal of Comprehensive Rehabilitation Science, vol.6, pp27-32, 2015
- [4] 桐原 浩一, 嵯峨 宣彦, 齋藤 直樹, “空気圧シリンダを用いた上肢リハビリテーション支援装置の開発”, 計測自動制御学会東北支部第 244 回研究会, 資料番号 244-12, 2008
- [5] 高橋・成田 香代子, 竹林 崇, “上肢ロボット ReoGo-治療機器としての可能性と運用方法について-”, バイオメカニズム学会誌, Vol.37, No2, 2013
- [6] 坂倉 和樹, 打田 正樹, “アームレス移動型ロボットを用いた上肢リハビリ支援システムの開発”, 平成 26 年度電気・電子・情報関係学会東海支部連合大会, F1-8, 2014
- [7] 丸矢 博斗, 西出 圭佑, 打田 正樹, “小型移動ロボットを複数台用いた上肢リハビリトレーニング支援システム”, 日本機械学会ロボティクス・メカトロニクス講演会 2016, 2A2-02a6, 2016
- [8] 古川 忠弥, Lim Huey Shien, 打田正樹, “新型上肢リハビリテーション支援システムの開発”, バイオメカニズム学術講演会予稿集, Vol40, pp168-169, 2019
- [9] 野方 誠, “医療・福祉ロボットのリスクアセスメント”, 生体医工学, Vol44, No.2, pp271-277, 2006

Risk Assessment of Upper Limb Rehabilitation Training Support System

Atsuya FURUKAWA^{1*}, Masaki UCHIDA²

1: Advanced Engineering Course of Science and Technology for Innovation

2: Dept. of Mechanical Engineering,

Recently, Japan has a super-aged population. Therefore, the introduction of robots into the rehabilitation field is attracting attention. The use of the robots can reduce the burden of therapists. However, current robots are large and costly, which makes their introduction difficult. Furthermore, it is impossible to use the robots at home. Therefore, we are researching and developing a compact and low-cost upper limb rehabilitation training support system. The rehabilitation training support system will be used for patients. It is essential for this rehabilitation training support system to be safe. Therefore, we conducted a risk assessment using the risk assessment method for medical and welfare robots. And we have implemented countermeasures against various risks. As a result, we were able to construct the upper limb rehabilitation training support system that can be tested clinically. In this paper, we report the details of the upper limb rehabilitation training support system and the risk assessment.

Key Words : Risk assessment, upper limb rehabilitation training support system, small movable robot, aging society

1946 年衆議院議員選挙法改正における理想と実態

－ 大選挙区制限連記制に至る議論を中心に－

松岡 信之^{1*}

1: 教養教育科

1946 年改正の衆議院議員選挙法では、中選挙区単記制から大選挙区制限連記制へと選挙制度が変更された。本稿は、比例代表制を理想としていたのにもかかわらず、大選挙区制度が採用されたのかを明らかにすることを目的とする。加えて、連記数の問題をどのように解決したのかを整理する。この制度で行われた国政選挙は 1 度のみであり、歴史的な連続性はほとんどない。選挙制度はその時代の政治状況に規定される。既成政党の地盤を打破して、新人や新政党の登場を促し、将来的な比例代表制の導入に至る過渡的な制度としとして構想された。これらのことを一次史料に基づいて分析する。

Key Words : 選挙制度、大選挙区、比例代表、投票制度、日本政治史

(受付日 2021 年 10 月 1 日; 受理日 2022 年 2 月 8 日)

1. はじめに

勅語

朕茲ニ帝国議会開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕ハ国務大臣ニ命シテ衆議院議員選挙法ノ改正其ノ他緊急ナル議案ヲ帝国議会ニ提出セシム 卿等其レ克ク朕カ意ヲ体シ和衷審議以テ協賛ノ任ヲ竭サムコトヲ期セヨ (貴族院本会議、1945 年 11 月 21 日)

1945 (昭和 20) 年 11 月 26 日に召集された第 89 回帝国議会は、女性 (婦人) 参政権、有権者資格の引き下げ、選挙制度の変更などを骨子とする衆議院議員選挙法 (以下、選挙法) の改正を主な目的としていた。なぜならば、戦前の翼賛選挙 (1942 年) で選出された「旧体制」の議員が構成する衆議院の正統性が疑問視されるなか、早急に「民主主義的傾向」をもつ議会に作り替える必要に迫られていたからである (小西、1996、80)。当初、緊急勅令により現行制度のまま解散し総選挙を執行し、その後選挙制度改革を行おうとしたが、選挙活動や投票制度、そして議員の強固な地盤に関する世論の問題意識が強まったことで選挙法の全面的改正を行うこととした。

新たな選挙法では選挙制度が大幅に変更され、日本の国政選挙では唯一の例となる大選挙区制限連記制¹が採用された。この独得な選挙制度が導入された理由を端的に述べると、①戦前の中選挙区制下で選出された議員の地盤を打破すること、②少数政党や新興政党にも当選の機会を与えること、③選挙区の拡大によって「大人物」の選出を容易にすること、であった。本稿が注目するのは、大選挙区制限連記制という特異な制度が、将来的な比例代表制の導入を展望しつつ採用されたことである。この選挙法改正問題と第 22 回衆議院選挙を扱った諸研究においても、もちろん比例代表制論に触れられているが、上記の経緯を強調しているものは少ない²。大選挙区制限連記制度の立法過程と、理想の選挙制度として考えられてきた比例代表制との関連についていまいちど確認³することは、小選挙区比例代表並立制のもとさまざまな問題が顕在化している現代日本の「あるべき選挙制度」を考えるうえで有意義である⁴。本稿では、上記の目的を達成するため、政策過程に携わった内務省官僚や議会議事録、GHQ の各種史料に依拠しながら明らかにしていく。

なお本稿では、読みやすさの観点から旧字体を新字体に改めて引用する。また、『朝日新聞』は「朝日」としている。

2. 選挙法改正原案の形成

GHQ のマッカーサーが上陸する 8 月 30 日に先立ち、東久邇稔彦内閣は、山崎巖を内務大臣に、古井善実を内務次官にそれぞれ充て、選挙法の改正作業を開始した。内務省入江誠一郎地方局長の日記⁵によれば、内務省内で選挙法改正問題が浮上したのは 8 月 22 日のことであり、その後の 26 日より小林與三次（後の自治事務次官）の案を基礎として改正原案が形成されていった（「入江日記」20-21 頁）。30 日には、内務大臣への説明、関係閣僚懇談会などが行われるとともに、法制局長官や統計局長官らとの会合において選挙区ごとの有権者数を確定するため 11 月 20 日までに統計調査を実施することが決められた（「入江日記」21 頁）。先の大戦によって各選挙区の人口構成に大きな変動があったことから、選挙区定数の前提となる人口調査に重点が置かれたのである

（内政史研究会 1977、2）。政府では、現行制度を前提とした総選挙を執行することを優先していた。なぜならば、当時の衆議院議員は不正常な状態にあったからである。第 20 回総選挙（1937 年）で選出された議員は、特例法によって任期を 1 年延長され、さらに第 21 回総選挙（1942 年）の選出議員は、いわゆる翼賛選挙における非推薦候補に対する政府の干渉の末に議席を獲得していることから、ポツダム宣言中「日本国は、日本人民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障碍を除去すべし」との条文と相容れないことは明白だったからである。入江はまず、統計調査を実施し定数を是正した後に総選挙を執行し、選挙制度や投票制度など制度面の改革は、審議会での検討を経て行うつもりであった。このように省内での検討が開始される一方、統計調査や定数確定作業には時間を要することが予想され、早い時期での衆議院解散は困難であるとの見方が出される中（「朝日」1945 年 8 月 30 日）、東久邇首相は 28 日の会見において「近き将来において現在の議会の解散を御願ひして新しい思想の下に総選挙を行い、民意のあるところを質したい」として、早期の解散・総選挙の意向を示した（「朝日」1945 年 8 月 31 日）。

太田正孝を中心に選挙制度の検討を進めてきた大日本政治会（日政会）は、8 月 31 日に「選挙法改正要綱」を発表した。同要綱では「民意の暢達を主眼とする明朗闊達な選挙を期す」ための制度改革を行うこととした。すなわち、①議員定数は現行通り（466 人）とすること、②人口を確定して定数配分を行うこと、③戦災による影響を受けて現行の区割りでは機能しない選挙区では、大選挙区制（都道府県単位）をとること、④東京、大阪は

「区の範囲を適宜配合調整する」こと、の 4 点である（「朝日」、1945 年 9 月 1 日）。これらは、復員や住民の引揚、都市部への住民回帰が行われることを予想した、実際の制度改革案だった（竹前 1983、69）。

政府は 8 月 31 日の閣議において、11 月 1 日時点での人口を 20 日に確定させること、12 月初旬の議会臨時会で選挙法別表（選挙区ごとの定数、市区町村の調整）を改正し、その後議会を解散して翌年 1 月下旬に総選挙を執行する日程を示した（「朝日」1945 年 9 月 1 日）。また、9 月 4 日に第 88 回帝国議会が開院したことで、内務省内でも検討作業が本格化した⁶。当初の改正要綱では、「当面総選挙を実施する上に必要やむを得ない最小限度の改正」、つまり全体で定数 80 あまりの選挙区定数を変更することや復員軍人の選挙権の扱いなどの変更にとどめ、法案の根幹に関わる制度改革は審議会に諮るとしたものの、制度の改革を求める世論も大きく、情勢を注視していた（「朝日」1945 年 9 月 13 日）。

日政会では先に発表した要綱に基づき党内の特別委員会（委員長・太田）で審議した結論を政府の緒方竹虎書記官長に説明した（9 月 12 日）。しかしながら選挙区制度に関する改正案については党内でまとめることができず、①戦災に依る影響を受け現行区制に拠り難きものにつきては府県単位の大選挙区制を以てすること、②戦災関係の有無を問わず大選挙区制を以てすること、③現行制度を改めざること、の 3 案を併記するにとどめた（「朝日」1945 年 9 月 13 日）。中選挙区制を維持すると、「現議員の殆どが再選されて、面目の一新が不可能とみられ」、現職議員の「戦争責任はまず皆無としても、消極便乗これ事とした意味で、広汎な戦争責任を免れ得ないというのが少なくない」との批判が出されたのは当然であった（「朝日」1945 年 9 月 13 日）。

9 月 14 日の日政会解散で新党結成の機運が高まるなか、翼賛政治に批判的だった鳩山一郎が一躍脚光を浴びた。新党結成の構想を披瀝した鳩山は、「各政党の総裁、幹部が予め候補者の順位を定めておいて、選挙人は個人ではなく団体に投票し、各政党は獲得した総得票数によって当選者を決定すれば党内の統制もし易くなるし、所謂“出たくない人物”を選出する事も可能である」ことから、「全国一選挙区に依る団体比例代表制」、つまり拘束名簿式比例代表制⁷の構想を打ち出した。拘束名簿式において当選順位は党幹部によって決められることから、「党内の統制」に役立つと鳩山は考えたともいえる。

選挙法の抜本的改正を求める世論を前にして、政府は衆議院解散のみでは戦後日本の置かれた事態に即しな

関係閣僚懇談会では、「小選挙区制か大選挙区制か、大選挙区制なら道都府県を区域とするのか、一層のこと全国一選挙区にしたかどうかという問題が起り、更に比例代表制をとるかどうかの議論になり、現在の如き政治状況では政党勢力に比例して代表を選出する意味がよいとか、選挙時だけの政治団体勢力であってもこの際よいではないか」（「朝日」1945年9月27日）などの意見が出されたことで議論がまとまらず、法改正の方針決定には至らなかった⁸。

このような事態をまとめるため、28日の閣議で議会制度審議会の設置方針が明らかにされ、諮問内容を「貴族院及び衆議院の組織並びに其の運営に関する重要事項を調査」することとして議会制度全般にわたる改革を目指すこととした⁹。この方針を受け、内務省では審議会委員の人選に着手した（「入江日記」27頁）。主な改正点は、選挙権・被選挙権の年齢低下、女性参政権、選挙区制度、選挙運動取締り規定の簡易化、比例代表制の是非など幅広いことから、審議会での調査などに相応の期間が必要とされ、改正案の施行は46年6月頃になると予想されたが、衆議院議員の任期は46年4月末で満了となることから、任期延長も視野に入れていたのである（「朝日」1945年9月29日）。

10月4日、GHQは日本政府にあてて「自由の指令（政治的、市民的及宗教的自由に対する制限の除去に関する覚書）」を発し、自由を抑圧する制度の廃止を命じた。これは国民の言論の自由などを制限していたあらゆる法令の廃止を求めていたほか、内務大臣や特高（特別高等警察）職員らおよそ4000人の罷免・解雇、政治犯の即時釈放をも求めるなど、「思想・信条の自由を強制的に創り出す措置」であった（楠 2013、20）。選挙法の改正作業にあたっていた入江が「全く一同予期せざりしこと」であると書き残したほどの急進的な改革であり（「入江日記」29頁）、日本政府に激震をもたらした。東久邇内閣はこの指令に対応することができず、翌5日に総辞職し、また議会制度審議会の幹事会開催を延期するに至った¹⁰。後継首相は、若槻礼次郎内閣などで外務大臣を務めた幣原喜重郎に白羽の矢が立てられた。内務大臣には内務畑を歩んできた堀切善次郎が、内務次官には坂千秋が、それぞれ就いた。堀切は選挙法抜本改正や衆議院の解散が必要であると認識していたことから、選挙法に通曉している坂に対して根本改正を期待したのである（伊藤監修 2012、80-81）。坂は担当者（入江誠一郎地方局長、鈴木俊一行政課長、小林與三次事務官）に対し「今後の内務省の当面の問題は選挙法の大改正であって、大臣も次官も之を最も重要視しているから努力してもらいたき旨」を述べ、改正案の取りまとめを指示した（「入江日記」31頁）。

坂ら内務官僚が堀切大臣とともに選挙法問題を協議した結果を踏まえ、10月11日午後の閣議において改正案の方向は女性（婦人）参政権、有権者の年齢低下、選挙区制度の改正など法の全般にわたっての改正となることが決まり、12月初旬に臨時国会を招集し改正選挙法を成立させる方針をとるに至った（「入江日記」31頁）。

翌11日には、堀切大臣も出席して選挙法問題を協議した結果、同日午後の閣議において、「婦人参政権の設定、（有権者の）年齢低下、選挙区の改正等の問題を中心に選挙法の大改正を行い、12月初旬臨時国会を召集して之を成立せしむる」との方針が提起され、これらの基本的方針は出席大臣からの賛成を得るに至った（「入江日記」31頁）。同日には就任挨拶のためにGHQを訪ねた幣原首相に対し、マッカーサーはいわゆる五大改革指令の実行を命じた。このなかで選挙制度に関わる指令は、女性参政権（参政権の賦与に依り日本の婦人を解放すること¹¹）のみで、しかも日本側は既に法改正の方針の中に位置づけており、いわばGHQの要求を先取りしていた形となっていた。政府が改正作業を急いだ背景には、次田書記官長の「ぐずぐずしていると司令部から何を言ってくるからわからない」から「いわれないさきに早くやってしまおう」との発言に象徴されるように¹²、GHQからの要求が増える前に選挙法を改正しようとしたといえる。翌日の閣議では、「民間の進歩的な意見はこれを十分に採り入れ理想的な改正を断行」することも併せて決定されたが（「朝日」1945年10月13日）、人口の多い府県の分割や有権者年齢についての合意には至らず、20日に決定を延ばすこととされた（「入江日記」33頁）。また、衆議院でも議会制度調査特別委員会を設置（9月29日）して議論が重ねられ、10月12日には改正要綱を議決するに至った。同要綱では、定数を維持（466議席）した上で人口移動に対応する定員配置を行うことや、選挙制度については二案併記とした。すなわち、①「戦災に依る影響を受け現行区画に拠り難きものに付いては府県単位の大選挙区制を以てすること、但し東京大阪に付ては区の範囲を適宜配合調整すること」と、②「戦災関係の有無を問わず原則として府県単位の大選挙区制を以てすること」として、後者つまり府県単位の大選挙区制が「有力なり」と結論づけられた（自治大学校編 1961、9）。

旧来の地盤を打破するためには、少数派でも議席獲得を目指すことが可能な大選挙区制を採用することは、堀切大臣の持論であった（伊藤監修 2012、81）。19日の閣議前に坂らは政府の改正要綱を衆議院側に説明した際には議員から発言が相次ぎ、「議会上に上程せられた場合の困難」が予想された（「入江日記」34頁）。しかし政府改正要綱は23日の閣議で決定され、有権者の年齢低下、女性参政権、大選挙区制がそれぞれ政府案とし

てまとめられることになった。とくに選挙制度については「都道府県単位の大選挙区制（議員定数 15 名以上の都道府県は 2 選挙区に分かつこと）を採用する」とされ、懸案となっていた府県分割がにわかに現実のものとなった（自治大学校編 1961、10-12）。一方、投票制度については各党の案に隔たりがあったことから、議会での決定には難航が予想された。先述の通り、鳩山は拘束名簿式比例代表制案を、また社会党は「大選挙区複次式比例代表制」¹³、つまり複次式の単記移譲式比例代表制案を、それぞれ推進したのである。

政府内での大選挙区制における投票制度の問題は、10 月 29 日に一応の決着がついたようである。入江は同日「午後四時より次官室にて選挙法に関する『制限連記制度、混合開票制度及び外地人の選挙権』の問題を協議、大臣及次官は結局、制限連記制にふみきる意向である」と記し、制限連記制を採用することに決した（「入江日記」36 頁）。この際、坂次官が制限連記投票制を進言したことは、小林（小林 1959、21）や堀切（伊藤監修 2012、143-144）の証言からも明らかで、特に鈴木は「小選挙区と大選挙区の長所といえますか、多数代表と比例代表の中間をいくようなものを坂さんの意見に従って」立案したと証言する（内政史研究会 1977、4）。

10 月 30 日の閣議では制限連記制の採用方針が決定されたものの、各選挙区の記載人数、つまり 1 票に何人の候補者を記載するのかについては引き続き議論を行うこととなった。同日提出された「制限連記投票制の採用に関する件」では、次のように両論が併記されている。すなわち、第一案として、定数 5 人以下の選挙区では記載制限数を 1 人（単記）とし、同 6 人から 10 人の選挙区は 2 人連記、同 11 人から 14 人の選挙区では 3 人連記とすること、つまり定数 6 以上の選挙区では制限連記とすること、第 2 案では、5 人以下の選挙区では 1 人記載、6 人から 8 人の選挙区では 2 人連記、9 人から 11 人の選挙区では 3 人連記、12 人から 14 人の選挙区では 4 人連記とする方式（自治大学校編 1961、13-14）で、前者に比べ後者は定数による記載上限数が細分化されている。閣議では堀切大臣より、制限連記制が単記制・連記制と、多数代表制・比例代表制の両者の中間策であると発言があり（「朝日」1945 年 10 月 31 日）、この二重の意味での折衷案という論理は、この後の議会でも用いられていくことになる。いずれにせよ、制限連記制が差しあたった制度として構想されており、GHQ もこの制度に注目したようである（「入江日記」36 頁）。

まったく新しい投票制度に対し、既成政党は総じて批判的であった。鳩山が率いる日本自由党は「各投票者の意思を出来るだけ結果に表し、無効投票を極力少なくするのが本来の建前であり、比例代表制はこの意味から最も理想的な方法である」一方、制限連記制は有権者の意

志を十分にくみ取ることができない制度であると批判し、社会党も「大選挙区制を採用する以上、比例代表制を伴うことは当然のこと」と批判するなど、比例代表制の採用を目指す両党からは不評であった（「朝日」1945 年 11 月 1 日）。自・社両党とともに、旧日政会も含め、比例代表制こそが望ましい選挙制度であるとの見解を有していることは興味深い。このように、「比例代表制への一階段」としての制限連記制案について各党から批判されたことを受け、堀切大臣は「大選挙区制を採るについて種々考えた結果、従来の単記制では不合理で、これを合理的にするには比例代表制がよいと思った」ものの、名簿式や単記移譲式の両案ともに「現下の情勢には不適當」であるとの結論に達したこと、完全連記は「過半数を制した党派がすべてを占めることになり、不合理」となり、また単記制では「特定の人に票数が集中してしまうおそれ」があることから連記数の制限に至ったことを表明した（「朝日」1945 年 11 月 1 日）。その後の内務省での検討などの協議を経て、記載制限数は先の第一案が採用された。この過程では、枢密院において同法案に関する「下調べ」が行われ、南弘枢密院顧問官より以下の発言がなされた。

堀切大臣より本案の内容に付説明あり南委員より

(1) 法案中連合軍最高司令部の要請に係る事項を質し堀切大臣より〔GHQ から〕婦人に参政権を認むべき旨の要請ありたる外何等具体的事項を求められたることなき旨〔略〕

(4) 人口の増勢に鑑み議員の定数を増加しては如何を問う堀切大臣より議員の定数に付いては増減各種の意見あり双方の利害を考慮して決定すべく将来の研究に俟つべき旨

(5) 中選挙区制を大選挙区制に改むる理由を問い堀切大臣及び坂次官より人口の移動に応じ現在の選挙区に何等かの変更を加うるの要あると選挙権を大いに拡張するに当たり選挙の基盤を現状のままに放置するの不適当なるに鑑み大人物の出馬に便ならしむる為大選挙区制をとることとした旨

(6) 投票の形式に付し堀切内務大臣及坂内務次官より小選挙区制に於いては単記制、大選挙区制に於いては比例代表を通則とするも比例代表制中名簿式は政党組織の混沌たる現状に於いて其の結果を期し難く、単記移譲式は投票者に対しては其の効果を飲み込ませ難く事務担当者に対しては技術的習熟を加うるの暇なきに由り孰れも之を採らず而して定員全部の連記制は現在の下院議院の選挙に付いて観る如く多数派に絶対有利の結果をもたらすが故に結局本案の如き制限連記制を採用したる旨¹⁴

などがそれぞれ答弁された。比例代表制の採用に際して「政党組織の混沌たる現状」では、困難であることが表明され、やはり大選挙区制限連記制は過渡的な制度であることが明らかになったのである。枢密院は政府原案を認め、ようやく議会への法案提出の目途がつけられることとなった。

3. 制限連記制を巡る立法過程

内務省では枢密院対策と並行しつつ、鈴木課長と小林事務官がGHQに対する説明にあたっていた。11月20日、鈴木は民政局のロウスト (Pieter K. Roest) 中佐と会見するなかで、「選挙区の拡大が提案されているのはなぜか」との問いに対し、内務省側から“the redesigned districts will tend to break the widespread tendency to elect the same men to office year after year.”とやや直截的な回答をしていることが注目される。GHQ側は改正案を受け取り、部内での検討を行うこととした (福永 1997、28-41)。なお、同月に実施された統計調査によって、議員一人当たりの人口は約15万5000人となり、総定員を468人 (2人増) とし、定数15人を超える東京、北海道、大阪、兵庫、新潟、愛知、福岡の7都道府県は2つに分割されることとなった (「朝日」1945年11月23日)。

GHQや枢密院においては順調に進められていた一方、対議会では未だ批判的な雰囲気であった。入江局長は議会とやりとりをする中で、「議会の空気は制限連記制に付批判的のようである (26日)」 (「入江日記」43頁) と感じていたが、のちに制限連記制に対する意見が噴出することになる。なお、7日間という短期間で枢密院審査委員会は全会一致で政府原案を了承した (25日)。

26日に召集された第89回帝国議会臨時会では、幣原首相が演説で選挙法改正を最重要法案として、その重要性について以下のように述べた。

我が国は「ポツダム」宣言の受諾に依り、我が国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障碍を除去するの義務を負うものであります、我が国民の間に於きまして、近代的民主主義傾向は明治時代から漸次芽生えつつあったものが、近年反動的勢力に圧せられて、發育を阻止せられて居たのであります、幸にして其の思想の根は枯れ失せたのではなく、今回反動勢力の圧迫から解放せらるると共に、比較的容易に其の活力を恢復して再び芽を吹くのと期待せられます、我々は今後とも斯かる傾向の發達強化に何等の障碍を来すものがないように、特に意を用いんとするものであります、是が為には、先ず議會をして国民の総意を正しく反映するの機能を發揮し得せしめなければなりません、議會が民意反映の機能を確保せんが為には、先ず全然自由公正な

る選挙に俟つの外ないのであります、現行の衆議院議員選挙法は此の見地より検討して、時局の要求に適しない所があると認められますから、同法改正案の準備を急ぎ、之を本議會に提出して御審議を煩はさんとするものであります、今回本臨時議會の招集を奏請致しましたる主なる理由も亦実に茲に存するのであります (衆議院本会議、1945年11月26日)

自由党と社会党は比例代表制の採用を求め、また結党間もない進歩党は基本的に政府案に賛成すると予測されていたことから、審議での問題は制限連記制の可否に集中すると考えられた (「朝日」1945年11月27日)。

実際に鳩山は、次のように選挙制度の不備を批判した。すなわち、「強権政治の再来、反動政治の勃興」を阻止するためには小党乱立を防ぎ政党制を確立することが肝要であるのに、比例代表制ではなく制限連記制を採ったのでは政局が不安定化する、というのである (衆議院本会議、1945年11月29日)。政府は11月中の改正案提出を予定していたが、戦争責任に関する衆議院決議に議論が集中したことから12月にずれ込むこととなった (「入江日記」44-45頁)。

12月1日の改正案第一読会において提案理由の説明に立った堀切大臣は、「従来の固定致しました基礎とは異なる新たな基礎の上に選挙を行うことが必要」となったこと、「戦災等に因りまして人口の異動が全国的に極めて大規模に行われました結果、従来の選挙区の儘で選挙を執行致しますことは、事実上困難」であることから大選挙区制の採用に至った経緯を説明し、かつ大選挙区制の採用によって「国家的人物乃至は所謂新人の選出の可能性を強め」との特長を述べ、法案への理解を求めた。また、定数の多い選挙区で単記制を導入した場合、特定の候補者に票の偏在が生じることから、定員6人以上の選挙区のみ制限連記制を採用することとした旨を述べた。あくまでも今回の選挙制度改革は過渡的なものであって比例代表制の採用が最適であることは認めつつ、「現在の政界の実情」や「選挙人の政治訓練の程度」によりそれが実現不可能であることから、「今後の研究に俟つ」ことを率直に述べている (衆議院本会議、1945年12月1日)。

本会議では制限連記制に関する質問が集中したが、論点をいくつかに類型化することができよう。第一に、有権者の選挙権に軽重 (議事録では「差等」) が生じるのではないかという点である。つまり、選挙区により有権者の投票数 (記載制限数) が異なることは不平等であり、その根拠を求めたのである (衆議院本会議、1945年12月3日)。政府原案では5人以下の選挙区では単記、6～11人では2人連記、12人以上では3人連記となり、15人以上の都道府県は分割となる。制限連記とはいえ、

定数 5 人以下の選挙区（8 県・表 1 の網掛け部分）の有権者は 1 人しか記載できないのに、東京都 2 区の有権者は事実上 3 票分を投票できることになる。これに対して堀切大臣は定数の多寡にかかわらず単記とした方がより不平等であるとして理解を求めたものの、記載上限数が選挙区により異なることをについて説得的に述べることはほとんど不可能であった。

第二に、女性参政権や有権者資格の低下など「画期的なる、思い切った、徹底的なる改正」に、なぜ比例代表制の採用が含まれないのかとの点である。確かに、改正選挙法では大正期から議論が続けられていたこれらの問題を一举に解決したものの、選挙制度は中間策とするなど改革の「不徹底」さが残る。堀切大臣は有権者の政治教育が不十分ではないとか、技術的問題点、すなわち名簿式か単記移譲式かの選択に理解が得られていないことや計算式の複雑化によって集計作業が困難になる旨を述べて理解を求めるとどまった。また、政治の側にも「各党各政派の政綱政策が十分に徹底して」いないことを挙げ、「まだ時期少しく早いのではないかと判断」したというのである（衆議院本会議、1945 年 12 月 1 日）。

他にも選挙運動の自由化、選挙公営、罰則などの論点が出され、選挙法改正案を審議する委員会を設置することとした。本会議で改正案に対する大方の論点が出されたことで、内務省側もその対応策を事前に検討できる余裕が生まれたのである（「入江日記」 45 頁）。

第 4 回特別委員会（7 日）では、これらの論点が審議された。大川光三が「一票づつの権利の享有こそは絶対であり不動」でなければならないと質したのに対し、堀切大臣は憲法や法において「投票権は平等たるべしと言うようなことを規定」しておらず、各選挙区に配分される定数が全国一律の基準で配分されることで投票の平等が担保されると述べるなど防戦に努めた（衆議院特別委員会、1945 年 12 月 7 日）。ただ、最大会派の進歩党は制限連記に理解を示していた（「入江日記」 46 頁）ことから、政府は法案の採決を楽観視していたようである。

しかし、その進歩党でも投票制度に関する方針の一本化は難航した。12 月 9 日、党内で改正案を検討したものの従来の単記制を求める意見が多数を占めたことから党議決定に至らなかったのである。党内における制限連記に関する異論は根強く、同日の総務会において定数 10 人以下の選挙区を 2 人連記、11 人以上の選挙区は 3 人連記とする修正案を決定（「朝日」 1945 年 12 月 11 日）するなど、政府原案の通過が危ぶまれるようになった。社会党も東京都など人口大県での選挙区分割に反対し、あくまでも単記移譲式の比例代表を求めることを決定するなど、各党ともに修正案を提出しつつ「落とし所」

を掴もうとしていたのである（「朝日」1945 年 12 月 11 日）。

表 1：各選挙区の定数¹⁵

選挙区	定数	選挙区	定数
北海道①	14	滋賀	6
北海道②	9	京都	10
青森	7	大阪①	7
岩手	8	大阪②	11
宮城	9	兵庫①	11
秋田	8	兵庫②	7
山形	9	奈良	5
福島	13	和歌山	6
茨城	13	鳥取	4
栃木	10	島根	6
群馬	10	岡山	10
埼玉	13	広島	12
千葉	13	山口	9
東京①	10	徳島	5
東京②	12	香川	6
神奈川	12	愛媛	9
新潟①	7	高知	5
新潟②	8	福岡①	9
富山	6	福岡②	9
石川	6	佐賀	5
福井	5	長崎	8
山梨	5	熊本	10
長野	14	大分	7
岐阜	10	宮崎	6
静岡	14	鹿児島	11
愛知①	11	沖縄	2
愛知②	7	※施行未定	
三重	9	総定数	468

11 日の特別委員会では、議会多数派の進歩党が制限連記を容認する一方、記載上限数を変更する修正案を提出した。つまり、定数 10 人以下の選挙区では一律に 2 人連記にする案であり、それ以外の部分は政府原案に賛成したことで、特別委員会は進歩党案を可決したのである。政府原案が否決されたことに堀切大臣は、「政府の原案と大分差異を生じましたことを甚だ遺憾に存ずる次第」

であると不満を表明した。しかし、進歩党案では定数 2 の沖縄県選挙区、一部の補欠選挙や再選挙において完全連記制となる問題が明らかになったのである。入江局長も修正案に「欠陥があることが発見せらる」と記している（「入江日記」 47-48 頁）。単記投票を想定しない修正案が貴族院に回付されたことで、政府はこの矛盾点を解消するためにも政府原案に再修正すべきであるという論理で貴族院での審議に臨むことになった。

貴族院の選挙法改正案特別委員会（衆議院議員選挙法中改正法律案特別委員会）は 12 月 12 日より開始され、堀切大臣が改正案の説明と修正案に反対する意見を述べた。特に沖縄県選挙区が完全連記となる問題については、同制度が「比較多数の政党がありますれば、2 人全部を簡単に独占してしまうことになる」ために選挙法改正の精神に反するものとして「是は合理的ではない」と再考を求めた（貴族院特別委員会、1945 年 12 月 12 日）。しかし、貴族院は再修正に対する積極的な動きを見せなかった（「入江日記」 48 頁）。それは、民意を反映しない貴族院の正統性そのものが疑問視されているなかで衆議院案に反対した場合、貴族院が民主的改革を阻む勢力として見なされかねない。さらに総選挙後の新議会において憲法や貴族院改革が審議される予定であること（「朝日」 1945 年 12 月 12 日）から、修正案を退けることにより衆議院と対立することを避けたいとの意向もあった。しかし、政府側も修正案が政党人の利害によるものであると見なしていたことから、妥協することは困難だった（「朝日」 1945 年 12 月 13 日）。

政府と衆議院との対立は、12 月 13 日の第 2 回委員会（12 月 13 日）において法案審議に関わる問題点として提起された。貴族院は、衆議院との対立を避けたいものの修正案の欠陥を直す必要に迫られたのである（「朝日」 1945 年 12 月 14 日）。第 3 回委員会では、丸山鶴吉と山岡萬之助の両委員より意見が出された。丸山が政府原案に再修正するべきであると論じた一方、山岡は 3 人以下の選挙区を単記として、定数 4 人～10 人は 2 人連記、定数 11 人以上は 3 人連記とする修正案を提出した。定数 3 以下を単記としたのは、修正案の欠陥、つまり沖縄県選挙区や補欠選挙などで完全連記になってしまう問題を是正し、かつ法律上再選挙を可能とする定数を加味したのであり、それ以外はすべて修正案に賛成したのである。山岡の修正案に賛成意見が相次ぎ、結局この案が委員会でも可決された。貴衆両院で政府原案が受け入れられなかった堀切大臣は、「私は色々率直に申し上げて居ったのでありますが、併し両院の決議がそう言う風に出来ます以上は無論それを尊重して、それに従うべき事は、「デモクラシー」の本旨から致しまして、当然のことと考えて居ります」と述べて、貴族院の再修正案を受け入れたのである（貴族院特別委員会、1945 年 12 月 12 日）。

貴族院の再修正案は、貴族院としての意志を強固に表明したというよりも、完全連記制を避けるための技術的解決でしかなく、修正案つまり進歩党案への妥協という見方もできる（水崎 1975、12）。再修正案は衆議院本会議において起立総員で決し、改正選挙法は成立した。枢密院でも「此の儘可決せられ然るべき旨」、審査を終えた¹⁶。なお、沖縄県が選挙法の施行地域から除外されたため、第 22 回総選挙は全ての（施行）地域で制限連記制がとられることとなった。

4. 公職追放の影響

改正選挙法の成立によって解散・衆議院選挙の機運が高まる一方、政府部内では GHQ との協議を行う段となった。政府原案は事前に GHQ と協議して了解を得ていたものの、議会での修正を受けて新たに説明する必要性が生じたことから、法案成立と同日の 12 月 15 日に小林事務官がロウストと協議するなかで進歩党案を「お粗末な立法作業（This poor piece of legislative work）」と批判しながら、進歩党案が貴族院に回付された旨を報告している（福永 1997、45-49）。12 月 18 日衆議院は解散され、翌 46 年 1 月 22 日を期して衆議院選挙を施行することが決められた。しかしながら、周知のように GHQ は日本政府に対して衆議院選挙の期日延期を通告し、内務省をはじめ政府、議会は混乱に陥った。

26 日、入江局長はロウストとの協議に臨んだ。ロウストは「日本の選挙に関し英ソ等より多くの批判を受くる虞れ」があるため、十分に研究・検討する必要がある旨述べ、また GHQ での検討の結果「修正方指令せらるる可能性もある」との回答を得た（自治大学校編 1961、48-49）。GHQ 内部では、制限連記をめぐって賛成論、反対論それぞれの立場から議論が行われていたものの、最終的には「有名人のほかにも新人にも投票することができる」こと、「票が有名人のみに集中せず分散することは、古い人には非常に脅威であり、新人候補に希望を与えるものである。かくて日本は新生する」ことを評価し、改正選挙法を是認する立場が優勢となった。また、制限連記制が妥協策であることを GHQ は理解し、「国民も地方役人も個人中心から政党中心（比例代表）への選挙に急に頭を切り換えることは困難であり、時間をかけて教育する」ことが求められるため、「当分の間、制限連記制は国民に習慣化していた単記投票方式を考え直させると同時に、旧勢力が戦前のような力をもつことを防ぐのに役立つだろう」との評価に落ち着く形となった（竹前 2002、266-267）。彼らは当時の日本に「政党のリーダーシップは不要」と考えており、それよりも「少数党も大政党に対抗して戦うことのできる大選挙区制限連記制が「当面の最良の方法である」と考えていたのである。

翌年 5 日に提出されたロウストの意見では、改正選挙法を詳細に検討し、基本的には日本の自主性に任せるという意見を付した(竹前 2002、271)。また各党が大選挙区制を肯定的に捉えていることから「選挙区の拡大は、反動的な旧議員を除いて、すべての政党に受け入れられている」ものの、これに「反対するのは政治的に賢明ではなく、賢明な選挙運動によってその効果を打ち消すことができる」と信じていたからこの変更にも賛成しただけである」と進歩党の態度を分析した。総じて「政府はこの問題をよく考えたと思われる」と、日本側が行った改正案に賛成の立場を表明したのである(福永 1997、68-69)。さらに、比例代表制が「複雑な投票制度と個人よりも政党を優先する」ことから「次の議会で導入し、その後、一連の地方選挙や時折の選挙で国民に教育することができる」と日本政府の説明を付した(福永 1997、70)。

結局のところ、ロウストは当時の日本では大選挙区制限連記制を採用するほかにないと認識していたのではない。小選挙区制を採用すれば選挙区は細分化され、かつ選挙区内で多数票を獲得しなければ当選できないために少数政党の進出は非常に困難である。大選挙区では少数政党であったとしても当選の可能性が増大するため、多党化傾向となる。ロウストは「制限連記制と大選挙区制の結合は、一部では「分断」と揶揄される国会議員の多様性を生み出している。これこそが今の日本に必要なことである」と、むしろ多党化を歓迎する。ただし、「次期議会が直面する問題の多くは、党の教義に固執すれば解決するようなものではない。したがって、これらの問題に対処するためには、強力な党の指導力がどうしても必要というわけではない」として形成途上にある政党の指導力には懐疑的であった(福永 1997、70)。だからこそ、近代的な政党組織や幹部のリーダーシップを前提にしている比例代表にも否定的であった。報告書は、「選挙区域の拡大と相まって、制限連記制が現代日本の優れた選挙制度と言えるかもしれない」(福永 1997、71)と、過渡期における選挙制度として適当であると結論づけたのである。

この改正選挙法を対象とするにあたって公職追放に触れないわけにはいかないだろう。これまで見てきたように、GHQ は同法の立法過程では日本の自主性を尊重していたものの、同法の施行に至り公職追放という大干渉を行った。1946 年 1 月 4 日、突如として日本政府に指令された公職追放は、翼賛政治活動に関わった政治家などを対象とする大規模なページであった。この衝撃はまず、選挙法を所管する内務省を襲った。「内務省は知事、次官、局長の大部分は翼賛会支部長として該当する如く、内務省部内にとっては特に大問題である。大臣室に幹部集合し緊急の会議が開かれた」(「入江日記」 54 頁)。

また、幣原内閣でも次田書記官長や松村謙三農林大臣などが追放令に該当したことで、内閣は混乱状態に陥った。入江も選挙法改正問題との板挟みになる中、「選挙法改正問題もこの大問題に当面して、進行せざることとなる(1 月 7 日)」、「内閣改造に決定との情報がある(12 日)」、「堀切内相辞任、又之に伴い内務次官」も「辞任の新聞記事がある(12 日)」など、その慌ただしさが見て取れる(「入江日記」 55-58 頁)。なお、1 月 25 日には入江も地方局長を退任した。進歩党に至っては、町田忠治総裁や鶴見祐輔幹事長以下 260 人が追放されたことで壊滅状態に陥り、一部では「身代わり候補」なども模索された。

候補者の適格審査に時日を要したことで、衆議院選挙は再延期された後の 4 月 10 日に実施された。鳩山一郎率いる自由党が 140 人の当選者を出して第一党を獲得し、続いて進歩党 93 人、社会党 92 人、協同党 14 人の当選者を出すに至ったのである。社会党が伸び悩んだことや、保守政党である自由党が比較第一党となったことは意外に思われた。また、少数政党の当選も相次ぎ、共産党 5 人のほか、諸派 38 人、無所属は 80 人が当選した。選挙では小政党の乱立が顕著であり、その数は 300 以上に達し、「一人一党」と呼ばれる零細政党が諸派の多くを占めた。なお、合法政党として初めて選挙に参加した共産党が当選者を出したこと、また女性の当選者が 39 人に達したことは、制限連記制の「効果」であろう。

5. 大選挙区制限連記制と比例代表制—結びにかえて

大選挙区制限連記制のもと実施された第 22 回衆議院選挙は、立法者が想定した新人の大量進出や既成地盤の打破がいずれも成し遂げられたという点から見れば成功であった。しかし、この選挙制度に対しては非常に多くの問題点があったことも事実であり、以下で簡単に振り返っておきたい。

表 2：定数別選挙区の最低・平均得票率（一部）¹⁷

選挙区	最低得票率	平均得票率
4人区	5.1%	8.1%
5人区	6%	8.9%
6人区	4.7%	7.3%
10人区	2.6%	4.9%
13人区	2%	3.3%
14人区	2.1%	3.3%

第一に、大選挙区制のもとで選挙区の定数が増大した結果、「僅かな」得票で当選することが可能になったことである。表 2 は、いくつかの選挙区における最低得票

率と平均得票率を示したものである。例えば6人区では、4.7%の得票で当選した候補者がおり、6人区全体における当選者の平均得票率は7.3%である。つまり、定数6の選挙区では、1割未満の得票で多くの候補者が当選できることになる。甚だしくは定数10人以上の選挙区であって、特に13人区では2%の得票で当選した候補者がおり、当選者の平均得票率も3.3%であった。広く支持を得て当選したとはいいたいがたいケースが散見される。

第二に、選挙法改正過程で実務を担当した小林事務官が言う「連記制のいたずら」現象である。定数4人以上の選挙区では、2人ないし3人の制限連記制が採られたが、有権者の中には「本命」の候補者を記載し、残りの欄に「本命ではない」候補者を記載する例が続出したと言われる。小林はこうした現象を「投票としては極めて無責任であり、出鱈目が行われた」と指摘している(小林 1966、126-127)。自由投票の原則から見れば有権者の投票行動も自由であるべきだが、少なくとも当時においては好ましくない行動と見なされていたのである。

第三には、制度の問題というよりも当局側の問題である。制限連記制では1票に複数の候補者が記載されていることから開票作業は難航した。それに加えて候補者の乱立、10人以上の定数、作業の習熟不足などが相まって、開票作業は著しく遅延した(松岡 2020、96-98)。

大選挙区制限連記制は、日本の敗戦による混乱に対処するためにやむを得ず採用されたという側面と、理想の選挙制度とされた比例代表制導入に至る一里塚としての側面を有していた。そして、混乱が静まり政党政治が(再び)勃興した後に来たるべき選挙制度として比例代表制は構想されていた。しかし、長期にわたって比例代表制が日の目を見ることはなかった。大選挙区制限連記制は1度の衆議院選挙を経た後にすぐ改廃され、その後の日本政治を特徴づける中選挙区単記非移譲式という、日本政治に馴染みの深い、ただし特異な制度に取って代わられた。1990年代に行われた一連の選挙制度改革によって、腐敗を防止しさらに政権交代が可能な小選挙区比例代表並立制が導入された。この制度はおよそ30年を経て日本に定着し、特に選挙制度改革と行政改革によって、当初考えられてきた「効果」とともに「弊害」も多く指摘されている。選挙制度は有権者の意思を議会構成に変換させるメカニズムであり、不断の検証が必要である。

引用文献

1. 伊藤隆監修(2012年)『現代史を語る 7-堀切善次郎・田中広太郎 内政史研究会談話速記録』現代史料出版。
2. 入江誠一郎氏追悼集刊行会(1965年)『入江誠一郎氏を偲ぶ』。

3. 加藤秀治郎編(1998年)『選挙制度の思想と理論』、芦書房。
4. 楠綾子(2013年)『現代日本政治史 1-占領から独立へ』、吉川弘文館。
5. 小西徳應(1996年)「衆議院議員選挙法改正の論理と『手法』-1946年選挙の実態と1947年改正-」、吉田善明ほか編『憲法政治-軌跡と展開』、敬文堂。
6. 小林與三次(1959年)「坂千秋氏を悼む」、『租税研究』第6巻110号。
7. 小林與三次(1966年)『私の自治ノート』、帝国地方行政学会。
8. 自治大学校編(1961年)『戦後自治史 第4 衆議院議員選挙法の改正』。
9. 衆議院事務局編(1950年)『衆議院議員総選挙一覧 第22回』。
10. 杉正夫(1986年)『日本選挙制度史-普通選挙法から公職選挙法まで-』、九州大学出版会。
11. 竹前栄治(1983年)「戦後初期の選挙制度改革(1)-昭和20年衆議院議員選挙法改正とGHQ」、『東京経大会誌』129号。
12. 竹前栄治(2002年)『占領戦後史』、岩波書店。
12. 竹前栄治・中村隆英監修(1996年)『GHQ 日本占領史 第10巻 選挙制度の改革』、日本図書センター。
13. 田中善一郎(2005年)『日本の総選挙 1946-2003』、東京大学出版会。
14. 内政史研究会編(1977年)『鈴木俊一氏談話速記録 第5回(213集・昭和50年12月24日)』。
15. 福永文夫編(1997年)『GHQ 民政局資料 「戦後改革」 第2巻 選挙法・政治資金規正法』、丸善。
16. 藤田博昭(1978年)『日本の選挙区制』、東洋経済新報社。
17. 松岡信之(2020年)「第22回衆議院議員総選挙における埼玉県選挙区」、『さいたま市アーカイブズ紀要』第4号。
18. 水崎節文(1975年)「戦後選挙制度革命の一点：制限連記投票の採用とその実態」、『岐阜大学教養部研究報告』第11巻。
19. 国立公文書館「デジタルアーカイブ」URL：
<https://www.digital.archives.go.jp>
20. 国立国会図書館「帝国議会会議録検索システム」
URL：<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp>
21. 『朝日新聞』

¹ 都道府県を一選挙区(東京都など人口の多い県などは2分割)として定数4~14を配分し、有権者は定数に応じて2票ないし3票を連記して投票する。それまでの中選挙区単記投票制とは根本的に異なる投票制度である。

² 本稿に関連する先行研究として、小西 (1996)、竹前 (1983)、竹前・中村監修 (1996)、自治大学校編 (1961)、杣 (1986)、福永編 (1997)、水崎 (1975) などがある。

³ 改正選挙法の立法過程を詳細に論じた水崎 (1975) は、「政府としては、比例代表制に近い将来に実現する意図はなかった」と述べている。本稿では当時の理想的な選挙制度が比例代表制であったことに注目する。

⁴ 加藤編 (1998、15-16) の指摘にも注目したい。「わが国の選挙制度論では、政治思想との関連性がことのほか考慮されないままできたが、これは戦後の知的雰囲気に関連しているかもしれない。選挙制度研究は地味な技術的分野のように見なされ、関心を寄せる政治思想研究者は少なかった。戦前は美濃部達吉や吉野作造のような立派な選挙制度論があったが、戦後は実務的色彩の濃いものか、選挙制度の歴史を記述的に扱うものが主となっていた。〔下線部筆者〕」のである。また藤田 (1978、25) では、制限連記制を含む「少数代表法の代表としての意義は、政党が社会的に存在を承認されるまでの過渡期に、少数者にも代表の機会を与えるというただそのことのためだけに、技術的に考案されたものであって、代表法としての理論的根拠は現在においては完全に失われていることに留意する必要がある」ことを指摘している。

⁵ 以下、「入江日記」は入江誠一郎氏追悼集刊行会 (1965) 所収、「終戦より地方局長退官までの日記抄録」による。

⁶ 「入江日記」22-24頁では、選挙法に関する動きを以下のように記している。□ は筆者。

9月4日 議会開会、開院式あり。昼、〔古井〕次官に選挙法の法案を説明し、大臣に提出

9月6日 午後、次官に選挙法改正要綱の説明をなし、大臣が閣議に於ける選挙法説明要綱及び十条の改正説明書を書く

9月7日 午後8時大臣に選挙法関係の説明

9月9日 9時10分東京発の汽車にて茅ヶ崎在住の枢密院顧問官南〔弘〕氏を訪問し、枢密院の審議に関する了解を求める

9月10日 午後1時大臣のところで枢密院の関係を説明し、4時半より次官の新聞記者招待

9月12日 「選挙人名簿に関する件」緊急勅令、枢密院の本会議に於いて可決せらる。即ち、午前10時より本件に関する審査委員会あり、午後2時宮内省会議室にて、審議があり決定せらる。午後1時非公式に新聞発表を行い、尚明日の本件に関する地方課長会議に付ての打合せ行う

⁷ 比例代表制には、名簿式と単記移譲式の2つがあり、鳩山案は前者と考えられる。名簿式にも政党 (政治団体) が作成した名簿を有権者が順位を変更することを可否とするかにより制度が若干異なる。鳩山案では、政党側が「予め候補者の順位を定め」、「選挙人は個人でなく団体 (政党) に投票」し、「各政党は獲得した総得票数によって当選者を決定」することを想定しているので、全国一区の拘束名簿式となる。

⁸ 選挙制度改革の方向としては、現行の中選挙区制から大選挙区制への変更となることが予想された。衆議院では、1900 (明治33) 年に山縣有朋内閣が行った法改正により大選挙区単記投票制が採用され、7回の総選挙を執行している。当時は市部と郡部を分割し、前者は定数1の小選挙区制を、後者は大選挙区単記制とした。選挙区選挙において現在まで採用されている単記制、そして自署式の源流はここにある。

⁹ 国立公文書館デジタルアーカイブ「議会制度審議会官制」(1945年9月28日)。

¹⁰ 「入江日記」30頁。審議会は幹事会延期の後に廃止された。国立公文書館デジタルアーカイブ「議会制度審議会官制廃止の件」(1945年10月13日)。

¹¹ 国立国会図書館ホームページ「総理『マクアーサー』会談要旨 昭20. 10. 13、昭和20年10月11日幣原首相に対し表明せる『マクアーサー』意見」。

¹² 自治大学校編 1961、23-24頁の注28。この発言は1957 (昭和32) 年5月21日、地方財務協会主催の座談会において坂千秋が披露したものである。

¹³ 「朝日」1945年10月24日。10月23日に開催された社会党結党準備委員会において決定した社会党案の特徴は次の通りである。有権者は第一次選挙区 (都府県単位) において候補者に投票すると、選挙区内での当選標準数が算出され、順次当選者が決定される。ある候補者に当選標準数以上の票が投ぜられた場合、政党が提出した名簿の中から候補者の得票順に順次過剰投票を移譲され、同様に当選者が決定される。第一次選挙区において当選標準数に達しない過剰投票は第二次選挙区 (ブロック単位)、さらに第三次選挙区 (全国単位) に順次移譲され、当選者が決定される。通常の単記移譲式比例代表では一段階の選挙区で選挙が完結する一方、社会党案では過剰投票を最終的に全国単位まで移譲することにより、有権者の票を最後まで議席につなげようとする思想が垣間見える。死票を防ぐために考案された単記移譲式を、社会党は同一政党の枠内で最大限に活用しようと試みる制度である。

¹⁴ 国立公文書館デジタルアーカイブ「衆議院議員選挙法中改正法律案帝国議会へ提出ノ件外1件」1945年11月19日。

¹⁵ 衆議院事務局 (1950) より筆者作成。

¹⁶ 国立公文書館「衆議院議員選挙法中改正法律案帝国議会へ提出ノ件」1945年12月17日。

¹⁷ 田中 2015、16をもとに筆者作成。

Discussion of Proportional Representation in the Process of Amending the Election Act in 1946

Nobuyuki MATSUOKA^{1*}

1: Dept. of General Education

The Electoral Act of 1946 changed the electoral system from the single-seat system for middle constituencies to the limited multiple-seat system for large constituencies. A purpose of this paper is to clarify why the limited multiple-seat system for large constituencies was adopted even though the proportional representation system was an ideal. In order to achieve this objective, I will summarize how the problem of the number of consecutive entries was solved. There has been only one national election held under this system, and there is little historical continuity. Using newspaper articles and various primary historical documents, I will analyze the fact that this system was created to break the ground of established political parties and to encourage the emergence of newcomers and new political parties, and that it was also conceived as a transitional system to the proportional representation system.

Key Words : Electoral System, Proportional Representation System, Election Act, Political History

コロナ禍における高専学生の運動習慣・能力 ～自粛期間前後での変化に着目して～

宝来 毅^{1*}, 村松 愛梨奈¹, 立 正伸², 船越 一彦¹

1: 鈴鹿工業高等専門学校 教養教育科

2: 奈良教育大学 教育学部

本研究は、高専学生を対象として、コロナ禍以前および、コロナによる自粛期間中における運動習慣及び、体力・運動能力の変化を検討し、コロナ禍における身体活動（生活活動・運動）の減少が運動習慣及び運動能力に及ぼす影響を明らかにすることを目的とした。高等専門学校に所属する2～4年生の学生425名（男子：297名、女子：128名）を対象として、運動習慣調査及び、文部科学省の定める体力テストを実施した。その結果、コロナ禍における自粛期間がもたらす運動や身体活動の減少は、運動習慣を減少させるもしくは、あまり変化させないことが示唆された。また、運動機会の減少により男女共に全身持久力が低下し、さらに女子学生は筋力や筋持久力、敏捷性の能力も低下することが明らかとなった。

Key Words：運動習慣，運動能力，新型コロナウイルス，高専学生

(受付 2021 年 12 月 15 日； 受理日 2022 年 2 月 10 日)

1. 緒言

世界保健機関（WHO）は、身体活動不足（6%）による全世界の死亡に対する危険因子を、高血圧（13%）、喫煙（9%）、高血糖（6%）に次いで第4位として位置付けており¹⁾、身体活動不足による死亡リスクに対して警鐘を鳴らしている。国内においても、厚生労働省の健康づくりのための身体活動基準2013²⁾で「日常の身体活動量を増やすことで、メタボリックシンドロームを含めた循環器疾患・糖尿病、がんといった生活習慣病の発症及びこれらを原因として死亡に至るリスクや、加齢に伴う生活機能低下リスクを下げるができる」と報告されている。さらに、身体活動（生活活動・運動）に取り組むことで得られる効果は、将来的な疾病予防だけでなく、日常生活の中でも、気分転換やストレス解消につながることで、メンタルヘルス不調の一次予防として有効であること、ストレッチングや筋力トレーニングによって腰痛や膝痛が改善する可能性が高まること、中強度の運動によって風邪に罹患しにくくなること、健康的な体型を維持することで自己効力感が高まること等、様々な視点から生活の質を高めることができるとしており、身体活動の重要性を示している²⁾。

一方で、高校生年代の運動能力に関するスポーツ庁の報告³⁾によると、握力、持久走、立ち幅跳び、ボール投げなどの項目は、水準の高かった昭和50～60年頃と比較すると低い水準になっており、体力・運動能力の向上に向けた取り組みは、健康づくりのために必要不可欠である。

しかしながら、このような中で、新型コロナウイルス感染症(以下：コロナと記す)が世界中で猛威を振るい、日本でも令和2年1月16日に初めて感染者が確認され、同年4月7日に一部の地域で緊急事態宣言が発出された。さらに、同月16日にはその範囲が全都道府県に拡大され、日本全体でコロナに対する警戒が強まり、不要不急の移動自粛や各種催物の中止など我々の生活が大きく制限される事態となった。高専学生においても、令和2年5月に全ての国立高専において遠隔（オンライン）による授業が開始され⁴⁾、学校の体育授業や課外活動での運動や身体活動を行う機会は大幅に制限を受ける事となった。身体活動を行う機会と体力の関係について中ら⁵⁾は3年間の縦断的検討を行い、継続的な運動の実施が少ない群では、継続的に運動を実施している群に比べて、全身持久力が学年と共に低下すると報告している。このことから、運動機会が減少することによっても、全身持久力をはじめとした体力の低下は引き起こされると推察される。

そこで、本研究は、一般の高専学生を対象としてコロナが拡大する前と、コロナ禍における自粛期間中の運動習慣及び、運動能力の変化を検討し、コロナ禍における運動・身体活動の機会の減少が運動習慣及び体力・運動能力に及ぼす影響を明らかにすることを目的とした。

2. 方法

(1). 対象者

高等専門学校に1年以上在籍する学生(2年生～4年生)の内、コロナ禍前および、コロナ禍によるオンライン授業実施期間の後に再開された対面授業で実施された体力テストの両方(コロナ禍前:2019年4月実施,対面授業再開後:2020年10月実施)に参加,全ての項目の実施し,運動習慣調査に回答した男子297名(2019年4月時:15.8±0.7歳,2020年10月時:17.3±0.9歳),女子128名(2019年4月時:15.8±0.9歳,2020年10月時:17.3±1.0歳)を対象とした。対象者には,事前に本研究の概要及びデータの取り扱い方について口頭説明を行い,Microsoft Formsにて研究協力の同意を得た。また,本研究は鈴鹿工業高等専門学校の倫理審査委員会の承認を得て実施した。

(2). 運動習慣の調査

運動習慣調査として,コロナ禍前(2020年4月以前),コロナ禍における自粛期間中(2020年4月～8月以下:自粛期間中と記す)のそれぞれにおける運動の実施頻度の質問をした。回答は「週3日以上」「週1-2日程度」「月1-3日程度」「運動習慣なし」の4択の内から最も該当するものを回答させた。質問はeラーニングシステム Moodle を用いて,2020年10月に実施した。

(3). 運動能力の調査

運動能力の調査として,文部科学省の定める「新体力テスト実施要項(12-19歳対象)」⁵⁾に則り,体力テストを,コロナ禍前及び,遠隔授業から対面授業への再開後(以下:再開後と記す)の計2回実施した。測定は,2019年4月及び2020年10月の保健体育の正課授業時間内にそれぞれ実施した。測定項目は,握力,上体起こし,長座体前屈,反復横跳び,20mシャトルラン(往復持久走),立ち幅跳び,ハンドボール投げとした。新体力テスト実施要項では50m走も測定項目とされているが,体力テストの際,旗振りによるスタート合図を採用したため,個人間で計測のばらつきが発生してしまった。そのため,正確な記録の測定を測定する事が難しかったため,本研究からは対象外とした。また,体格として,身長,体重および,体重を身長の2乗で除して求めるBMIを算出した。

コロナ禍前及び自粛期間中共に「週3日以上」の運動習慣のある運動継続群と,コロナ禍前は「週3日以上」の運動習慣であったが,自粛期間中に「週1-2日程度」「月1-3日程度」「運動習慣無し」へと運動習慣が減少した運動減少群の2群に分け,各群において,コロナ禍前に実施した測定(以下:2019測定と記す)と再開後の測定(以下:2020測定と記す)における体力テストの項目ごとに比較

を行った。

(4). 統計

運動習慣調査における独立性の検定にはカイ二乗検定および残差分析を行った。運動能力調査における正規性の検定はShapiro-Wilk検定を行った。正規性の検定の結果,正規性が認められた項目は対応のあるt検定を,正規性が認められなかった項目はWilcoxonの符号付き順位検定を行い,群間比較の検定を行った。統計処理は,いずれの解析も統計解析ソフトSPSS Statistics Ver.26.0を用いて行った。なお,有意水準はいずれも5%未満とした。

3. 結果

(1). 運動習慣の調査

表1は,コロナ禍前において週3日以上,週1-3日程度,月1-3日程度,運動習慣なしのそれぞれの運動習慣を有していた学生が,自粛期間中にどのような運動習慣を有していたのかを示している。

表1 コロナ禍前および自粛期間中における運動習慣調査結果

自 粛 期 間 中						
		週3日以上	週1-3日程度	月1-3日程度	運動習慣無し	計
コ ロ ナ 禍 前	週3日以上	52(26.0)。	75(37.5)。	38(19.0)	35(17.5)。。	200
	週1-3日程度	16(13.8)	50(43.1)。	29(25.0)	21(18.1)。。	116
	月1-3日程度	3(6.1)。。	8(16.3)。。	19(38.8)。	19(38.8)。	49
	運動習慣なし	9(15.0)	3(5.0)。。	6(10.0)。。	42(70.0)。	60
	計	80	136	92	117	425

括弧内の数字は,コロナ禍前の各運動習慣内における自粛期間中の運動習慣の割合(%)

*は残差分析により該当者の割合が有意に高い箇所

**は残差分析により該当者の割合が有意に低い箇所

コロナ禍前において週3日以上運動頻度があった学生では,自粛期間中において週3日以上,週1-3日程度と回答した割合が有意に大きかった。一方,運動習慣なしと回答した学生ではその割合は有意に小さかった。コロナ禍前において週1-3日程度の運動頻度があった学生では,自粛期間中に週1-3日程度の運動頻度を有していたと回答する割合が有意に大きく,運動習慣なしと回答した割合が有意に小さかった。コロナ禍前に月1-3日程度の運動頻度があった学生では,自粛期間中に週3日以上,週1-3日程度の運動頻度があったと回答する割合が有意に小さく,月1-3日程度,運動習慣なしと回答する割合が有意に大きかった。コロナ禍前に運動習慣が無かった学生では,自粛期間中も運動習慣なしと回答する割合が有意に大きく,週1-3日程度,月1-3日程度の運動頻度があったと回答する割合が有意に小さかった。

(2). 運動能力の調査

運動能力の調査では,コロナ禍前の運動習慣調査において「週3日以上」と回答した学生を対象とした。自粛期間中も「週3日以上」の運動頻度を維持していた学生を運動

継続群, 自粛期間中に「週 1-2 日程度」, 「月 1-3 日程度」, 「運動習慣なし」へと運動頻度が減少した学生を運動減少群として対象者を 2 群に分けた. 各群の学生の 2019 測定と 2020 測定における体力テストの項目ごとに比較を行った. 得られた結果を以下に示す.

① 運動継続群 (女子) における運動能力調査結果

自粛期間中も運動頻度が維持されていた女子学生における体力テストの結果は表 2 に示す通りであった. いずれの項目においても, 2019 測定と 2020 測定の間に有意な差は見られなかった.

表 2 運動継続群 (女子) における体力テスト結果

	2019測定	2020測定	有意差
身長(cm)	157.4 ± 5.5	157.7 ± 5.9	n.s
体重(kg)	51.4 ± 7.9	50.2 ± 7.7	n.s
BMI(kg/m ²)	20.7 ± 2.8	20.1 ± 2.4	n.s
握力(kg)	24.8 ± 7.3	25.7 ± 6.2	n.s
上体起こし(回)	23.8 ± 3.7	22.0 ± 6.7	n.s
長座体前屈(cm)	52.4 ± 9.5	50.7 ± 9.6	n.s
反復横とび(点)	52.1 ± 7.1	51.7 ± 7.0	n.s
20mシャトルラン(回)	59.8 ± 15.8	57.8 ± 16.8	n.s
立ち幅とび(cm)	178.9 ± 19.7	182.6 ± 17.1	n.s
ハンドボール投げ(m)	13.3 ± 4.0	14.0 ± 4.7	n.s

② 運動継続群 (男子) における運動能力調査結果

自粛期間中も運動頻度が維持されていた男子学生における体力テストの結果は表 3 に示す通りであった. 身長, 長座体前屈, ハンドボール投げの 3 項目において, 2019 測定時よりも 2020 測定時の方が, 有意に高い値を示した.

表 3 運動継続群 (男子) における体力テスト結果

	2019測定	2020測定	有意差
身長(cm)	170.7 ± 7.5	171.9 ± 7.3	p<0.01
体重(kg)	61.7 ± 9.7	63.1 ± 9.3	n.s
BMI(kg/m ²)	21.1 ± 2.3	21.3 ± 2.4	n.s
握力(kg)	40.5 ± 7.0	41.8 ± 7.8	n.s
上体起こし(回)	30.8 ± 5.1	30.6 ± 5.3	n.s
長座体前屈(cm)	46.8 ± 11.2	49.4 ± 11.6	p<0.05
反復横とび(点)	61.8 ± 5.0	62.8 ± 5.7	n.s
20mシャトルラン(回)	103.1 ± 21.5	101.1 ± 25.0	n.s
立ち幅とび(cm)	233.6 ± 20.7	236.4 ± 21.7	n.s
ハンドボール投げ(m)	24.2 ± 4.2	26.3 ± 5.6	p<0.01

③ 運動減少群 (女子) における運動能力調査結果

運動頻度が減少した女子学生における体力テストの結果は表 4 に示す通りであった. 身長は 2019 測定時よりも 2020 測定時の方が有意に高い値を示した. 一方で, 上体起こし, 反復横とび, 20mシャトルランの項目は 2019 測定時よりも 2020 測定時の方が, 有意に低い値を示した.

表 4 運動減少群 (女子) における体力テスト結果

	2019測定	2020測定	有意差
身長(cm)	158.0 ± 6.0	158.5 ± 5.9	p<0.05
体重(kg)	50.7 ± 6.7	50.5 ± 7.1	n.s
BMI(kg/m ²)	20.3 ± 2.6	20.1 ± 2.6	n.s
握力(kg)	27.5 ± 3.9	27.8 ± 3.7	n.s
上体起こし(回)	26.7 ± 4.7	25.0 ± 5.0	p<0.01
長座体前屈(cm)	49.2 ± 8.8	50.6 ± 9.6	n.s
反復横とび(点)	53.6 ± 4.0	52.1 ± 4.6	p<0.01
20mシャトルラン(回)	66.9 ± 14.5	62.6 ± 15.2	p<0.01
立ち幅とび(cm)	186.2 ± 19.0	185.6 ± 16.4	n.s
ハンドボール投げ(m)	14.5 ± 4.0	14.5 ± 4.0	n.s

④ 運動減少群 (男子) における運動能力調査結果

運動頻度が減少した男子学生における体力テストの結果は表 5 に示す通りであった. 身長, 体重, BMI, 握力, 立ち幅とび, ハンドボール投げの項目において, 2019 測定時より 2020 測定時の方が有意に高い値を示した. 一方で, 20mシャトルランにおいては 2019 測定時より 2020 測定時の方が有意に低い値を示した.

表 5 運動減少群 (男子) における体力テスト結果

	2019測定	2020測定	有意差
身長(cm)	169.1 ± 6.0	170.4 ± 5.8	p<0.01
体重(kg)	57.6 ± 8.2	59.5 ± 8.8	p<0.01
BMI(kg/m ²)	20.1 ± 2.4	20.5 ± 2.6	p<0.05
握力(kg)	38.6 ± 6.5	40.1 ± 6.0	p<0.01
上体起こし(回)	30.2 ± 5.4	29.7 ± 5.1	n.s
長座体前屈(cm)	46.3 ± 11.2	47.3 ± 10.9	n.s
反復横とび(点)	60.5 ± 5.5	61.0 ± 5.6	n.s
20mシャトルラン(回)	97.7 ± 17.3	88.8 ± 18.7	p<0.01
立ち幅とび(cm)	227.9 ± 24.7	234.3 ± 26.3	p<0.01
ハンドボール投げ(m)	23.0 ± 4.6	23.9 ± 4.8	p<0.01

4. 考察

(1). 運動習慣の調査

運動習慣の調査の結果, コロナ禍前の運動頻度を維持していたと回答する学生が多い傾向にあった. 一方で, コロナ禍前に「週 3 日以上」の運動頻度だったが, 自粛期間中

は「週 1-3 日程度」であったと回答する学生と、コロナ禍前に「月 1-3 日程度」の運動頻度であったが、自粛期間中に「運動習慣無し」であったと回答する学生も多かった。これらの結果から、今回の対象者では、コロナによる運動や身体活動の減少によって、運動頻度が減少する学生と、維持できた学生が多かったことが明らかになった。コロナ禍における運動習慣を調査した先行研究^{7, 8, 9)}では、コロナ禍によって運動頻度が減少すると報告されている。これらのことから、コロナによる運動や身体活動の減少は、運動頻度の減少を引き起こす可能性がある。

森田ら¹⁰⁾は、運動習慣の違いが女子大学生の骨密度に及ぼす影響を検討し、中学時代から高校時代にかけて運動を習慣的に継続する事は、成長期における女子の骨密度の獲得に重要な要因の一つであると報告している。また、中本¹¹⁾は、運動習慣を持つことは、健康への配慮、食品摂取バランス、主観的健康感、善玉コレステロールの増加、動脈硬化指数に好影響を及ぼすと報告している。さらに、喜多尾ら¹²⁾は、習慣的な運動が免疫機能に及ぼす影響を検討し、習慣的な運動を行うことによって、細胞性免疫機能を向上させ、生体防衛力が高まることを示唆している。このように、運動習慣を持つことが身体の健康に好影響を及ぼすことは、これまでの研究で数多く報告されている。また、川尻ら¹³⁾は、定期的な運動を行うことにより、意欲や活力の向上に影響があると示唆しており、運動習慣が精神的な健康にも影響を及ぼすことを示している。

一方で、運動習慣を持たない事が健康に悪影響を及ぼすことも報告されている。寺本ら¹⁴⁾は大学生年代の若年成人を対象として、運動習慣の有無が筋内脂肪蓄積に及ぼす影響を検討した。その結果、運動習慣が無い者は筋内脂肪が高く、将来的にロコモティブシンドロームに罹るリスクが高い可能性を示し、運動を継続して行うことの重要性を示唆した。

このように、運動習慣を持つことは、心身の健康にとって重要な要因であることがうかがえる。しかしながら、本研究の結果、コロナ禍による自粛によって対象者全体の 27.5% (117 名) の学生が、運動を行う習慣を持っていないことが明らかとなった。このことは、成長段階にある学生にとって、丈夫で健康的な体づくりが十分に行われないだけでなく、免疫機能や運動器の機能低下、意欲低下・活力の低下を招く可能性が懸念される。そのため、これらの学生に対して、運動習慣が心身に及ぼす影響を広く周知し、運動習慣を持つように促す必要がある。

(2). 運動能力の調査

運動能力の調査として、2019 年 4 月と 2020 年 10 月の計 2 回、文部科学省の定める「新体力テスト (12-19 歳対象)」の 50m 走以外の項目を対象として実施した。その結果に基づき以下に考察を進める。

運動継続群の女子学生においては、全ての測定項目において 2019 測定時と 2020 測定時の間で有意な差は見られなかった。一般的に、女子は 12 歳以降に男性ホルモンの分泌は減少し、女性ホルモンの急激な増加がみられる。そのため、上肢・下肢の力発揮に影響を及ぼすと言われている¹⁵⁾筋の断面積は、14 歳以降、ほぼ一定の値を示すと言われている¹⁶⁾。このことから、14 歳以上の女子における体力テストの個人記録の変化は、身体成長によるものではなく、運動継続の頻度及びその強度に依存する割合が大きいと考えられる。本研究における対象者も 2019 測定時の時点で 14 歳以上であり、本研究で得られた体力テストの結果の差は、運動継続の頻度及び強度によるものであると推察される。運動継続群の女子学生における 2019 測定時と 2020 測定時の体力テストの結果には有意な差が見られなかった。詳細な運動頻度や強度までは把握できていないが、自粛期間中においても、運動を継続した女子学生は、運動能力を維持する程度の運動習慣を有していたのではないかと推察される。

一方で、運動減少群の女子学生は、上体起こし、反復横とび、20m シャトルランの項目において 2019 測定時よりも 2020 測定時の方が有意に低い値であった。スポーツ庁¹⁷⁾によると、上体起こしは筋力・筋持久力、反復横とびは敏捷性、20m シャトルランは全身持久力をそれぞれ評価するために設定されている。一箭ら¹⁸⁾は 13 日間のトレーニングの休止が最大有酸素性パワーの低下を引き起こし、そのパワー低下率が大きい者ほど筋力・筋パワーの低下も大きくなる事を報告している。また、活動休止期間が長くなるにつれて筋萎縮による筋力・筋パワーの低下が大きくなる可能性が示されている¹⁹⁾。これらのことから、本研究において運動頻度が減少した女子学生は、運動頻度の減少に伴い、有酸素性パワー及び、筋力・筋パワーが低下し、上体起こし、20m シャトルランの項目が有意に低下したと考えられる。さらに、筋パワーは一般的に力の大きさと速度を乗ずることで求められるので²⁰⁾筋パワーの低下は筋収縮速度の低下も引き起こすと考えられる。敏捷性の優劣については、筋収縮速度に依存することが報告されていることから²⁾、反復横とびの有意な低下も、上体起こしや 20m シャトルランと同様に、運動頻度減少に伴う筋力・筋パワーの低下が原因である可能性が示唆される。

運動継続群の男子学生においては、身長、長座体前屈、ハンドボール投げの 3 項目において、2019 測定時よりも 2020 測定時の方が、有意に高い値を示した。一方で、減少群の男子学生においては、身長、体重、BMI、握力、立ち幅跳び、ハンドボール投げの 6 項目において、2019 測定時よりも 2020 測定時の方が有意に高い値を示したが、20m シャトルランの項目は 2019 測定時よりも 2020 測定時の方が、有意に低い値を示した。男子における筋の横断面積は 12 歳以降の増加が著しく、その増加傾向は 18 歳まで続くことが知ら

れている¹⁶⁾。そのため、18歳になるまでの間は運動習慣の有無だけでなく肉体の成長も、上肢・下肢の筋の横断面積増加に影響すると考えられる。本研究の結果、運動継続群、運動減少群共に、ハンドボール投げの記録が2020測定時の方が2019測定時よりも有意に高い値を示した。また、運動減少群においては、握力及び立ち幅跳びの記録も、2020測定時の方が2019測定時よりも有意に高い値を示した。ボール投げ運動及び立ち幅跳びは瞬発力、握力は筋力がそれぞれ関連している¹⁷⁾が、これらは筋の横断面積との関係性が考えられる。本研究の対象者の平均年齢は2020測定時で、 17.3 ± 0.9 歳であり、筋肉の成長途中であったと考えられ、このことが記録の向上につながったと推察される。

柔軟性は運動継続群のみ2020測定時の方が2019測定時よりも有意に高い値を示した。柔軟性はストレッチを行うことにより向上することが知られており²²⁾、その中には関節の曲げ伸ばしや回旋などといった関節運動、もしくは実際のスポーツの動きを模した動作を行うことで、対象となる筋群の拮抗筋群を意識的に収縮させ、対象筋群を弛緩させるストレッチも存在する。運動継続群の女子同様運動内容の把握まではできていないが、運動を継続する事で、対象筋群およびその拮抗筋群の収縮・弛緩動作がストレッチ効果を発現させ、この事が柔軟性の記録を向上させたのではないかと推察される。

一方、運動減少群において20mシャトルランの項目は2019測定時よりも2020測定時の方が、有意に低い値を示した。一箭ら¹⁸⁾の報告にもあるように、運動の休止は最大有酸素性パワーの低下を引き起こすことから、自粛期間中における運動頻度の減少が有酸素能力を低下させ、20mシャトルランの記録が低下したと考えられる。

5. まとめ

本研究は、高専学生を対象として、コロナ禍以前および、コロナによる自粛期間中における運動頻度及び、運動能力の変化を検討し、コロナ禍における運動・身体活動の減少が運動頻度及び運動能力に及ぼす影響を明らかにすることを目的として行った。その結果、以下の通り結果が得られた。

- (1) コロナ禍における自粛期間がもたらす運動や身体活動の減少によって、運動頻度が減少する学生と維持できた学生がいることが明らかとなった。
- (2) コロナ禍でもコロナ以前と同頻度で運動を継続した女子学生は、体力テストの記録の低下は起きなかった。
- (3) コロナ禍によって運動頻度が減少した女子学生は、上体起こし、反復横とび、20mシャトルランの記録が有意に低下した。
- (4) コロナ禍でもコロナ以前と同程度の頻度で運動を継続した男子学生は、身長、長座体前屈、ハンドボ

ール投げの記録が向上した。

- (5) コロナ禍によって運動頻度が減少した男子学生は身長、体重、BMI、握力、立ち幅跳び、ハンドボール投げの記録が向上する一方で、20mシャトルランの記録が有意に低下した。

以上の事からコロナ禍における自粛によって、運動頻度の減少が起きた学生では、運動能力の低下が引き起こされることが明らかとなった。一方、運動頻度を維持できた学生では、運動能力の維持または改善がみられることが示唆された。

本研究では、学生が各自で実施した運動の内容、強度、時間の調査及び、自粛期間中においても運動頻度を維持できた学生がなぜ運動頻度を維持できていたのかという調査までは行えていない。今後は、運動毎における運動の内容、強度、時間、運動能力との関係の調査及び運動動に対する意識調査を行い、運動能力及び運動頻度に及ぼす要因の詳細を検討する必要がある。

References

1. World Health Organization: Global recommendations on physical activity for health, World Health Organization Publications, 10 (2010).
2. 厚生労働省：健康づくりのための身体活動基準 2013, 厚生労働省, 1-3 (2013).
3. スポーツ庁：令和元年度体力・運動能力調査報告書, スポーツ庁, 16-26 (2020).
4. 谷口功：高専におけるコロナ禍での取組, 教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ (第3回) 会議資料5 (2020)
5. 文部科学省：新体力テスト実施要項, 文部科学省, 2-11 (1998)
6. 中比呂志, 出村慎一：運動習慣の違いが青年期男子学生の体格及び体力に及ぼす影響：3年間の縦断的資料に基づいて, 体育学研究 39, 287-303 (1994)
7. 中原雄一, 池田孝博：コロナ禍における緊急事態宣言下の大学新入生の身体活動状況と精神的健康度, 福岡県立大学人間社会学部紀要 Vol.29, No.2, 115-122 (2021)
8. 田中喜代次, 松尾知明, 蘇りな, 大月直美, 御園生侑里, 染谷典子, 宮崎滋：テレワーク・自宅待機に伴う運動不足・体力低下・有所見率増高への対策, 筑波大学体育系紀要 44, 13-21 (2021)
9. 藤瀬武彦, 亀岡雅紀, 藤田美幸：一般男女大学生の基礎体力に及ぼす新型コロナウイルス感染拡大時の活動自粛の影響-遠隔授業による自宅での運動と体力測定値の妥当性-, 新潟国際情報大学経営情報学部紀要第4号, 89-107 (2021)
10. 森田恭光, 黒川貞生, 亀ヶ谷純一, 黒川道子, 浜野学, 弘卓三：運動習慣の違いが大学生の骨密度に及ぼす影響, 明治学院大学教養教育センター紀要 1 巻 1 号, 135-141 (2007)
11. 中本哲：生活活動量と運動習慣の違いが健康および生活習慣に及ぼす影響, 民族衛生第64巻第4号, 234-244 (1998)
12. 喜多尾浩代, 松田光生, 河野一郎, 芳賀脩光, 福島秀夫：習慣的な運動が免疫機能に及ぼす影響, 体力科学, 36, 217-220 (1987)
13. 川尻達也, 佐藤進, 鈴木貴士, 山口真史：大学生の運動習慣がメンタルヘルスに与える影響, 工学教育研究 ; KIT progress(22), 33-40 (2015)
14. 寺本圭輔, 家崎仁成, 須田啓暉, 大矢知佳, 村松愛梨奈, 杉山紗智子：若年成人における運動習慣の有無が筋肉脂肪蓄積に及ぼす影響, 愛知教育大学研究報告. 芸術・保健体育・家政・技術科学・創作編 (65), 39-44 (2016)
15. 桜井伸二, 体力・運動能力にあらわれる性差, 体育の科学 Vol.59 No.9, 587-593 (2009)
16. 須藤明治, 池田延行：スポーツ専攻学生における身長成長速度曲線, 体育・スポーツ科学研究 第9巻, 国士舘大学体育・スポーツ科学研究, (2009)
17. スポーツ庁：平成30年度全国体力・運動能力運動習慣等調査 報告書, 2 (2018)
18. 一箭フェルナンドヒロシ, 堀内匡, 丸山啓史, 山本正嘉, 森寿仁：高校生期のボート競技選手の定期試験期間によるトレーニング休止が身体組成, 筋力, 筋パワーおよび有酸素性能力に及ぼす影響. スポーツパフォーマンス研究, 12, 73-86 (2020)
19. Earle, R.W. and Thomas, R.B (金久博昭, 岡田純一訳) : NSCA 決定版 ストレングストレーニング&コンディショニング, ブックハウス・エイチディ, 129-130 (2010)
20. 金子公有：スポーツ・バイオメカニクス入門第3版 絵で見る講義ノート, 株式会社杏林書院, 21 (1982)
21. 宮口和義, 出村慎一：幼児の敏捷性の発達に対するテレビゲーム及び運動遊びの影響, 発育発達研究第55号, 23-32 (2012)
- 22.
23. 宮口和義, 出村慎一：幼児の敏捷性の発達に対するテレビゲーム及び運動遊びの影響, 発育発達研究第55号, 23-32 (2012)
24. 伊藤マモル：基礎から学ぶスポーツトレーニング理論, 日本文芸社, 178-181 (2017)

Changes in exercise habits and abilities among KOSEN(colleges of technology) students

Focusing on the period around the self-restraint period due to the COVID-19

Takeshi HORAI^{1*}, Erina MURAMATSU¹, Masanobu Tachi², Kazuhiko FUNAKOSHI¹,

1: Dept. of General Education, National Institute of Technology(KOSEN), Suzuka College

2: Dept. of Education, Nara University of Education

The purpose of this study was to examine changes in exercise habits, physical fitness, and exercise capacity of national institute of technology college students before and during the period of voluntary restraint due to the Corona disaster, and to clarify the effects of restrictions on physical activity (daily activities and exercise) on exercise habits and exercise capacity during the Corona disaster. We conducted for 425 students (297males and 128 females). The results suggest that the restriction of exercise and physical activity caused by the voluntary restraint period during the Corona disaster decreases or does not change exercise habits very much. In addition, it was found that the decrease in exercise opportunities caused a decrease in total body endurance in both male and female students, as well as a decrease in muscular strength, muscular endurance, and agility in female students.

Key Words : Exercise habits, Exercise capacity, COVID-19, KOSEN(colleges of technology) students

荒木田麗女『初午の日記』『後午の日記』の改稿をめぐる考察

石谷佳穂

はじめに

荒木田麗女(享保十七(一七三二)年〜文化三(一八〇六)年)は、平安文学を研究し、歴史物語、擬古物語、紀行文、随筆、和歌、連歌、漢詩など、多分野にわたる膨大な著作を残した文学者であり、伊勢の御師の妻であった。麗女は釜谷(荒木田)武遠の子として生まれ、叔父の慶徳(荒木田)武遇の養女となり、笠井家から婿入りした夫の家雅が師職を継いだのであった⁽¹⁾。御師やその手代は、大麻や伊勢暦などの土産を持って各地にいる檀家を回ったため、麗女も旅と関わりが深く、自身も安永六(一七七七)年二月九日から四月十八日にかけて、夫と従者と共に、近江、山城、河内、大和、紀伊、和泉、摂津、播磨を旅し、『初午の日記』を記している。また、天明二(一七八二)年二月十五日から三月十日には、夫と二人で近江山城、摂津、播磨、河内、大和をめぐり、『後午の日記』を綴っている。両書は『江戸時代女流文学全集』第三巻⁽²⁾に翻刻されているが、夫、家雅筆の神宮文庫所蔵『初午の日記』、白百合女子大学図書館所蔵『後午の日記』を見ると書入があり⁽³⁾、改稿されていたことが判明する。

そこで小論では、『初午の日記』『後午の日記』の書入から、削除された本文、挿入された本文を分析し、改稿の過程を考察する。中でも、漢詩の削除や改訂を示す書入が多いことに注目する。麗女は江村北海『日本詩史』『日本詩選』に掲載されている数少ない女性漢詩人のうちの一人であり、漢詩についても名高い文学者であったが、麗女の漢詩に関する研究は少ない⁽⁴⁾。『初午の日記』『後午の日記』での漢詩の扱われ方から、麗女の漢詩の認識を解明していきたい。あわせて、『初午の日記』『後午の日記』の改稿の仕方の違いから、両書の相違点を明らかにし、執筆意図をうかがいたい。

一 神宮文庫所蔵『初午の日記』の書入

神宮文庫所蔵『初午の日記』には、家雅筆であることの明記はないが、「清渚」(麗女の号)、「荒木田氏」の印記と筆跡から、明らかに家雅筆本である⁽⁵⁾。これには墨と朱による同筆の書入がある。墨では、「向の」に「ひ」を挿入し、「向ひの」とするなど、誤字・脱字を訂正している程度であるが、朱では、「惟」を「維」に訂正し

ているほか、漢詩を削除したり、漢詩の細部を変更したりしている。朱書は、改訂を示しているものとみえる。見せ消ちになつてゐる箇所を網かけで、挿入されている箇所を囲み線で表しながら、改訂された箇所を具体的に示していきたい⁽⁶⁾。

二月十三日の、八日市宿から彦根に向かう道中の記述には、次のようにある。十三日、けふも空はれ／＼しう、日影長閑なり。かゝる折、みちをも急ぎてんとするに、きのふのおそろしかりし雨風、よべの物さはがしかりしとよみに、いたうこうじてはかにこゝ地たがひ、ゑち川の駅につきける程、まめやかにくるしうしつれば、人々も見さはぎて、とかくあつかふに、せんかたなくまどひつるにぞ、夫なる人も、いかゞとむねいたげなり。(中略)道すがら遠き山のすがた、ちかき野への草葉も、すべて春の色うるはしく、松の響さへけうとくもあらず、寒さも残らず。夕日に向ひたるは、ことにあたゝかなれど、伊吹なにくれの、遙にたかき山々には、猶雪のかゝりて、いとしろう見わたされたる、いみじうめづらしく、外山の霞にまざるべくもなく、又花などいふべくもなし。

白雪のかゝるにつけて伊吹山たかき其名ぞあらはれにける

三上山はまちかく、白雲のへだてもなし。

浅みどり霞める色を目にかけてくもぬにあふぐ山ぞはるけき

石清水とかいふめる御社の前を過て、いと恐ろしき橋をうち渡り、川水にそひて、堤をはる／＼とゆけば、やう／＼程ちかうおぼえて、ときは木のひま／＼、城のたかうそびえて、きら／＼しう見えつるは、うれしき物から、さらに目驚かるゝばかりなり。

水国春光眼界明 東風繚繞擁新晴 五雲忽起青山上 麗日玲瓏彦子城

いつしか彦根にいたりぬれば、此頃目なれし村里のけはひ引かへ、いとほな／＼しう、誠に都に出たるこゝ地す。

「水国の春光、眼界明らかなり、東風、繚繞して、新晴を擁す、五雲忽ち起つ、青山の上、麗日玲瓏たり、彦子城」と詠まれていた漢詩が朱で削除されている。なぜ削除されたのであろうか。この日の記述に「きのふのおそろしかりし雨風」とある通り、前日の十二日の記述には「夜のほどより、雨おどろ／＼しうすさみぬるに」とあり、悪天候に悩まされるさまが描かれている。「擁新晴(新晴を擁す)」とは、この十二日の悪天候とはうって変わって「空はれ／＼しう、日影長閑」なさまを詠んでいる。また、「五雲忽起青山上(五雲忽ち起つ、青山の上)」とあるのは、伊吹

山や三上山の情景をさしているのであろう。起句で「水国春光眼界明（水国の春光、眼界明らかなり）」とまず表されるように、近江で十三日に目にした春の情景をそのまま詠み込んだ漢詩である。しかし、伊吹山や三上山は直前の和歌にも詠まれている。漢詩が削除されたのは、この情景に関して、和文^⑦や和歌で既に多く描写しており、重複するところが多かったことが関係している。漢詩四十九首中、削除されているのはこの一首のみではあるが、改稿にあたって、漢詩よりも和文や和歌が優先されていることがうかがえる。

続いて、二月二十六日の記述も見ていきたい。

禁には大あ川はるく流れたるも、ことさらにおもしろし。広沢大沢などはさらなり、都の内までおぼつかならず、さらぬ山々、川の流れ、すべて遠き望みたぐひなく、いひつゞけんも、言葉たらぬやうにて、唯めでたき絵の心地のみしつゝ詠入て、まかでん事も口おしけれど、日影も西にめぐりぬれば、師にいとま聞えて出ぬ。かばかりめづらしきわたりにては、すぐろなる物いひせんもあいなけれど、れいの身の癖は、けふも又忍びがたくて、

【慙】
【苦】
【難得】

説法台辺松樹蒼 天龍一化護靈場 欄前況有山河美 愧以遅吟未作章

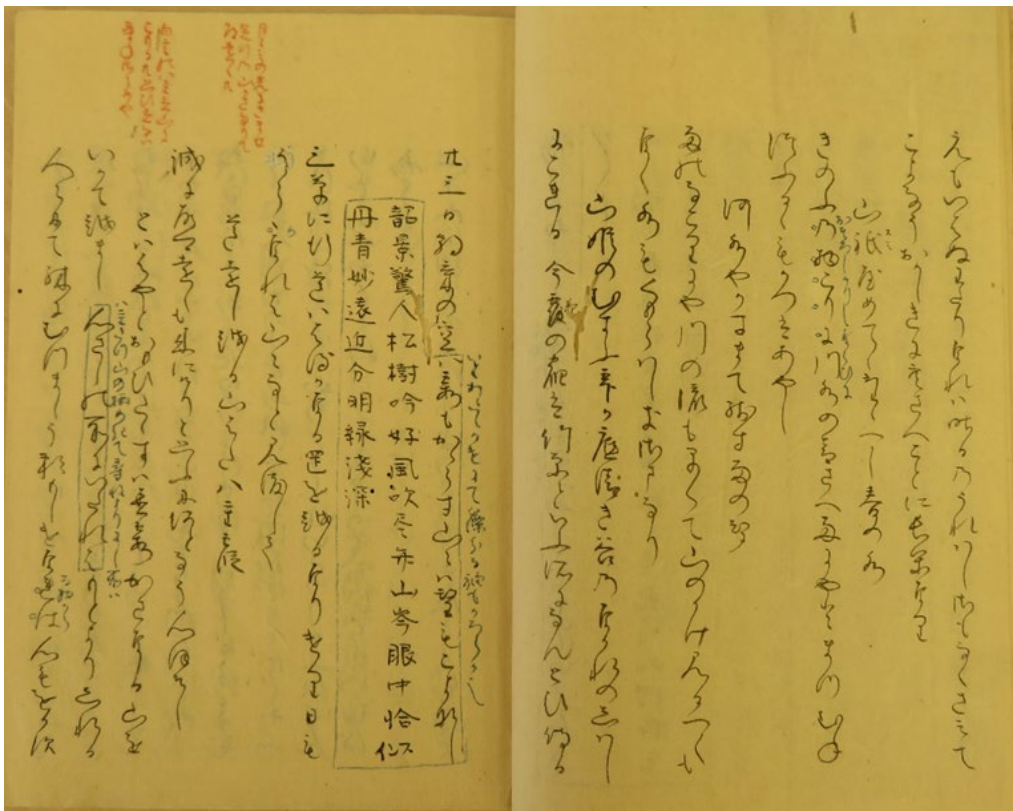
帝王遺跡俯崔嵬 山象靈龜氣色開 宿昔繁華何足道 千年不改梵王台

師とは、天龍寺の僧侶、宏道禪師である。宏道禪師の誘いで龜山院御霊を眺めており、その情景が丁寧に記され、漢詩が二首詠まれている。一首目の結句に朱書があり、「愧以遅吟未作章（愧づらくは遅吟を以て未だ章を作さず）」から、「慙以苦吟難得章（慙づらくは苦吟を以て章を得難し）」に改訂されている。「愧」を「慙」に改めるとともに、詩作が遅く、まだ詩の一節を作っていない意から、苦心して詩作している意に変更している。和文に注目すると、「いひつゞけんも、言葉たらぬやう」、「かばかりめづらしきわたりにては、すぐろなる物いひせんもあいなけれど」とあり、素晴らしい情景を表現することに悩んでいるさまが綴られるが、「れいの身の癖は、けふも又忍びがたくて」ともある。つまり、素晴らしい情景を表現するのに苦心したが、漢詩を詠まずにはいられなかったものであり、この和文から漢詩への流れには「慙以苦吟難得章（慙づらくは苦吟を以て章を得難し）」の方が適当である。推敲し、麗女の心境がより表された、洗練された漢詩へと変更されている。『初午の日記』では、八首の漢詩の細部が改訂されている。

以上より、『初午の日記』では、重複する表現を避けるために漢詩一首を削除したり、漢詩を推敲したりしていることがわかる。『初午の日記』は、和歌百二首、発句十句、漢詩四十九首を収録した紀行文であるが、麗女は特に漢詩に注意を払って改訂している。

二 白百合女子大学図書館所蔵『後午の日記』の書入

白百合女子大学図書館所蔵『後午の日記』は、家雅筆本とされており^⑧、雲岡梓著『歴史物語『池の藻屑』の特徴』で指摘されている家雅の筆跡とも一致する。同筆の墨、朱、青の書入がある。次の図版の通り、青と墨では改訂された箇所や振り仮名などが示されており、朱と墨では頭注が付され、典拠が示されている。



『後午の日記』（白百合女子大学図書館所蔵）

まずは、改訂箇所についてである。青書と墨書があるが、墨書は一部であり、多くが青書である。二月十九日の記述に、「昔の人の『山川に風のかけたる』とかありしも、愛にての事にやと思ひて」とあるが、「愛」を墨で「かやうの所」と改め、青で「愛にての事」を消した結果、「かやうの所にやと思ひて」という本文にしていることから、先に施されたのは墨書の方かと思われる。次に見る二月二十一日の記述には、青で書入がある。

棚橋のあやうげなるが、うゐく／＼して、ともすればたふれぬべくまどひたるに、又いさら小河を打渡りけるは、まし水のまして堪へくもあらず、ほと／＼まろびぬべく、まめやかにあさましく物ごりもせられて、かりける雲さへふかくて、道もいとたど／＼しかりき。

微雨春深緑草萋 衣滋旅客涉幽溪 山村野店更何處 行踏陰雲咫尺迷

行きさなる川は歩渡のうしろめたさに、えも行やらす、小浜といふ所に舍をとりて、「其火はやたけ」などいそがしつるは、濡たるきぬどもあぶらんの心なりけり。

『後午の日記』でも漢詩の削除が示されている。『後午の日記』は、漢詩に限らず多くの改訂が見られるが、顕著なのは漢詩であり、五首詠まれていた漢詩が全て青書で削除されている。『江戸時代女流文学全集』の翻刻では、和歌五十首、発句七十一句で、漢詩は見られなかったため、『後午の日記』では漢詩は詠まれなかったものと思われたが、漢詩は改稿にあたつて削除されていたのであつた。

次に、典拠を示す書入を見ていきたい。五十三箇所にとつて朱書で頭注が付されており、それを墨書で補足したり、朱の上から訂正したりしている。頭注のうち四十八箇所は和歌や物語が示されており、五箇所は先人の漢詩が示されている。ここでは漢詩に関連して、先人の漢詩を典拠とする記述に注目したい。例えば、出発した二月十五日の、豊宮川での記述である。

まだ夜ふかき鳥の八声を跡に聞捨て、豊宮川のわたりにいたれば、松原越に月晴て、風すごくうちふき、けはひいと寒し。

松原にかけ有明は春もなし

川は舟さして打渡りたり。ゆくさきなる橋は、まだふみ通ふ人もわづかなり。

板橋や春さへとむる霜の跡

霜いと深くて、道の草村もしらみあひたるに、日のさしうつりぬれば、かつ／＼打けぶりなどしつるも、めづらしう見渡さる。

この記述について次のような朱書の頭注がある。

鶏声茅店月

人跡板橋霜

これは晩唐の温庭筠の詩「商山早行」^⑨の頷聯をさしている。

晨起動征鐸 客行悲故鄉

鶏声茅店月 人跡板橋霜

柵葉落山路 枳華明驛牆

因思杜陵夢 鳧雁滿回塘

(晨に起きて征鐸を動かす 客行故郷を悲しむ

鶏声茅店の月 人跡板橋の霜

柵葉山路に落つ 枳華驛牆に明らかなり

因て思ふ杜陵の夢 鳧雁回塘に満たんことを)

早朝に故郷を離れて見知らぬ土地に旅立つことを詠んだ、『全唐詩』『三体詩』にも載る詩である。麗女は「まだ夜ふかき鳥の八声を跡に聞捨て」、伊勢の出入り口である「豊宮川のわたりにいた」つていたのであり、この詩と同様、早朝に旅立つている。麗女が描く鳥の声、月、板橋、人の足跡、深い霜という景物は、確かにこの詩の傍線部と通じている。つまり、早朝の旅立ちを詠む漢詩の趣向を和歌や和文に反映させている。この他、一箇所『和漢朗詠集』収載の紀長谷雄の漢詩、三箇所唐代の漢詩が示されているが^⑩、二月十五日の記述と同様に、朱で示された漢詩と綴られた和文や和歌は、状況が類似している。

書入から、『後午の日記』では漢詩が全て削除されていたが、漢詩を踏まえた表現は存在していることが明白である。

三 麗女の漢詩

漢詩の削除や改訂が多いという『初午の日記』と『後午の日記』の改稿の特徴をもとに、麗女の漢詩について考察していきたい。

まずは書入から判明した『初午の日記』と『後午の日記』における漢詩の扱われ方の違いを確認する。『初午の日記』では、内容が重複するために漢詩を省いたり、作った漢詩をよりよいものにするために推敲したりするのみで、漢詩全てを削除することはなかったのに対し、『後午の日記』では、五首詠まれていた漢詩を全て削除しているという違いがあつた。『後午の日記』では、漢詩の完成度によらず、漢詩そのものを意図的に排除しているものと思われる。ただし、朱と墨による書入から、『後午の日記』でも漢詩を踏まえた表現は存在していることも明らかである。そこで、『初午の日記』の和文中にある漢詩を踏まえた表現も見ること、両書での漢詩の扱われ方の違いをより明確にしていきたい。『初午の日記』三月十五日は、「翌る十五日、なを雨ははれまも見えず」から始まり、「雨はいと／＼しう降まさりて、堪が

たきまでなるを」と、雨のひどいさまが綴られるが、船に乗って和歌の浦を渡るところでは、次の記述がある。

跡の白波をかへりみるに、紀三井寺は高く、山の木の間に塔覺などの、はるかに見える、いひしらずめづらしう、何にたとへんかたなく、なをさりの言の葉にかくくもあらねば、たゞ「多少の楼台」とのみくちずさみぬるばかりなり。雨さへすこしひまみゆるが、ことにうれしくて、

心あれやしななめも春の江のかすみのひまをわたるうら舟

傍線部の「多少の楼台」は、『三体詩』、『全唐詩』などに載る、晩唐の杜牧の詩「江南春」¹¹⁾の一節である。

千里鶯啼緑映紅 水村山郭酒旗風

南朝四百八十寺 多少楼台煙雨中

(千里鶯啼きて緑紅に映ず 水村山郭酒旗の風

南朝四百八十寺 多少の楼台煙雨の中)

結句に「多少楼台」とあり、多くの楼台が煙る雨の中に見えることが詠まれている。

麗女は和歌の浦で雨に打たれる中、直前に訪れた紀三井寺がとても高く見えたため、雨の中で高い建物がそびえ立つことが詠まれている。「多少楼台煙雨中(多少の楼台煙雨の中)」を思い出したのであろう。『初午の日記』では、漢詩がない文脈でも漢詩の一節を「くちずさ」んでいることがわかる¹²⁾。したがって、『初午の日記』と『後午の日記』とは、漢詩を踏まえた表現の用い方も異なっている。『初午の日記』では、漢詩の一節が訓読された和文の形で引用されているが、『後午の日記』では、先人の漢詩の趣向のみを取り込み、和文で表現している。『後午の日記』では、漢詩が削除されていることに加え、漢詩の一節が直接的には表されていないことから、漢詩やその趣を表に出さずに仕上げようと徹底されていることがうかがえる。

麗女の漢詩について雲岡梓氏¹³⁾は、「慶徳麗女遺稿」と呼ばれる麗女の自伝や書簡に「漢詩が苦手だという旨の記述が頻出することから、次のように述べている。麗女は幼少期からの興味と親族らの影響によって三十七歳から本格的に漢詩を学び始め、多くの漢詩人と交流して研鑽を積んだ。そして『日本詩史』に紹介される等、当代の女流詩人として認知されるに至ったが、本人は詩作に自信を持つことができなかった。そして徐々に関心が和文執筆に傾いてきたこともあり、詩作を止めたいと思うようになる。その結果、詩集『荒木田詩稿』をまとめたことを区切りとして、漢詩から距離を置くに至ったのである。

書入から、『荒木田詩稿』(安永九(一七八〇)年成立)以後の著作である『後午の日記』でも、漢詩が詠まれていたことが判明したが、全て削除されていたため、確かに「詩作に自信を持つことができなかった」と考えることができる。また、『初午

の日記』で漢詩よりも和歌が優先され、漢詩が改められていたのも、苦手意識によるのかもしれない。麗女の平大夫宛書簡¹⁴⁾からもうかがいたい。

然ば、先頃被付仰候愚詠共、漸認候故、差上申候。何れも拙き御事、殊にあやしき鳥の跡にて候へば、甚恥入申候。御覽被下候うへ、是にても不苦思召れ候はゞ、先方へ御遣し被成可被下候。就中、詩は取分未熟之儀二候故、大ニ困窮仕候。依之、一枚認申候。都合三枚差上申候。又、不足之御事も御座候はゞ、何時にても認、差上可申候。

頼まれていた詩歌ができたという内容であるが、詩は「未熟」だといっている。「都合三枚」とあるため、合計三枚の詩歌を詠んだようであるが、漢詩は「未熟」であるゆえ、和歌は二枚なのに対し、漢詩は一枚のみにしたというのであろう。実際に、麗女は漢詩を極力控えようとしている。しかし一方で、次のような書簡もある¹⁵⁾。

然ば御憑申上候扇、御丁寧に別書御見せ被下、餘り御丁寧之御義、却て迷惑いたし候御事に御座候。至極、宜奇麗成御事に御座候。勿論仮名遣ひ、誤字等一向無之、到て宜候様致感賞候。近比乍御面働此通御認被下候様、宜御憑可被下候。私より御令内へ可申入候へども女文得書不申候に付、毎々御世話を書懸申候。何分宜憑入候。且扇面葵へ文字懸り候ても随分不苦候様、奉存候間、何分御隨に御揮筆被下候様、頼上候。

これは麗女の甥である荒木田興正に宛てた書簡であり、扇に面賛を書いてほしいと頼んでいる。注目すべきは、傍線部の文言である。面賛については興正の妻、尚女に伝えることであるが、「女文」は書けないため、興正の方から伝えてもらうように頼んでいる。この他にも尚女への用件が書かれた興正宛書簡があり、麗女は興正への書簡を通して尚女へ用件を伝えていたことがうかがえる。本当に麗女は「女文」が書けなかったのだろうか。「女文」が女性らしい仮名中心の文体、「女文」でないものが男性らしい漢語の多い文体と考えると、ここまで確認してきた、漢詩を削除したり、苦手だから控えたりすること、「女文得書不申候」ということは矛盾する。実際に麗女の書簡は、男性のような書き方のものが多くあるが、その中には尚女宛ての書簡もある。また、女房詞である「文字詞」を用い、「まいらせ候」と綴っている女性らしい文体で尚女に宛てた書簡も残っている。つまり、麗女は文体を自在に変えることができ、決して「女文」が書けなかったわけではないが、「女文得書不申候」と綴っているのである。このことを踏まえると、麗女が漢詩を削除したり人前に出すのを控えたりしていたのは、漢詩が苦手だからという消極的な理由ではなく、漢詩が世に出るのを好まないという立場をとっていたからではないだろうか。この興正宛の書簡には「悴」と見えているため、麗女が養子を迎えた天明二(一七八二)年以降であり、『荒木田詩稿』や『後午の日記』より後であることから信憑

性が高まる。漢詩が苦手であるために漢詩を削除した人が、女でありながら「女文得書不申候」といつているとは考えがたい。すなわち、『後午の日記』において漢詩を削除した理由は、漢詩を苦手だと思っていたからではないであろう。

ではなぜ、漢詩を苦手だと言ったり削除したりし、漢詩が世に出るのを好まないという態度をとったのであろうか。それは、『初午の日記』『後午の日記』で漢詩を念入りに改訂していることからもうかがえるように、麗女が人一倍、漢詩に強い思いがあったからである。麗女は江村北海に入門して漢詩を学び、多くの漢詩人と交流しているが、養父、兄、甥の漢詩も『日本詩選』に掲載されており、日常的に漢詩を嗜む環境にあったとみえる。また、麗女は多くの漢詩についての書物を読んでいた。神宮文庫所蔵『書目』『書目全』『要書目』¹⁶は、麗女が閲覧した書物や所蔵していた書物の目録と思われるが、『書目全』には分野別の書物数も書かれている。「惣計八百八十部」のうち、漢詩に関連する書物は「文廿一」「詩卅八」「本詩卅四」と分類されている。「文」は「詩人玉屑」などの詩学書、「詩」は中国の漢詩集、「本詩」は日本の漢詩集が中心となっており、多数の漢詩に関する書物を参考にしていたことがうかがえる。中には、麗女と同じく『日本詩史』と『日本詩選』に掲載された女性漢詩人、立花玉蘭、井上通女の著作もある。立花玉蘭の漢詩集『中山詩稿』は『書目』に、井上通女の紀行文『東海紀行』『帰家日記』は『書目全』と『要書目』に掲載されている。『東海紀行』『帰家日記』には漢詩も詠まれているが、これは麗女の『書目全』での分類上、日本漢詩を中心とした「本詩」の並びにあるため、漢詩の参考書として認識されていたということである。よって、麗女が女性の漢詩人を意識していたことも明らかである。麗女は男性と対等に文学談議をし、男性のような文体の書簡で男性とやりとりをし、漢詩を詠むこともできたが、麗女はそのことを自負していたのであろう。一家で漢詩を嗜み、『日本詩史』『日本詩選』にも掲載された麗女は、漢詩を苦手だと思っていたどころか、「女文」が書けなかったわけでもなく「女文得書不申候」と綴ったり、他の女性漢詩人を意識したりするほど、漢詩が詠めることに矜持を持っていたのである。

そのことは麗女作の物語からもうかがえるのであろうか。『怪世談』¹⁷六話「後世山」では初めに、宮での「文作り」の様子が描かれているが、それに参加した宰相に注目したい。宰相は「すべて女こそいとかひなかりけれな、かたき文字はよみうべうもなきものから、唐土のふみの深き心をもさくらで」と、女は詩の情趣を解せないと揶揄するような発言をしている。しかしそんな宰相は、和歌を詠むように言われると、「そもかたき事ならず」と言い、「心にくき物にぞ有ける春霞たなびく時に恋のしげれば」¹⁸と詠む。宰相が詠んだのは自作の和歌ではなく、『万葉集』の和歌だったのである。そのため、人々は笑ひ、宰相が思いを寄せる若狭には「そ

は古ことにこそ侍れ、みづからの御口つきこそゆかしけれ。まが／＼しうも思ひより給ふに、さらば今日の御文も、みづからの御しわざにはあらざりけりな、古言にてこそあらめ」と、宰相の詠んだ和歌が「古言」であることを指摘され、「文作り」での漢詩も「古言」だったのではないかと言われてしまう。宰相は「いであらず、其文はまことみづからつかふまつれる也。家の風の吹伝へ侍れば、少しく心えて侍れど、大和うたは人にもおくれたるやうにて、たちまちにはめづらしげなるも、出来がなければなん、心にうかみ侍るまゝに、ふる言をもものし侍る也」と、漢詩は自作であることを主張するとともに「古言」の和歌を詠んだ言訳もするが、またも若狭に「こゝら給はせつる御文にきこえ給ひし言の葉は、其折／＼人にやあつらへつけ給へる」と、宰相は人々に作らせているのだと言われる。宰相はこのように、批判を浴びて嘲笑される人物として描かれている。そこには、漢詩が詠めた女性、麗女の、「唐土のふみの深き心をもさくらで」と女を揶揄する発言への反感が込められていると考えられるのではないだろうか。宰相という登場人物を通して麗女の内面を吐露し、女性でも漢詩が詠めると主張しているのであろう。

一方で、麗女にはもちろん、物語作者としての自負もあった。特に麗女は平安文学を研究し、平安時代を舞台とした物語を書いていたため、女性が漢詩を書くことを表に出さないという美德も持っていたに違いない。紫式部は『紫式部日記』¹⁹で、「一といふ文字をだに書きたしはべらず」や「御屏風の上に書きたることをだに読まぬ顔をしはべりし」などと綴り、漢字を書いたり漢詩文を読んだりできることを人前では出さなかったことを表しているが、麗女もそれに倣って、漢詩が詠めるということを人前では表さないようにしたのではないだろうか。麗女作の歴史物語『池の藻屑』が、紫式部が『源氏物語』を書いたように石山寺で書いた設定となっているところから見ても、麗女は紫式部の影響を大きく受けている。

したがって麗女は、漢詩が詠めることを自負している一方で、自身が女性であるゆえに漢詩が詠めることを隠そうとしてもしていたのである。麗女の漢詩の扱い方は著作や書簡によって異なっているが、それは書簡の文体を自在に変えているのと同様に、読者や目的によって変えていたのであった。『後午の日記』も、そのような対読者意識によって、漢詩を全て削除したのではないだろうか。

四 『後午の日記』の改稿の傾向

『初午の日記』と『後午の日記』での漢詩の扱われ方の違いは、両書の執筆意図が異なっていることを示唆しているということになる。ここではまず、『後午の日記』の漢詩以外の改訂も分析し、『後午の日記』の改稿の過程を詳細に考察することで、

『初午の日記』との違いをより明確にしておきたい。

二月十七日の記述は、次のように改訂されている。

十七日、鈴鹿山にかゝれば梅さかりなり。一とせかゝるありきし侍る折も、此花の咲てありしを思ひ出て、

梅がゝに又あくる旅衣むかしにかへす袖の春風

山のぼりはてゝかへりみれば、故郷は幾重の雲の遠方に思ひなざるゝに、日のさやかにさし来るを、月ならねど、柳葉分る影にやとおぼえて、

柳葉の日やふるさとの春の色

道は木の間を分て、いみじうさかしく登り煩ふばかりなり。花の木などもなく、常盤木のみ陰深き中に、鶯のうち鳴たる、殊にめづらしく、誠に春を告る声なめりと聞て、

数里山開路 鶯廻老樹中 黄鳥迎白日 青靄漏春風

こゝなる坂は、いつも越わぶる事にてなん、行なやみ侍る。

夕つかたは雨すこしそゞぎ出たりし。けふは石部といふ里にとまりぬ。此わたりはたび／＼めなれし所とおもふに、さのみめづらしき事もなくなん。

墨書で漢詩中の「鳥」が「鶯」に直されているが、青書でその漢詩は削除され、和文も短くまとめられている。鶯が鳴くのを聞いたことを記した和文と漢詩は完全に削除され、「登り煩ふ」という道中の苦は、「いつも越わぶる」という表現に変わっている。まず、鶯については、二月十九日の記述とともに考えたい。

十九日、けふは京に行とて、道は山中越とかや、昔の志賀の山越にはあらねど、志賀の里を禁にて登るめれば、是も又、其山越になぞへつべくぞおぼゆる。山はさのみさかしくもあらず。賤が屋は軒端ごとく梅さきたる、やさしう心ありてなん。鶯さそふなどもおぼゆれば、

今も又花のしるべの春風にむめがゝとむる志賀の山越

ゆくさきの山路にも、所々に咲匂ひたり。葦などもあれど、まだつとめての程にて、旅ねすべくもあらず。

梅から鶯を連想して「鶯さそふ」といい、和歌を詠んでいる。「鶯さそふ」は『古今和歌集』などに所収される紀友則の和歌「花のかを風のたよりにたぐへてぞ鶯さそふしるべにはやる」(『国歌大観』)に拠るであろう。これは、まだ姿を見せない鶯を誘い出すという趣向であるため、これより前の二月十七日に「鶯のうち鳴たる…」という表現があると、「鶯さそふ」の趣向と合わなくなってしまう。麗女は「鶯さそふ」という表現を採用し、そのために二月十七日の鶯の記述は削除したものとみえる。次に、「いつも越わぶる」という表現への変更については、点線部の通り、「一

とせかゝるありきし侍る折」のことを思い出していることに注目したい。これは『初午の日記』の旅のことを表すのである。『初午の日記』での鈴鹿山の記述は、次の通りである。

すゞか山にいたれば、梅の花さかりなり。故郷にてもまだ見ざりしかば、こと

にめづらしう、過しがたくて、似げなき古言さへ思ひ出るまゝに、

いにしへの花の跡とてこれもまたふりすてがたき梅の下かげ

遙に分のぼる道いとさかしう、きのふの雨のうるひ残り、巖なめらかに、空もはたくもらはしう日かげも見えず。たれも／＼苦しげに休らひがちなり。ゆきぶりの口ずさみに、「是や鈴鹿の」と、おなじことくりかへしてたはぶれに、

行なやむ道のぬかりは旅人のえも過やらぬ閑にぞありける

『初午の日記』の鈴鹿山の記述は二月十一日であり、点線部のように、確かに『初午の日記』でも梅の花が「さかり」であることを記している。そしてその後も見ていくと、波線部の通り、道中の苦が詳しく綴られている。すなわち、梅の花だけでなく、旅の苦を嘆く表現も『初午の日記』にある。『後午の日記』の旅の「鈴鹿山」では、『初午の日記』の旅での「すゞか山」のことが念頭にあったため、道中の苦は「いつも」とし、同じ場所での類似した描写は繰り返さず、簡潔にまとめたのであろう。一方で、大幅な加筆もある。青で書入がある三月五日の龍田での記述を見ていきたい。

山越はてゝ、奈良に行てんとしつるを、俄に龍田の方のゆかしければ、さらばなどいひかはして、しるべなる人もとめ出つゝ、又山伝ひにたどりゆくめり。道いとほるかなるこゝちす。

の程に其近き村々の無常所あるに、鳥井の立たるぞいとあやしかりける。六体の地藏尊こゝかしこになみ立給へり。野越山こえなどいふばかり、いみじう遠き心地しける。からうじて大路にやと覚る所に出れば、ゆきかふ人もあり。

立田河は橋ありてわたるなりけり。

旅人のひまなく渡る川橋はかゝるかすみも中や絶なん往年詣し所なれど、いと久しかりしかば、更におぼゆる事なく、うゐ／＼しくなん。宮居もいと神々しきさま也。殊更に秋の色を愛給ふ神にやとはしれど、春のけしきのめづらしきを、遙にあふぎて、

打霞むこのめも春のこずゑよりいろそふ秋やかけて待らん

改訂前に「いとほるかなるこゝちす」とあったが、改訂後には「いみじう遠き心地しける」とあり、山伝ひに歩き、先が遠く感じられた気持ちが表示されていることになりはない。しかし、改訂後はその道中の様子が詳しく描かれ、改訂前に比べてかなり紙面を割く結果となっている。麗女は、道中で見た、無常所に鳥居があるとい

う「いとあやしかりける」さまをどうしても記しておきたかったようである。これについては、本居宣長の『菅笠日記』²⁰を参照したい。『菅笠日記』は『後午の日記』の十年前の明和九（一七七二）年に大和を旅したことを著しているが、天香山へ向かっている時、吉備村では次のように記している。

村の中道の傍らに、塚ありて、五輪の石立てるは、吉備大臣の墓とぞ言ふ。石は古くも見えず。又死人を焼く所とてあるに、鳥居の立てるが怪しくて問へば、

「此国はなべて然なり」と言へり。

麗女と同時代を生きた伊勢松坂の宣長も、火葬場に鳥居があることを「怪し」と思い、そのことを書き留めている。大和国では、火葬場に鳥居があるのは一般的だったようであるが、伊勢の習慣からすると奇怪なことだったのである。要するに『後午の日記』では、漢詩以外にも大幅な加筆や削除があるが、特に「いつも」のことではなく、麗女が見た珍しい光景などの描写に紙面を割くように改訂されている。鶯の記述の改訂も踏まえると、『後午の日記』は、その日ごとの断片的な記録にとどまらず、一つの作品として、全体の構成や趣向も考えられた上で改訂されていたということではないだろうか。

改稿にあたつて、次のような表現の変更もある。

廿三日、朝氣の空は霞もかゝらず、山々は望もこよなし。

いとあたゝかげにて、篠分る袖もかるらか也。

韶景驚人松樹吟 好風吹尽弁山岑 眼中恰似丹青妙 遠近分明緑淺深

三草に行道は、はるかなる岡を越るなりけり。日もうらゝかなれば、山々など見渡して、

道遠し越る山はた八重霞

誠に故郷遠くも来にけりと思ふに、何となう心ぼそし。

とはばやとおもひたゝずば春霞かさなる山をいかで越まし

心ざしの所にいたれば

八重たつ山の栖めきて、尋ねよりにし所はもとよりしれる人々にて、殊にむつまじう、頼もしげなれば、る物から、心もをかずうちとけて、旅こゝちものどむるやうなり。

これは竹原から三草に着くまでが記された二月二十三日の記述であるが、青書で改訂が示され、「篠分る袖」という表現が用いられている。この表現は、『伊勢物語』²¹二五段「逢はで寝る夜」が関係する。

あはじともいはざりける女の、さすがなりけるがもとに、いひやりける。

秋の野にささわけし朝の袖よりもあはで寝る夜ぞひちまさりける

色好みな女、返し、

みるめなきわが身をうらとしらねばや離れなで海人の足たゆく来る

「篠分る袖」は、『伊勢物語』の「ささわけし朝の袖」に拠った表現である。また、同様に青書で「心ざしの所にいたれば」が「八重たつ山の栖めきて、尋ねよりにし所は」とも変更されている。これについては、『源氏物語』²²浮舟巻を参照したい。

君は、けしからぬことどもの出で来て、人笑へならば、誰も誰もいかに思はん、あやにくにのたまふ人、はた、八重たつ山に籠るともかならずたづねて、我も人もいたづらになりぬべし

「君（浮舟）が悩んでいるさまが描かれる中で、「八重たつ山に籠るとも」とある。麗女は、このような、古典にある「八重たつ山」を意識しているのであろう。つまり、改訂で新たに、技巧的に古典を踏まえた表現が加わっている。しかし、次の二月二十九日のような例もある。

沖村より送の人々かへしてんとすれど、ゆくさきの案内もおぼつかなきを、爰には送らん人有がたければ、兵庫までとて聞も入れず。しあてもいひひかへさず、はた雨のふりおちぬるさへせんかたなくて、いつしかと道さへいそがれた。さはいへど、山水のけしきは又さまことにめづらしう見渡して、

深誇山水賞 遊思託萍蘋 朝任調流誘 暮臨古渡浜

山路合は雨をかけて霞もいとふかく、行むかたも見えず。

里いづこ山に立そふ雲霞

かゝる折は、松のみたのもしき陰にて、

松ふかし春の緑も百重山

所々の谷川は石橋渡るもいとあやうくて、

春雨に水さへ越て歩人の渡ればぬるゝ谷の岩橋

これも青書で示された改訂であるが、和歌に注目してみると、『伊勢物語』六九段「狩の使」の「かち人の渡れど濡れぬえにしあれば」を踏まえた表現が用いられている。『後午の日記』の改訂では全体的に、古典に拠った表現が加えられている傾向にあるが、ここでは古典を踏まえた和歌が削除されている。漢詩ではなく和歌を削除している例もこの記述のみであり、変則的な改訂のように思われる。なぜ、この和歌は削除されたのであろうか。和歌を詳しく見ていくと、『伊勢物語』では「濡れぬ」と詠まれているのに対し、『後午の日記』ではそれを踏まえて「ぬるゝ」として詠んでいることがわかる。直前に「石橋渡るもいとあやうくて」と道の悪さを綴っているが、和歌でも道中の苦を嘆いているのである。古典に拠った表現であるにもかかわらず、悪路を詠んでいることにより削除の対象となっているということであろう。『後午の日記』の改稿では、漢詩の削除の他に、旅での苦を嘆く表現の改訂も顕著となっている。三月十日、波多から松坂までの記述にも注目したい。

よしやぬれ／＼も松坂にまで行てん、爰に滞らんはいとふびんなりといひかはして、れいならず遅く宿を出けるに、雨はやう／＼ひまありて、風も音霞たりし、いつしかと日さへはれ／＼しくて、今朝の雨雲は跡もなく、余所にうつりゆきけるに、かぎりなううれしくうしろやすくて、いそぐとすれど、雨の余波のある道のぬかりは堪べくもあらで、えも行やらねど、しゐて心をおこしてとき足を出すばかりなれば、

故郷のちかうなりぬるに、心もつよ／＼しうなりて、時の間に松坂につきたり。

「しゐて…」が「故郷の…」に改訂されているが、ここではこの部分のみ墨書で示されている。削除された表現の中に「とき足を出す」とあるが、これに類似する表現は、『うつほ物語』²³にある。

この木のあらむところ尋ねて、いかで琴一つ造るばかり得む、と思ひて、俊蔭、三人の人にいとまを乞ひて、斧の声の聞こゆる方に、疾き足をいたして、強き力をはげみて、海河峰谷を越えて、その年暮れぬ。また明るる年も暮れぬ。

これは俊蔭巻であるが、春日詣巻でもこの御前に遊ばず御琴の音する方に向きて、疾き足をいたして走る」とある。「疾き足をいたす」は、琴のために急ぐ場合に用いられる『うつほ物語』の特徴的な表現である。麗女は改訂前、『うつほ物語』に拠つて、悪路を歩いている時の状況を「しゐて心をおこしてとき足を出すばかり」と綴っていた。「しゐて心をおこして」という表現によって、道中の苦がより強調されていたが、「故郷のちかうなりぬるに、心もつよ／＼しうなりて」と心境の変化を表すことによって、前向きな印象を与える描写に変わっている。やはり、古典に拠る表現は、積極的に追加されている箇所もある一方、旅の苦を嘆く表現と関わる場合には削除されていることもある。

以上より、『後午の日記』では、全体の構成や趣向も考えられた上での表現や内容の改訂があったことがわかった。『初午の日記』よりも念入りの改稿であり、それは細部にも表れている。感動を表す表現に注目すると、『初午の日記』では「けうあり」「おもしろし」「うれし」といった、当座の率直な感想が多く、連続している箇所さえある。例えば、三月十五日の記述である。

入江をこぎめぐり、和歌の浦によせて下つゝ、玉津島に詣る道は、渚をつたひて、妹背山とかいへるわたりの、岩の姿いひしらずおもしろく、世にめづらしきさまなり。宮居はしも殊更にめでたう、御跡たれましゝ神代をはるかに仰ぎて、すぐろはしき涙もとまらず。かう瑞籬のわたり、さだかに拝み奉る事も、ひとへにおほん恵みの浅からぬに思ひなして、色なき言の葉は中々かしこくて、手向など思ひもかけず、たゞ所のおもしろきなん、過ぎがたくて

明らかに「おもしろし」が続いている。一方『後午の日記』では、二月二十七日の

記述で次のように改訂されている。

廿七日、其わたりなる一の瀬とて、三草の川のおなじ流にて、水草のことにおもしろき所なりし、人々にいざなはれて、逍遙などいけうあり。しばし酒たうべて、所のおもしろきすぐれたるをもてはやし侍りて

青書で「おもしろき」が「すぐれたる」に変えられているが、これはすぐ近くに「おもしろき所」とあるためであろう。『後午の日記』では『初午の日記』とは異なり、語彙の単位までの推敲があることがうかがえる。

五 『初午の日記』『後午の日記』の執筆意図

『後午の日記』の最後には「一年のありきは二月初の午の日旅立にしかば、其折の事かき付しをば『初午の日記』とか人いふめれば、これは後の午の日よりなれば『後午の日記』といはんも、こと／＼しきや」と記されている。前回の旅の紀行文が『初午の日記』であることにちなんで『後午の日記』と称したことがうかがえ、『初午の日記』と『後午の日記』は対になっている。ただし両書には五年の隔たりがあるため、様々な点で違いがある。これについては雲岡氏²⁴によって指摘されているが、小論では改稿の過程を分析したことにより、改稿の仕方や漢詩の扱い方にも違いがあることが明確になった。両書の相違点を踏まえ、執筆意図を明らかにしていきたい。

『後午の日記』では、全体の構成や一つ一つの表現にこだわった、緻密な改訂があったが、それは旅の記録にとどまらず、文学性の高い作品として仕上げようとしていたからではないだろうか。次の二点から裏付けることができる。まず、本の大きさである。『後午の日記』は縦一三・〇×横一六・三(㎝)で、半紙本の大きさであるが、『初午の日記』は縦一九・五×横一三・六(㎝)で、中本の大きさである。麗女の著作は版本にはなっていないが、擬古物語の家雅筆本は縦二三㎝、横一六㎝前後であるため²⁵、意図的に半紙本の大きさに統一したとみえ、『初午の日記』『後午の日記』の大きさの違いも意図的であろう。同じ紀行文で、書名としても対になる著作でも大きさが異なっており、両書には明確な意識の違いがあったと推定できる。『後午の日記』は物語などと同様の扱いだったのではないだろうか。次に文体である。『後午の日記』では二月十五日の「くらうあのゝ津に来つきて舍をとり侍る」のような丁寧語の「侍り」が文章全体にわたって二十例以上あり、意識的に用いられているとみえる。それに対して『初午の日記』では、二月九日の「安永六はしらにあたる春、都の方に思ひ立侍りぬる事は」と、二月十一日の「今日は土山といへる所に宿とひ侍る」という、文章前半の二例にとどまっている。先行する

物語の会話文や、日記、紀行文において「侍り」はよく使われているため、『後午の日記』ではそれを意識して「侍り」を用いた文体で書こうとしたのであろう。

また、『後午の日記』は物語と同様のものとして位置づけていたのだとすると、『初午の日記』と『後午の日記』とで漢詩の扱い方が違うことも合理的である。『後午の日記』は文学作品としての意識が強かったため、麗女は紫式部と同様に、漢詩が詠めることを表に出さないよう、漢詩を削除したということになる。一方、『初午の日記』は、書物の大きさに象徴されているように、案内記としての意識があったであろう。実際に、『初午の日記』を旅の参考にしていた人物もいる。頼春水は、『初午の日記』に記された吉野の桜の様子を、自身が吉野へ行く日の参考に行っていることが書簡から明らかである⁽²⁶⁾。また、「慶徳麗女遺稿」⁽²⁷⁾には、安永六(一七七七)年に麗女の連歌仲間久保倉弘典の紹介により、駿河国青島村の、青島某の母と娘の俊女が訪ねてきたことが記されるが、「又初午の紀文をつかはしければ、よろこびて道しるべとなして、播磨大和などめぐられし」とある。俊女は旅の途中、案内記として『初午の日記』を読んだことがうかがえる⁽²⁸⁾。そして何より『初午の日記』は、案内記としての性格を持ちながら、漢詩にも重点が置かれた著作だったのである。『初午の日記』では、多くの漢詩人と面会したことを記し、旅での出来事や情景の感動を、漢詩や先人の漢詩を踏まえた表現でも綴っている。序文は大坂で面会した漢詩人、頼春水に書いてもらっている。漢詩が詠めることを自負していた麗女は、漢詩を収録した紀行文を記した井上通女も意識しながら、自身も漢詩を詠んだ紀行文を綴り、漢詩人と交流していることや、漢詩が詠めることを示そうとしたのである。龍草廬の家雅宛書簡には、『初午の日記』を見たいと思っていることが綴られているため⁽²⁹⁾、漢詩人である龍草廬に読まれたことが推定できる。『初午の日記』は、序文を記した頼春水に限らず、漢詩人の間で読まれたと思われる。旅での面会だけでなく、『初午の日記』に書かれた漢詩をはじめとする麗女の学芸は、漢詩人と交流を深める契機ともなったであろう。序文が頼春水であることについても、時田紗緒里氏は「麗女は、旅の後、序文を春水に依頼し、交流のきっかけとしたのではないか」と指摘しており⁽³⁰⁾、やはり麗女の漢詩人との交流に着目している。

つまり麗女は、漢詩を収載し、自身の文事を余すことなく綴った『初午の日記』で教養や能力を示すことで、漢学者との交流も深めようとしていたのであろう。一方で、膨大な物語を執筆した麗女は、擬古物語作者としての矜持もあり、紫式部のように漢詩が詠めることを表には出さないことに価値を置いている面もあった。それゆえ、『後午の日記』では漢詩を全て削除し、漢詩の趣さえも表に出さず、様々な古典を取り込んだ和文で仕上げようとした。『初午の日記』は漢詩以外にはほぼ改訂を加えておらず、現地で感じたことや事実にも忠実であったと思われるが、『後午

の日記』では、旅の苦を嘆いている箇所を改訂したり、古典を踏まえた表現を取り入れたりするなど、後から手を加えている。朱と墨の書入によって典拠が示されていることも、意図的に古典を踏まえた表現を取り入れたことをうかがわせる。『初午の日記』と『後午の日記』とでは、改稿にあたっての熱量に差があり、『後午の日記』では文学性を高めようとしている。

おわりに

家雅筆の神宮文庫所蔵『初午の日記』と、白百合女子大学図書館所蔵『後午の日記』の書入より、『初午の日記』『後午の日記』は改稿されていたことが判明した。それを契機に麗女の漢詩に対する認識や、『初午の日記』『後午の日記』の違いが浮き彫りになった。

改稿は漢詩に関するものが多く、漢詩には特別な意識が働いていた。『後午の日記』で詠まれていた漢詩は、改稿によって削除されていたのだった。麗女の漢詩にまつわる記述は多数見受けられるが、麗女は漢詩の能力があることや、「女文」ではなく、男性的な言い回しや漢語の多い文章を書くこと、男性と対等にやりとりできることに自負心があった。書簡に記された内容は、麗女の率直な内面が現れているようにも思われるが、麗女は文体を自在に変えていたため、実際の文事や内面と、麗女が相手に示す際の態度や記述は違い、漢詩が苦手だという記述や「女文」は書けないという記述が混在していたのだった。漢詩という、女性では『日本詩史』や『日本詩選』に数人しか採録されなかった文芸は、学問ができる人の象徴であり、麗女は相手や状況に応じて、それを自身の称号のように誇らしげに語っていたのであろう。一方、麗女は、物語作者としても自負しており、著作上では漢詩をあえて表には出さないという態度もとったため、漢詩は積極的に世に出そうとしない一面もあった。これを踏まえて『初午の日記』『後午の日記』を見ていくと、著作上ではあまり表に出さないはずの漢詩が『初午の日記』では収載されていたということになり、両書の執筆意図が異なっていたことがわかった。細部に目を向けると、『初午の日記』では、当座の感覚をそのまま文章に反映させていたが、『後午の日記』では漢詩以外にも念入りの改稿が見られ、麗女が表現を工夫していたことがうかがえる。書簡において、状況に応じて文体や表現を変えているように、『初午の日記』『後午の日記』では執筆意図が異なるため、表現や趣向が異なっている。『初午の日記』は、漢詩が詠めることを矜持してそれを示す意図もあった案内記であるが、『後午の日記』は、全体の構成や細部の表現までこだわった、漢詩の趣を表に出さない女流文学作品として仕上げようとしていたのである。

注

- (1) 荒木田氏は釜谷(釜屋)、慶徳などの家に分かれている。小論では適宜、雲岡梓著「荒木田麗女年譜稿」(『荒木田麗女の研究』(和泉書院、二〇一七年)第五部所収。初出は『日本文芸研究』六六・一、二〇一四年十月)を参照した。
- (2) 古谷知新編『江戸時代女流文学全集』第三卷(一九七九年、日本図書センタ―)をさす。底本は明記されていない。
- (3) 神宮文庫所蔵『初午の日記』(請求記号:三門・八八九五)、白百合女子大学図書館所蔵『後午の日記』(請求記号:090/A646)をさす。
- (4) 麗女の漢詩の研究としては、雲岡梓著「麗女の漢詩」(前掲『荒木田麗女の研究』第四部第二章所収)がある。
- (5) 外題「初午の日記」。内題「はつ午の日記」。墨色無地表紙。一冊。縦一九・五 横一三・六(㎝)。一〇五丁。頼惟寛(頼春水)序。「清渚」「荒木田氏」の印記あり。神宮司序編『神宮文庫所蔵和書総目録』(戎光祥出版、二〇〇五年)未収録資料。「岩出氏所蔵荒木田麗女夫如松君慶徳家雅の自筆本を拝借して書写せしもの也」と記された『初午の日記』の転写本(昭和八年荒木田楠千代氏写。神宮文庫所蔵、請求記号:洋書 三門・五〇九八)に写された「清渚」と「荒木田氏」の印記があることと、雲岡梓著「歴史物語『池の藻屑』の特徴」(前掲『荒木田麗女の研究』第二部第二章所収)で指摘されている家雅の筆跡であることから、家雅筆本であると特定できる。
- (6) 以下同様に、『初午の日記』と『後午の日記』の改訂された箇所を示す引用には、網かけと囲み線を用いる。なお、小論の引用本文は、筆者が適宜句読点、濁点、引用符等を補い、漢字は通用の新字体に統一し、「こ」は「々」に改めた。また、特に注記のない限り、傍線等や漢詩の訓み下しも筆者による。
- (7) 区別するための便宜上、本文の和歌、漢詩、発句以外の文章を「和文」とする。
- (8) 外題「後午の日記 草書 全」。内題なし。藍墨茶色横刷毛目文様表紙。一冊。縦二三・〇 横一六・三(㎝)。三五丁。如松(家雅)筆(帙に「後午の日記 麗女著 如松筆 壹冊」とあり)。裏表紙見返「是者清渚遊行之日記也。本書者兵庫松坂等へ遣候扣也。青墨者後書致候者也」。
- (9) 国文学研究資料館所蔵『唐賢絶句三體詩法』(寛文九(一六六九)年刊、和刻本、請求記号:六一・八五一一三、CC BY-SA.0)による。訓み下しは同書の訓点による。
- (10) 「朗詠雨 養^テ得^テ自^ラ為^リ」花父母^ニ、「陽関三疊曲也 是王維が詩也 唐人餞別必歌之云々」、「遥見人家花便入 不論貴賤与親疎」、「離別河辺結柳條」との書入が見られる。このうち、「是王維が詩也 唐人餞別必歌之云々」のみ墨書である。なお、「遥見人家花便入 不論貴賤与親疎」は白居易、「離別河辺結柳條」は張喬の詩である。
- (11) 前掲注(9)に同じ。
- (12) 他にも、『和漢朗詠集』春「躑躅」収載の源順の漢詩の一節「寒食の家には」を「口ずさ」んだり、白居易の「大林寺桃花」の一節の「人間の四月」を「思ひ出」したりしている。
- (13) 前掲注(4)「麗女の漢詩」による。「慶徳麗女遺稿」には、明和五(一七六八)年より、「詩をもつくるべく、良人すゝめらるれど、是は才力なくて、いとかたきことにしけるを、しひて催さるゝも詮方なし。をりしも姪興正が、京に遊学しけるをたよりに、江村北海先生の門に入りしも、はかどくしくもえせぬことゆゑ、恥しく思ひたり」や、「詩は殊につたなく、みぐるしければ、人に見すべくもくて(ママ)、ふかくかくすやうなるを、程へておのづから人もしりて、洞津の文学三角先生、古稀の寿詩をのぞまれて、つかはしけるより」との記述がある(大川茂雄・南茂樹編『国学者伝記集成』(上)復刻版(東出版、一九九七年)による)。また興正宛書簡には、「尚々、近き比、名の世上へ流行いたし候ことさへ、隠逸のせんなく、一入の愁に候」や、「私こと無才にて、詩作はこの外かたき事にて、成就いたしがたく覚申候。されど、郎人のあながちに催され候ことゆへ、無是非打かゝり居申候事、ことに近比は、和学の方ことしげく、詩書など見申候いとまも有がたく、弥竟束なく成増り候により、いつも同じことにては、先生にも詮なく、たいくつに思はれ候半かと恐入申候ゆへ、当春より此道思ひとまり可申哉と先生へも御窺ひ給わり候うへと、主人へ度々申入候へども、今に聞入なく打過申候」とある。書簡は安井章吾氏所蔵(慶徳麗女之文詠草并手紙類)のうちの一通である(国文学研究資料館マイクロフィルムにより閲覧。請求記号:ヤ四・一・二、六十六コマ、B)。翻刻にあたり倉本昭著「翻刻 安井家蔵 荒木田麗女書簡(一)」「(五)」「伊勢郷土史草」三二〇三六、一九九八年十月・二〇〇二年十一月)を参照した。
- (14) 石水博物館所蔵「荒木田麗女書簡」(屏風十四「近世名家書簡貼交屏風」所収)をさす。翻刻は筆者による。神谷勝広著「十六代半泥子作成の書簡貼り交ぜ屏風」(青山英正著『伊勢商人の文化的ネットワークの研究——石水博物館所蔵書簡資料をもとに——研究成果報告書』所収、二〇二〇年三月)によると、この麗女の書簡については、川喜田家が後に「購入した可能性等がある」と指

摘されている。なお、宛先の「平大夫」は、麗女の兄、息雅であろう。詩について述べていることから、相手は詩作を行い、学芸を好む人に違いない。息雅は「中西平太夫荒木田沖保の養嗣子となり、中西平馬荒木田息雅といい、後平太夫と称した」(伊豆野タツ著『荒木田麗女伝の研究』、『実践女子大学文学部紀要』一三、一九七〇年十二月)による)人物で、『日本詩選』にも一首収載されている。

(15) 前掲注(13)で取り上げた「慶徳麗女之文詠草并手紙類」のうちの一通である。

(16) 神宮文庫所蔵、家雅筆『書目』『書目全』『要書目』(請求記号…三門・八八九五)をさす。

(17) 『怪世談』は安永七(一七七八)年成立の三十話から成る短編集である。本文は、最終稿本といわれる西荘文庫旧蔵の小津久足筆天理図書館所蔵本(請求記号…二五九四)による。

(18) 『国歌大観』には、「こころぐきものにぞありけるはかすみたなびくときにこひのしげきは」とある。

(19) 中野幸一ほか校注・訳『新編日本古典文学全集』二六(小学館、一九九四年)による。

(20) 鈴木淳ほか校注『新日本古典文学大系』六八(岩波書店、一九九七年)による。振り仮名の部分は省略した。

(21) 福井貞助ほか校注・訳『新編日本古典文学全集』一二(小学館、一九九四年)による。なお、「秋の野に…」の和歌は『業平集』『古今和歌集』などにも所収される。

(22) 阿部秋生ほか校注・訳『新編日本古典文学全集』二五(小学館、一九九八年)による。

(23) 中野幸一校注・訳『新編日本古典文学全集』一四(小学館、一九九九年)による。

(24) 雲岡梓著「紀行文『初午の日記』と『後午の日記』について」(前掲『荒木田麗女の研究』第四部第一章。初出は「荒木田麗女の紀行文―『初午の日記』『後午の日記』の道程―」(『人文論究』六四・一、二〇一四年四月))によって旅の行程、面会者、道中詠がまとめられ、両書の相違点が指摘されている。

(25) 伊豆野タツ著『荒木田麗女物語集成』(桜楓社、一九八二年)の作品解説を参考にした。

(26) 頼祺一著『近世後期朱子学派の研究』(溪水社、一九八六年)の資料編に頼春水在坂期書簡が掲載されている。この頼の書簡は『初午の日記』の翌年の安

永七(一七七八)年正月二十一日付のもので、宛先は「千齡万四郎弟」とあり、弟の春風、杏坪宛である。「去年伊勢ノ慶徳藤蔵ト申仁夫婦連にて参候。吉野へも参り候。その紀行ヲ『初午の日の記』ト申一巻有之候。三月十一日ニ登山候所、おそきよし見え候。左候へバ、大小ノ遺恨に候へバ、何分節句頃には是非共登山候様ニ仕度候。尤去年今年ハ節ノ前後進退も候へ共、先々大抵早キニ過候計ハ無之候」とある。

(27) 前掲注(13)での引用に用いた『国学者伝記集成』による。

(28) 一方、『後午の日記』の同時代の読者としては、裏表紙見返に「本書者兵庫松坂等へ遣候扣也」とあるため、旅で出会った松坂と兵庫の人が考えられる。

(29) 「ならに而の御連歌 道之記等 必々御見せ可被下候 くれ／＼たのみ上候」と記されている。中野三敏著「草廬昼錦」『江戸狂者伝』中央公論新社、二〇〇七年)に掲載されている翻刻による。

(30) 時田紗緒里著「荒木田麗女と頼春水の交流―麗女『初午の日記』春水序文について―」(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』二五、二〇一九年三月)において、麗女と春水の交流の諸相が論じられている。また、「伊勢名家資料手簡集(二二)」(『三重県史談会々誌』四・四、一九一三年七月)に頼弥太郎(春水)慶徳藤蔵(家雅)宛書簡が翻刻されており、この書簡からも頼春水と慶徳家の交流がうかがえる。

〔付記〕

図版・翻刻掲載の御許可を賜った白百合女子大学図書館、神宮文庫、石水博物館に感謝申し上げる。

なお、小論は二〇二一年度東海近世文学会四月例会での口頭発表をもとに加筆、修正したものである。席上ご指導賜った方々に厚く御礼申し上げます。

—— 令和三年十二月二十二日稿了 ——
(受付日 令和四年一月十三日)
(受理日 令和四年二月十八日)

Consideration on revision of Arakida Reijo's “Hatsuuma no nikki” and “Nochinouma no nikki”

Kaho ISHITANI^{1*}

1: Dept. of General Education (Humanities and Social Sciences/Part-time Lecturer)

This paper will analyze the process of revision about the travel journals “Hatsuuma no nikki” and “Nochinouma no nikki,” which were composed by Reijo, through the insertions in the books written by Reijo's husband, Ietada. The two books have many insertions that indicate deletion or revision of Chinese poetry, especially all the poetry deleted in “Nochinouma no nikki.” Based on the fact, it became clear how Reijo thinks about Chinese poetry. Also, after considering the different ways that “Hatsuuma no nikki” and “Nochinouma no nikki” were revised, it became clear that they were composed for different reasons.

Key words : 荒木田麗女・初午の日記・後午の日記・改稿・漢詩

芥川龍之介「羅生門」論攷

—逡巡する下人—

石谷春樹

はじめに

人は死に向かつて生きている。一日を生きているということは、それだけ一日死に近づいたことを意味する。死と生は表裏一体であり、生を考えると死は、即ち死を考えると死ということでもある。また、生きていることは悩むことであり、悩みのない人生など存在しない。悩むことこそが生きている意義であり、生きている証であろう。

このような「生きる」という人生の命題を提示し、我々と同じ悩みをもつ主人公の下人が登場するのが芥川龍之介の「羅生門」(『帝國文學』大正四・一一)^①である。「羅生門」は管見の限りでは、すべての文部科学省認定の検定教科書に収録されており、採択率が最も高い作品である。^②高等学校を卒業する生徒の大半は、「羅生門」を学んでいるということになる。また、このことが半世紀以上にわたり継続していることも、社会状況が目覚ましく変化するこの時代に驚くべきことである。何よりも時代を超えて愛されるということは、作品に普遍性があるということになる。言うまでもなく、それだけ高校生が学ぶに値する作品であることは疑われないが、芥川文学の魅力は底知れない気がする。

果たして何がその魅力なのだろうか。「羅生門」の主人公の下人には名前がない。特定しない理由は、誰にでも共通して起こる可能性があることを示唆し、私たち読者に人生の問題を提起してくれる。また、芥川の作品は、論理的で尚且つ技巧的である。作品の細部にまで施された創作方法によって、読むたびに多くの発見があり、それだけ多くの問題が内包していると言える。即ち、芥川文学の魅力の一つは「読み」の可能性にある。その分、多くの先行研究がみられ、特に「羅生門」に関する研究の数はおびただしいのである。^③

研究史を紐解くと、早くに吉田精一氏が「生きているがために、各人各様に持たざるを得ぬエゴイズムをあらわしている」(『芥川龍之介』昭和一七・一二、三省堂)と述べ、その後、駒尺喜美氏は「善なるもの、悪なるもの、何とも簡単に変化してしまう、人間の現実的な姿をそのままに示し出すところ、主題がある」(『芥川龍之介の世界』昭和四二・二、法政大学出版局)と指摘し、エゴイズムを視野に入れた論が続いた。さらに関口安義氏は「羅生門」に「自己解放の叫び」を読み、「下人の行為

には、明るい可能性がある」(『芥川龍之介 実像と虚像』(昭和六三・一一、洋々社)と述べる一方で、清水康次氏は「解放感があるとはいっても、世界全体が、暗さに包まれていることは否定できず、明るさはまだ獲得されていない。下人のあからさまなエゴイズムは、闇を切り開きはしたが、その奥に、さらに深い闇を現出させただけかもしれないのである」(『芥川文学の方法と世界』平成六・四・二〇、和泉書院)と述べ、下人の行方を追った読みもある。その後、山崎甲一氏が「具体的な作中人物の実際の表情に即さない。一般論的な次元での了解の仕方は、やはり危険であろう」(『芥川龍之介の言語空間—君看雙眼色』平成一一・三・二〇、笠間書院)と指摘し、これまでの「読み」を訂正している。山崎氏の意見は、表現に即し、作品全体を視野に入れた説得力のあるものである。

小論は芥川文学の魅力に迫るための一つの方法として、言わば「作品論の試み」の一つとして、「羅生門」を通して、「読み」の可能性を追究することを目的に論を進めたいと思う。^④特にこだわったことは、主人公下人の心情に寄り添うことと、作品の細部の表現を考察することである。理智派で技巧を重んじた芥川の創作意図を理解しながら考察を進め、最終的に行きついた末尾における下人の心情、自らの体験である失恋との関係、そして、しばしば引用される「現状とかけ離れた愉快な小説」と芥川自身が位置付けた理由についても考えてみたい。そうすることで、「羅生門」の作品世界にみられる芥川文学の魅力に迫ってみたいと思う。

一「下人」の置かれている心情

或日の暮方の事である。一人の下人が、羅生門の下で雨やみを待つてゐた。廣い門の下には、この男の外に誰もゐない。唯、所々丹塗の剥げた、大きな圓柱に、蟋蟀が一匹とまつてゐる。羅生門が、朱雀大路にある以上は、この男の外にも、雨やみをする市女笠や採烏帽子が、もう二三人はありさうなものである。それが、この男の外には誰もゐない。^⑤

冒頭部分の二文で下人の置かれている状況が端的に示されている。それは、いつ(時間)「或日の暮方」、どこで(場所)「羅生門」、誰が(人物)「二人の下人」、何

を(目的)「雨やみを待つてゐた」のである。所謂、五W一Hを意図的に明確にした、短篇小説の冒頭部分にみられる手法である。しかし、この中で明確にされていないのが、なぜ(理由)である。理由が示されないまま、「この男の外に誰もゐない」、「この男の外には誰もゐない」と二回繰り返され、下人が「一人」であることが強調される。また、並行して「蟋蟀が一匹とまつてゐる」ことも述べられる。蟋蟀が唐突に登場するが、逃げずに「とまつてゐる」ことによって、羅生門が本来人通りの多い朱雀大路にありながらも、人通りがないことを示している。その後、下人のことを語るのを離れ、羅生門の状況が具体的に説明される。さらに、性別を明示せず、「市女笠」や「揉鳥帽子」と表現されているが、無機質なものを表現することによって、より人気のない羅生門の様子を鮮明に浮かび上がらせている。

冒頭部分の後は、さらに作品における場面設定が具体的に表現される。時代は平安時代末期、季節は「もう火桶が欲しい程の寒さである」ということから晩秋、時間は「或日の暮方」、場所は「羅生門」である。これらのことから、時代は平安と室町時代の「境目」、季節は秋と冬の「境目」、時間は昼と夜の「境目」、場所は洛中と洛外の「境目」であり、それぞれの「境目」という設定である。また、何よりも主人公の下人の年齢も「面炮」が象徴するように子供と大人の「境目」である。このような「境目」の設定は、意図的な手法と考えられるが、この場面設定の意味はどこにあるのであろうか。

冒頭部分で語られていない「雨やみを待つてゐた」理由については、一度、放置されて羅生門の状況を語ることに重点が置かれ、その理由が再び、次のような形で話題にあがる。

作者はさつき、「下人が雨やみを待つてゐた」と書いた。しかし、下人は、雨がやんでも格別どうしやうと云ふ當てはない。ふだんなら、勿論、主人の家へ歸る可き筈である。所がその主人からは、四五日前に暇を出された。前にも書いたやうに、當時京都の町は一通りならず衰微してゐた。今この下人が、永年、使はれてゐた主人から、暇を出されたのも、この衰微の小さな餘波に外ならない。だから「下人が雨やみを待つてゐた」と云ふよりも、「雨にふりこめられた下人が、行き所がなくて、途方にくれてゐた」と云ふ方が、適當である。

もう一度、話題にあげるための不自然さと理由を明確に位置付ける方法として、「作者はさつき」と切り出すのである。ここで初めて日常生活における数分を阻む単純な雨やみでないことが明示される。言わば、単なる「雨やみを待つてゐる」のではなく、本来の雨やみをしなければならない理由がここにきて明確になる。つまり、下人の精神的な余裕から生まれたものではない。それとは真逆の意味をもつベクトルであり、追いつめられた切羽詰まった心情で「雨やみを待つ」ているのである。

。ここでの雨やみは本題からの逃避でしかない。ここにきて下人の置かれている状況は、言うまでもなく生と死の「境目」にいる人物であることが分かる。「境目」による設定は、冒頭部分で明らかにされなかった理由によって、下人の置かれている心情と場面設定がここで初めて結び付き、以後、ここまで明らかにされなかった下人の心情が語られるのである。

このような「境目」は、下人の切羽詰まった所謂、下人の置かれた極限状況を示すためのものであると考えれば、おのずと理解できる。しかし、このような状態に置かれながらも、下人にはこの極限状態と矛盾する様子が読み取れる。それはこのような状況でありながらも「大きな面炮を気にしながら、ぼんやり、雨のふるのを眺めてゐるのである」即ち、下人の置かれている状況の割には心情に余裕が見られる点である。そもそも冒頭部分の「雨やみを待つてゐた」ということも事実ではあるが、下人の心情に即して考えれば、実際の心情を語っているとは言い難い。しかも「作者はさつき、『下人が雨やみを待つてゐた』と書いた」と、補足説明を加えている。下人の心情を再度提示し、語り手による下人の心情の確認と言えはそれまでもだが、冒頭部分において短篇小説の手法を使いながらも、下人の心情を訂正しなければならぬ創作方法の意図はどこにあるのだろうか。

二 「下人」の「Sentimentalisme」

先述したことの答えはやはり「雨やみを待つてゐた」主人公の下人の心情が本来とは違い、特別であることを意図的に示すためである。ここで、下人とはどういう人物であるかを確認しておきたい。冒頭部分から分かるのは雇われていた主人から暇を出されて、自分ではどうすることもできない主体性のない人物であるということである。さらに下人の性格を知る手立てとして次のような部分がある。

その上、今日の空模様も少からずこの平安朝の下人の *Sentimentalisme* に影響した。申の刻下りからふり出した雨は、未に上るけしきがない。

重要なのは「*Sentimentalisme*」という言葉になるのである。平安時代を舞台としながらも、芥川の得意なフランス語で表現したと考えられる。しかし、「感傷癖」という意味通りの言葉を用いて、「少しのことでも、感情が動きやすく、感傷的な気分」に陥ってしまう心理的な傾向「である」ことを端的に示し、「感傷的な気分」になりがちな下人の心情に影響をした」と表現するだけでも良かったのではないか。それを作品世界でも異質と思われるフランス語を用いていることから、下人の人並ならぬ特別な「感傷癖」があったことがうかがえる。「面炮」を気にする下人は、この感傷癖からくる逡巡する姿そのものである。失職したことも「面炮」ができてい

とも、下人にはどうすることもできない。しかし、「面炮を氣にし」ている下人は、どうすることもできないにもかかわらず、自分を誤魔化せない、常にそういうことを氣にする人物であり、その下人の感傷癖は単純なものではないようである。「今日の空模様も少からず」とあり、「空模様も」に象徴されるように、感傷癖のある下人が、さらに、そのように陥つてしまうことが強調され、しかも、「影響した」のが「少なからず」であり、僅かなものでありながらも、結果的には大きく影響したことを表すものである。以上のことから、下人は本来影響を及ぼさないはずの空模様が、大きく影響してしまうだけの、人並外れた感傷癖の持ち主であるということである。

そこで、下人は、何を描いても差當り明日の暮しをどうにかしやうとして——云はゞどうにもならない事を、どうにかしやうとして、とりとめもない考へをたどりながら、さつきから朱雀大路にふる雨の音を、聞くともなく聞いてゐた。

主人から暇を出され、「明日の暮し」を悩む前に、もともと下人の性格として、特別な感傷癖の持ち主であり、そのことを念頭において下人を考察する必要があると考えられる。従つて「とりとめもない考へをたどりながら」逡巡する下人を理解しなければならぬ。その下人の心情に影響を及ぼす空模様を次のように描写する。

雨は、羅生門をつゝんで、遠くから、ざあつと云ふ音をあつめて来る。夕闇は次第に空を低くして、見上げると、門の屋根が、斜につき出した薨の先に、重たくうす暗い雲を支へてゐる。

「雨の音を、聞くともなく聞いてゐた」にも関わらず、羅生門の夕暮れに降る雨を描写したものであるが、その雨の音を「羅生門をつゝんで」、「ざあつと云ふ音をあつめて来る」と感じている。自然に降る雨を、自分のいる場所を包圍し、自分だけに集中的に降っているような閉塞感が下人にはある。しかもそれは、雨だけに限らず、「夕闇は次第に空を低くして」いく。「次第に」とあるように、これから訪れる夜の世界が自分に迫ってくるように感じている。「うす暗い雲」も「重たく」のしかかり、「門の屋根」によつて「支へてゐる」が、下人に大きくのしかかつてきている。このように、「雨」、「夕闇」、「雲」を下人は特別なものと感じてしまうのである。

つまり、羅生門の夕暮れに自然に降る雨を、そのように受け取つてしまう特別な心情の持ち主が下人なのである。下人にとつて、雨は羅生門を「つゝんで」しかも「ざあつと云ふ音をあつめて来る」のであり、羅生門にいる下人は、特別な空間として包圍されてしまう。また、陽が残る夕方から「闇」に包まれ、「重たくうす暗い雲」が羅生門を覆っている。即ち、広域なものが羅生門を包んでしまうという捉え方は、下人の追いつめられていく心情が隠喩によつて表されているということができるであろう。普通であればこのように感じないところを、感じてしまう人物として設定されていることは、下人の特別な心情として、この作品において重要な意味をもつ

ていると考えられる。「明日の暮しをどうにかしやうとして——云はゞどうにもならない事を、どうにかしやうとして、とりとめもない考へをたどりながら」下人が悩んでいるが、その様子は人並外れた感傷癖によつてさらに悩みも増大させていることも忘れてはならないことである。

どうにもならない事を、どうにかする爲には、手段を選んでゐる違はない。選んでゐれば、築土の下か、道ばたの土の上で、餓死をするばかりである。さうして、この門の上へ持つて来て、犬のやうに棄てられてしまふばかりである。選ばないとすれば——下人の考へは、何度と同じ道を低徊した揚句に、やつとこの局所へ逢着した。しかしこの「すれば」は、何時までたつても、結局「すれば」であつた。下人は、手段を選ばないといふ事を肯定しながらも、この「すれば」のかたをつける爲に、當然、その後に来る可き「盗人になるより外に仕方がない」と云ふ事を、積極的に肯定する丈の、勇氣が出ずにゐたのである。

生きるか死ぬか。飢え死にをするか、盗人になるか。この選択で悩むのは当たり前である。感傷癖のある下人であれば、結論を出すのに時間が掛かるのは頷ける。だが、ここで問題なのは、そのことではない。結論が出ていながらも、『盗人になるより外に仕方がない』と云ふ事を、積極的に肯定する丈の、勇氣が出ずにゐたのである」とあるように、一番時間のかかる結論は既に出ていながらも、下人の悩んでいるのは出した結論を実行することができないことである。本来であれば、自分が盗人になる勇氣があるかどうかということも含めて、選択をして結論を出すのが普通である。しかし、結論が出ていながらも、「肯定する丈の、勇氣が出ずにゐた」ため実行に移せないのである。ここで注意しなければならないのは、下人が悩むということとは「人」として「生きる」からである。もしこの勇氣を簡単に手に入れることができるのであれば、もはやそれは人の道を外れている。言い換えれば、下人は人であるが故に悩んでいる。下人はなりたくない者にならなければならない。この下人のパラドックス的な心情を忘れてはならない。だからこそ「四五目」経つても結論が出せずに悩んでいるのであり、この後の行動も、勇氣が出ないまま、ひとまず夜を明かそうと「門の上」へと向かつているのである。決断力がないといったレベルの悩みではない。言うなれば、それを自分で納得できないために悩んでいるという方が相応しい。

ここで、下人が「聖柄の太刀」^⑥を持つていることにも触れておきたい。今後、盗人になるための必需品でもあるが、なぜ所持しているかと言えば、以前に主人に仕えていたからであると考えられる。何をしていたかは明らかではないが、楼上に上がっていく際に「聖柄の太刀が鞘走らないやうに」氣にしていることから、以前に下人は太刀を抜いたことがあると思われる。おそらく仕事上で使用したのである

う。それにも関わらず、盗人になることには「勇氣が出ずに」逡巡している。このことから考えれば、先に述べたように、盗みを働くという行為自体について「勇氣が出」ないのではない。やはり、下人の心のありようではないか。つまり、下人が「盗人になる」ということを、自分の中でどのように捉えるかという、下人の精神的な問題なのである。それは当然、善悪と生死という対立する命題の存在であり、善をとれば死が待っている。生を求めるなら、悪を生きるよりほかない。どちらを選んでも納得がいかないマイナスの要素が潜んでいる。「感傷癖」のある下人にとって、人の道を外れることは容易なことではない。つまり、生きるということの意味を決定することができずに途方に暮れているのである。即ち、それは下人の正義感によっても左右されることなのである。

三 「蟋蟀」の意味

次に冒頭部分の「蟋蟀」について考えてみたい。吉田氏の「羅生門の人けのない荒廃をあらわしているが、ここに来てそのきりぎりすがいなくなったことで時間の経過と、いつそうの物寂しさを暗示している」(先掲書)の延長線上に、『誰もぬない』門の空間の『無』を強調するもの(清水氏 先掲書)などの指摘がみられる。また、海老井英次氏は「無意味な(死)に帰していくことが宿命づけられている存在の象徴として「蟋蟀」は点描されているのである。換言すれば、生命の(自然性)すなわち時間がその内に流れることによって、結局は死滅し(無)に帰していく限りの生命のあり方を表しているといえるもの」(芥川龍之介論攷—自己覚醒から解体へ—昭和六三・二、桜楓社)と指摘されているように「蟋蟀」は夏から秋にかけて生息し、最も活動するのは盛夏であり、夏の生き物である。作品世界は既に述べたように晩秋である。つまり、この蟋蟀の生息する時期とは異なることになる。即ち、蟋蟀は、はかない生命の象徴と考えることができる。この意味からすれば、この蟋蟀はこのままでは飢え死にをするしかない下人の置かれている状況と同様であると考えられる。ここで重要なのは、冒頭部分という作品の重要部分において、主人公「下人」の「一人」と同様に、「一匹」の「蟋蟀」として描写され、「下人」の状況を「蟋蟀」と同じように喩えていることである。「羅生門」にいる下人が逡巡しているように、「大きな圓柱に」蟋蟀が「とまつてゐる」。その姿は「四五日」経っても、人として生きることを捨てきれず身動きできない下人の姿そのものでもある。問題は羅生門の荒廃した様子よりも、下人の心情を読み取ることにあると思う。つまり蟋蟀は、下人の心情を代弁する意味も含んでいる。だからこそ、何もできずに蟋蟀も「とまつてゐる」だけである。

そして蟋蟀は、この冒頭部分だけではなく、後に登場する場面がある。

下人は、大きな噓をして、それから、大儀さうに立上つた。夕冷えのする京都は、もう火桶が欲しい程の寒さである。風は門の柱と柱との間を、夕闇と共に遠慮なく、吹きぬける。丹塗の柱にとまつてゐた蟋蟀も、もうどこかへ行つてしまつた。

作品世界の季節が明確になり、「もう火桶が欲しい程の寒さである」ことから、海老井氏の指摘があるように、盛夏に生きる蟋蟀は姿を隠したと考えることもできるであろう。しかしここで注意をしなければいけないのは、「蟋蟀も」と述べられているように、下人の行動と対比的に表現されていることである。山崎氏は「何故一様に、蟋蟀の行方というものが問題にされては来ないか、それが不審であつた。」(先掲書)と指摘し、単に「蟋蟀」だけを考察したものではなく、姿を消した「蟋蟀」の「帰着点」を求める考察には説得力がある。姿を消す蟋蟀のことを、わざわざ「とまつてゐた」と念を押し強調しているように、蟋蟀の動作にも関心が寄せられている。それは下人が動けないからである。蟋蟀の帰着点は明確にされず、「もうどこかへ行つてしまつた」のである。「もう」という表記に、時間経過を読み取ることができる。ここまで下人についてきた蟋蟀が、ここに来て下人よりも早く行動に移している。また、これまで行動に移すことができなかった下人の描写からすると、精神的に逡巡する心情とはかけ離れた、「大きな噓をして、それから、大儀さうに立上つた」のである。生理現象が、行動のきっかけになっており、言わば受動的に悩む下人ではなく、意図的な意味をもたない生理現象により背中を押されている。つまり、結果的には、「雨やみを待つてゐた」ことに比べれば、思い悩んでいながらも、「大儀さうに立上つた」のであり、「寒さ」によるこの生理現象の後の行動は早い。

この後、蟋蟀は登場しない。下人の行動を先走るだけであり、誘導しているという言い方も可能であるが、下人の動きを暗示している程度である。何よりも「どこかへ」として、何故明確にしなかったのか。勿論、下人の行動が後であり、このことからすれば当然であるが、果たしてそれだけであろうか。下人の行動に伴うことも可能である。蟋蟀の行方が示されていないことは、意図的なことであろうが、考えられるのはここで下人についていた蟋蟀が一度離れることは重要だということである。

下人の立場からすれば、「どこかへ」であっても、蟋蟀には行く場所があると考えられる。行く場所がなくとりあえず夜を明かす下人との違いは明白である。また、蟋蟀は、初めから「梯子」とは無縁である。とまつている場所も「大きな圓柱に」であり、「門の上」に行く様子は見られない。つまり、対比する下人の心情とも無縁になっていく。これまで下人の様子を喩えてきたのであるが、ここに来て離れる理

由は何か。おそらく蟋蟀はねぐらに帰ったのであろう。下人もねぐらを求め、「門の上」に行き、老婆に出会う。明らかに両者の今後には大きな相違がある。言うまでもなく蟋蟀には、下人のような選択、及び「勇氣」を得る必要性は、どこにもないからである。

四 「羅生門」における空間

その荒れ果てたのをよい事にして、狐狸が棲む。盗人が棲む。とうとうしまひには、引取り手のない死人を、この門へ持つて来て、棄て、行くと云ふ習慣さへ出来た。そこで、日の目が見えなくなると、誰でも氣味を悪るがつて、この門の近所へは、足ぶみをしない事になつてしまつたのである。

その代り又鴉が何處からか、たくさん集つて来た。晝間見ると、その鴉が何羽となく輪を描いて高い鴟尾のまはりを啼きながら、飛びまはつてゐる。殊に門の上の空が、夕焼けであかくなる時には、それが胡麻をまいたやうに、はつきり見えた。鴉は、勿論、門の上にある死人の肉を、啄みに來るのである。――尤も今日は、刻限が遅いせい、一羽も見えない。

作品中において「羅生門」そのものは、異空間である。(一)即ち、日常生活を営んでいる空間ではない。状況が示すように、時間的な空間も「夕方」ではなく「暮方」であり夜に近づいている。通常、日常の空間が昼間であり、夜は非日常である。また、この日の夜は、雨が降っており、特別な夜がさらに演出されている。しかも「佛像や佛具を打碎いて、その丹がついたり、金銀の箔がついたりした木を、路ばたにつみ重ねて、薪の料に賣つてゐた」くらい朽ちかけた世の中でありながらも、羅生門は「大きな圓柱」であり、「幅の廣い、之も丹を塗つた梯子」が掛かつているのも不自然であるが、これらのことも異空間を明確にしてくれるものである。そのうえ、羅生門に「鴉が何處からかたくさん、集つて來る」様子や、「狐狸が棲む。盗人が棲む。とうとうしまひには、引取り手のない死人を、この門へ持つて来て、棄て、行くと云ふ習慣さへ出来た」ことは、言うまでもないことである。これから始まる出来事の前置きとして充分であるが、問題なのはそのような異空間でありながら、「尤も今日は、刻限が遅いせい、一羽も見えない」と理由を述べ、この日はいつもと違う異空間である羅生門を強調していることである。

それから、何分かの後である。羅生門の樓の上へ出る、幅の廣い梯子の中段に、一人の男が、猫のやうに身をちぢめて、息を殺しながら、上の容子を窺つてゐた。樓の上からさす火の光が、かすかに、その男の右の頬をぬらしてゐる。短い鬚の中に、赤く膿を持つた面砲のある頬である。

場面が羅生門の下から「樓の上」へと変わる。冒頭部分同様に、客観的に場面を捉えている。登場する「一人の男」が冒頭部分の下人と同一人物であることは「その男の右の頬をぬらしてゐる。短い鬚の中に、赤く膿を持つた面砲である」ことによつて明確に示される。羅生門は「日の目が見えなくなると、誰でも氣味を悪るがつて、この門の近所へは足ぶみをしない事になつてしまつたのである」が、下人は「暮方」にこの場所にいるだけではなく、この後、「樓の上」で一夜を過ごすことを考えている。

下人は、始めから、この上にゐる者は、死人ばかりだと高を括つてゐた。それが、梯子を二三段上つて見ると、上では誰か火をとぼして、しかもその火を其處此處と、動かしてゐるらしい。これは、その濁つた、黄いろい光が、隅々に蜘蛛の巣をかけた天井裏に、ゆれながら映つたので、すぐにそれと知れたのである、

「樓の上」に上がつてからは「樓の上」と表現されず「門の上」に変わる。これから「門の下」との相違を明確に描くためであると考えられる。羅生門の「下」にゐることを避けているのは、「人目にかゝる懼」があることが理由であり、下人にとつて、「門の上」は「下人は、始めから、この上にゐる者は、死人ばかりだと高を括つてゐた」場所である。だからこそ、人が寄り付かない安心できる場所である。下人にとつて死人ばかりの空間で一夜を明かすことは、恐怖を感じるよりも、安全な場所という認識がある。換言すれば下人は何よりも生命の危険を回避するために、「門の上」に行つたのである。その意味で何よりも生きることを重視しており、ここに飢え死を考える下人の姿はない。ということは本来の人であることの生き方を曲げていく方向に作品の結末は向かつてゐる。

先述した異空間の羅生門であるが、さらにその異空間は「門の下」と「門の上」に分けられる。「門の下」の空間は下人が生きるうえで逡巡していた空間であり、蟋蟀とその悩みを共有した場所でもある。しかし「門の上」で示される空間は、「門の下」とは対照的である。死人はもちろん、「狐狸」がいたり、「鴉」が死人の肉をついばむ、羅生門の中でも、それ以上に非日常的な異空間というべきものである。「門の下」の空間と大きく違ふのは、下人の逡巡していた空間ではなく、転がっている死人に加え、「鴉は、勿論、門の上にある死人の肉を、啄みに來るのである」とあるように、明らかに死が内在する空間である。言い換えれば、死人の死によつて生を得ているものが「門の上」の空間に集結しているといつてもよい。「今日は、刻限が遅いせい、一羽も見えない」という理由にしていたが、「鴉」や「狐」がいけないのは、既に老婆がいるためであると考えられる。このように「門の上」の空間は、死人により生を得ることができる特別な異空間であり、逡巡する下人が、「門の上」に引きつけら

れるように移動していくのも必然的な構図であり、不自然さは見られない気がする。下人にとって一晩楽に寝られそうな「門の上」の空間は、「門の下」の命に危険を冒す空間とは違い、生を保証された安心できる空間である。このように羅生門の「門の上」と「門の下」は区別されていると考えられるのである。

五 「老婆」の役割

「老婆」と対面することによる下人の心情の変化を抑えておきたい。下人が「門の上」に行く時に「上なら、人がゐたにしても、どうせ死人ばかりである」と述べている。また、下人が老婆を見た時の印象を「この雨の夜に、この羅生門の上で、火をともしてゐるからは、どうせ唯の者ではない」と述べる。自分も老婆と同じ空間にいながらも、自分の置かれてゐる立場を忘れた自分勝手な意見である。だからこそ、理由を聞くまでもなく迷わずに「この雨の夜に、この羅生門の上で、火をともしてゐるから」という下人の認識により、「どうせ唯の者ではない」と決めつけている。二度繰り返される「どうせ」の語の下には、否定的な言葉が伴う。「門の上」に対して、先入観をもっていることが分かる。この後登場する老婆を揶揄する言葉である。この言葉は人を愚弄しており、ここに「門の下」で、人として生きるべきかという問題を真摯に受け止め逡巡していた時の下人との変化を見ることができ、人として生きるために、盗人になることをためらっていた下人ではない。「門の上」に上る梯子は、盗人になるために用意されたものである。この後に、「或つよい感情」が芽生え、それは具体的に「六分の恐怖と四分の好奇心」と表現されるが、ここでは「好奇心」よりも「恐怖」が勝っており、老婆に対する「はげしい憎悪」はまだ生まれていない。

その髪の毛が、一本づゝ抜けるのに従つて下人の心からは、恐怖が少しづゝ消えて行つた。さうして、それと同時に、この老婆に對するはげしい憎悪が、少しづゝ動いて來た。——いや、この老婆に對すると云つては、語弊があるかも知れない。寧ろ、あらゆる惡に對する反感が、一分毎に強さを増して來たのである。この時、誰かがこの下人に、さつき門の下でこの男が考へてゐた、餓死をするか盗人になるかと云ふ問題を、改めて持出したら、恐らく下人は、何の未練もなく、餓死を選んだ事であらう。

ここにきて「あらゆる惡に對する反感」とあるように、下人の惡を憎む正義感が示されている。しかも「さつき門の下でこの男が考へてゐた」と対比され、羅生門の「門の下」で逡巡した時の下人の様子からはほど遠い姿である。「何の未練もなく、餓死を選んだ事であらう」ということは、これまでの作品世界の下人を、自分自身

で全否定していることになる。このことについては、次のように説明する。

下人には、勿論、何故老婆が死人の髪の毛を抜くかわからなかつた。従つて、合理的には、それを善惡の何れに片づけてよいかわからなかつた。しかし、下人にとつては、この雨の夜に、この羅生門の上で、死人の髪の毛を抜くと云ふ事が、それ丈で既に許す可らざる惡であつた。勿論、下人は、さつき迄、自分が、盗人になる氣であつた事などは、とうに忘れてゐるのである。

善と惡に對する価値判断はすべて自分を基準にしている。そして、老婆の行爲を見ただけで理由も聞かずに惡と決めつけている。従つて説得力のないものである。ここで重要なのは、反射的であり突発的な感情と考えられることである。その後、これまで主体性のない人物であつた下人が、「何をしてゐた。さあ何をしてゐた。云へ。云はぬと、これだぞよ。」と言ひ、「下人は始めて明白に、この老婆の生死が、全然、自分の意志に支配されてゐると云ふ事を意識した」と、ここで自分の意志を初めて示す。唯一、主体的に自分の意志を示すのが老婆に對してである。感情を露にする下人であるが、次のような感情がさらに芽生えていく。

さうして、この意識は、今まではげしく燃えてゐた憎惡の心を何時の間にか冷ましてしまつた。後に残つたのは、唯、或仕事を爲して、それが圓満に成就した時の、安らかな得意と満足とがあるばかりである。

この描写から下人の満足感を讀むことができるが、但し、それは示されているように自己満足にすぎない。つまり、まだ何も解決していない。下人としては自分でやるべきことをしたという自己判断に基づくもので、自分が惡と認識し、それに基づき行動を起こしたことに満足しているだけのことである。さらに下人は初めて芽生えた自分の意志により老婆に白状させるためには、自らを偽らなければならない。

「己は檢非違使の廳の役人などではない。今し方この門の下を通りかゝつた旅の者だ。だからお前に繩をかけて、どうしやうと云ふやうな事はない。唯、今時分、この門の上で、何をして居たのだから、それを己に話しさへすればいいのだ。」

その偽りと引き換えに老婆は語るが、何をしていたかについては、下人は老婆の様子を見て知っているはずである。つまり、下人が知りたいのは、老婆が何故髪を抜いていたかという理由である。

以上が下人と老婆のやり取りであるが、それは常に「門の下」を引き合いに出しながら、対照的に心情が語られ、「門の下」で逡巡していた下人との相違が多くみられる。時間経過についても「門の下」では、ゆつくりと時間が流れていたが、「門の上」の場面では、下人の反射的な行動により、憎惡が生まれている。先述したよう

に、逡巡する下人の根底に感傷癖があると考えられるが、一方で下人に内在する善悪に悩む正義感がある。このことから下人の正義感がより感傷癖を大きくさせ、逡巡する要因になっているのではないだろうか。そのことが影響して、このような「門の下」、「門の上」の相反する行動に繋がっていると考えられるのである。

「この髪を抜いてな、この女の髪を抜いてな髪にせうと思うたのぢや。」

下人は、老婆の答が存外、平凡なのに失望した。さうして失望すると同時に、又 前の憎悪が、冷な侮蔑と一しよに、心の中へはいつて來た。

だからこそ「老婆の答が存外、平凡なのに失望した」のである。下人にとっては盗人になる決意をしたからには、平凡な理由ではなく、悪を肯定するだけの理由を期待していたのである。「平凡な」理由は、悪を否定し、「前の憎悪」を蘇らせるものなのである。

蟋蟀と老婆の関連については、海老井氏（先掲書）が次のように述べている。

作品の展開にたとえば、「蟋蟀」に代つて老婆が登場しているのであつて、この両者は、生命的なものとしては共通のものであつて、「蟋蟀」がその「自然性」を意味しているのに対して、老婆が「自由性」を意味する、対応関係にあるのは明らかなことであろう。《無》と《死》とに帰していく世界の中で、センチメンタリズムに浸つて生きる「蟋蟀」的態様から意志的な生命力にあふれた老婆的なそれへの展開が、他でもなく「羅生門」のドラマなのである。

そして、山崎氏（先掲書）は次のように指摘する。

蟋蟀を「結局は」死滅すべきはかない生命の象徴と見るが、そのように物事を一般化してしまえば、作品の中で実際に描かれているこの虫の、「柱にとまつてゐた蟋蟀も、どこかへ行つてしまつた」という具体相は既に問題にならないであろう。作品の叙述に即した具体的な問いは、先入主に囚われた固定的な「イメージ」によつて塗り潰されてしまう。（中略）老婆は、あくまでも蟋蟀の消えて行つたその方向の延長線上に、下人と性格を同じくして立ち現れて来る存在なので、蟋蟀と老婆とは決して異質対照的な「対応関係」にあるものではない。

忠実に「作品の展開にしたがえば」そういう風に描かれている。

山崎氏が指摘するように、老婆は蟋蟀の代わりに登場したのではない。あくまでも別々の意味を見い出すべきであろう。ここまで考察してきたように、悪を肯定せざるを得なかった下人が、自然に悪を全否定することになり、作品世界は大きく変わる。感傷癖によつて逡巡する下人の姿は、老婆の登場によつて、正義感を思い出したかのように変化するのである。それは言うまでもなく、主人公の下人のこれまでもすべて否定するものであり、老婆の果たす役割は、非常に大きいと言える。このように下人の心情は相反しながらも、下人は自らの意志で決断を下すのである。

六 「下人」の決断

自分は、この女のした事が悪いとは思はない。しなければ、餓死するので仕方がなくした事だからである。だから、又今、自分のしてゐた事も、悪い事とは思はない。これもやはりしなければ、餓死するので、仕方がなくする事だからである。さうして、その仕方がない事を、よく知つてゐたこの女は、自分のする事を許してくれるのにちがひないと思ふからである。

老婆の悪の論理である。老婆は「この女」について、蛇を干し魚と偽っていたこと、そうしなければ生きられなかったことを語りながら、それを「仕方がなくした事」と意味づけしている。また、「この女」の髪を抜く自分の行為も、「仕方がなくする事」であるため「許してくれるにちがひないと思ふからである」と罪の意識を感じつつも開き直っている。

そもそも「悪」とはどういうものを指すか。一般的に「悪」とは、「人に迷惑をかける行為、やつてはいけないこと」を指し、自分が判断するのではなく社会的に判断される。つまり判断する相手が存在する。その考え方によれば「悪」には、「犯す側」と「犯される側」が存在し、「犯される側」がどのように判断するかということ、罪の重みも変わってくる。例えば、悪を「犯される側」が、それを悪と認識せず、許すのであればその悪はあまり咎められない。老婆が死人の髪を抜くという行為は、下人から見れば、死人の尊厳を無視した悪とみなしている。しかし、老婆は「この女」が蛇を干し魚と偽っていたことを理由に、悪を働く自分のことを「許してくれるのにちがひないと思ふ」のである。このように老婆の悪の論理の中には、悪を「犯す側」が生きたためにした「仕方がなくする事」を主張する。そのうえ自分が髪を抜く対象には迷惑をかけていないこと、「この女の賣る干魚は、味がよいと云ふので、太刀帯たちが、缺かさず菜料に買つてゐた」ことを述べ、両者ともに「犯される側」が悪と認識していないことは重要であると考えられる。

しかし、之を聞いてゐる中に、下人の心には、或勇氣が生まれて來た。それは、さつき、門の下でこの男に缺けてゐた勇氣である。さうして、又さつき、この門の上へ上つて、この老婆を捕へた時の勇氣とは、全然 反対な方向に動かうとする勇氣である。下人は、餓死をするか盗人になるかに迷はなかつたばかりではない。その時の、この男の心もちから云へば、餓死などと云ふ事は、殆ど、考へる事さへ出来ない程、意識の外に追ひ出されてゐた。

「きつと、さうか。」

老婆の話が完ると、下人は嘲るやうな聲で念を押した。さうして、一足前へ

出ると、不意に、右の手を面炮から離して、老婆の襟上をつかみながら、かう云った。

「では、己が引剥をしやうと恨むまいな。己もさうしなければ、餓死をする體なのだ。」

その老婆の惡の論理を聞いて、「老婆は 大體こんな意味の事を云った」と下人は受け取るが、ここには下人の都合による勝手な解釈が含まれているように思う。そのうえ、下人はそれを利用する。勿論、この論理は老婆にしか通用しない。惡の論理が通用するのは、惡を働いたことがある人だけである。即ち、生きるために「仕方がなくする事」という理由によって惡は肯定されるのである。また下人も、まだ惡を犯していないまでも、これから犯す人物である。だからこそ、下人に「之を聞いてゐる中に、下人の心には、或勇氣が生まれて來た」のである。しかし、「門の下」で「すれば」で逡巡した結果「局所に逢着した」はずである。つまり、下人は老婆に出会うことによってそれに気づいたのでなければ、老婆によって「仕方がなくする事」の存在を知ったわけでもない。それは既に下人は「門の下」にいた時に認識済みのことで、既にこの惡の論理は獲得しているものである。

既に「仕方がなくする事」を理解していたことから考えれば、そもそも下人の欲しかったものは單なる「勇氣」ではない。それには条件が付いており、「積極的に肯定する丈の」「勇氣」である。つまり、逡巡しながらも、「盗人になる」ことを自分が肯定できるものを求めている。下人にとって生きることに正義感は両立しない。生きるために「仕方がなくする事」が少しでも増えれば、それだけ、それは「積極的に肯定する丈の」要因になる。老婆の惡の論理にあるように、「犯される側」が、惡と認めないのであれば罪は輕減される。老婆の言う惡の論理は、老婆が「仕方がなくする事」を下人に納得させるための言い訳に使ったものである。従つて下人が老婆に惡の論理を語つても老婆に否定されることは絶対にあり得ない。必ず老婆を説得することができる。「きつと、さうか」は下人が自分で老婆の惡の論理に共感したのである。

ここで確認しておきたいのは、老婆と下人の論理の違いである。老婆は惡の論理を使って自己弁護する。その行動の理由は「後付け」であり、自らの行動の言い訳にすぎない。一方、下人は行動を「起こす前」に「では、己が引剥をしやうと恨むまいな。己もさうしなければ、餓死をする體なのだ」と老婆に確認して行動している。この下人の確認が重要なのではないか。これは老婆が生きている人物だからで

きることであり、「犯される側」を納得させることができる。

老婆のエゴイズムは生きるために「仕方がなくした事」という言い訳による自己弁護のためのものである。結果的には自分のことしか考えていない。一方的で、本

来の自己本位なエゴイズムに近い。だが、下人は、自分自身には非はないことを相手に認めさせるためのエゴイズム、換言すれば、相手に納得させることが目的であり、その結果として、自己肯定を望んでいるのである。どちらかと言えば、相手からの視点を氣にした自分を正当化した氣持が強いものである。下人の場合は、自分が納得する前に、まず相手が納得することが優先される。このことは下人が求めているのが單なる「勇氣」ではなく「積極的に肯定する」ためでなければならぬことが背景にある。従つて正義感の強い下人にとって、他人から自分がどのような思われるか、ということは重要な意味をもつのである。下人には、人として人間性を失わないためにも、老婆以上に相手の価値判断を氣にして、相手を納得させることが、自己肯定する条件としては必要なことなのである。

作品世界においてのエゴイズムは人間性の表れでもあるが、同時に人として生きることの否定にも繋がる場合がある。一般的にエゴイズムは相手のことを考えない一方的な場合が多いように思われる。しかし、「羅生門」の作品世界には、様々な形のエゴイズムをもつ人物が登場している。これから盗人になるということは、「門の上」に転がっている死人に惡を働くのではない。生きている人に対してであり、その生きている老婆に「仕方がなくする事」を納得させたうえで惡を働くこと。これが下人にとって必要であつたのではないか。惡こそ相手のことを考えない自己本位なエゴイズムの具現化したものと考えられるが、惡を働くことにもそれぞれの意味があり、下人にとっては、惡を働くために「積極的に肯定する丈の、勇氣」が必要だったのである。

下人は、すばやく、老婆の着物を剥ぎとつた。それから、足にしがみつかうとする老婆を、手荒く屍骸の上へ蹴倒した。梯子の口までは、僅に五歩を數へるばかりである。下人は、剥ぎとつた檜皮色の着物をわきにかゝへて、またゝく間に急な梯子を夜の底へかけ下りた。

老婆と下人について、三好行雄氏は「許しあう世界に身を投じ」（『芥川龍之介論』昭和五一・九・三〇、筑摩書房）と、述べているが、この三好説への反論は多く、例えば首藤基澄氏は「引剥にあつて、必死に抵抗する老婆に注目すれば、『許しあう世界』が『現前』していたなどとは、とうてい考えられない。死者は生者の惡を許しても、生者は自分の身に及ぶ惡を許さないものである。」（『羅生門』論—下人の行動を中心に—『方位』第四号、昭和五七・五）と述べ、清水氏は「下人の足にしがみつこうとする老婆は、下人を許してはいないし、それを蹴倒して走り去る下人も、老婆の許しを期待してはいない。」（『先掲書』と指摘している。これらの考察からも、この老婆と下人のやり取りから、「許しあう」姿を読み取るのは難しい。しかし、下人の老婆への言動は「老婆の襟上をつかみながら」であり、その結果「足にしがみ

つかうとする老婆」の行動も、「仕方なくした」悪を実行しながらも必死に生きようとしていることから考えれば、「許しあう」姿を読み取る以前に、この二人のやり取りは当然のことではないか。また、下人が「手荒く屍骸の上へ蹴倒した」のも、これから悪を働くことを決心した下人には、当然このように思われるのである。ここでは、老婆が許したのか、納得したかというのは問題ではなく、先述したように、下人にとっては、悪を犯すことを相手に納得させたいので、自分自身でも納得したいという下人の心情こそ重要である。即ち、老婆から得たというよりも、下人が老婆の言葉を自分なりに利用して、不足していた「積極的に肯定」できる点を補ったのである。下人はそれを利用して盗人になる「きっかけ」にしたのである。逡巡してきた自分にとって、今後の行動を決定するべき大きな決断は自分が納得することであり、下人の「Sentimentalisme」がこれまで、勇気を獲得できない障害になっていたが、それだけに老婆の存在が救いになるのである。⁽⁶⁾さらに付け加えるとすれば、あくまでも老婆の悪の論理は、理論的に理解したに過ぎない。やはりお互いが許し合えたとは思わないが、「理論的には」という条件付きではお互いが理解し合えたのかもしれない。しかし、老婆に出会い「或つよい感情」が突然芽生えたように、自分が生死と向かい合った時、その理論を越えて感情的に「足にしがみつかうとする老婆」と「手荒く屍骸の上へ蹴倒した」下人の姿を見ても違和感を覚えない。その意味で考えると「門の下」で逡巡して納得できなかった下人が、「門の上」で老婆を見て「どうせ」と憎悪をもったことも、このことに等しい。正義感の強い下人にとっては、制御できない感情も不思議なことではない。そもそも感情とは理論を越えたところに存在する場合もある。

七 「下人」の行方

周知のとおり、結びの一文は三回改変されている。

(初出) 下人は、既に、雨を冒して、京都の町へ強盗を働きに急ぎつゝあつた。

〔帝國文學〕(大正四年一月)

(初版) 下人は、既に、雨を冒して、京都の町へ強盗を働きに急いでゐた。

(第一短編集『羅生門』(大正六年五月、阿蘭陀書房))

(定稿) 下人の行方は、誰も知らない。

(第三短篇集『鼻』(大正七年七月、春陽堂))

初出から二年半たつて最終の定稿になる。初出の「急ぎつゝあつた」、初版の「急いでゐた」ともに、「急」ぐという下人の心情がみられる。初出は「急ぎつゝあつた」とまだ、下人が行動に移す前の段階が描写されている。換言すれば、実際に急いで

いたのか明確ではないが、心情に即して考えれば、急ぐようとしていることは推測できる。その後、初版では「急いでゐた」と行動が明確に示され、最終的に定稿の「下人の行方は、誰も知らない」になる。何故、これまで築き上げてきたものを、壊すかのように間接話法を使い、最終的に下人の行方を分からなくしたのか。また初出、初版では、何故下人を「急」がせる必要があつたのだろうか。海老井氏は「そこには消極的・否定的性格は少しもない。(中略)〈自我の覚醒〉という体の、解放への方途が下人に開かれたのである。」(先掲書)と指摘しているが、そのように読み取れることは可能なであろうか。「門の下」で感傷癖により逡巡し、心情の余裕がみられた下人の姿と、「門の上」から駆け下りて「急いでゐる」下人の姿は矛盾するように思われる。もともと下人には、感傷癖があり逡巡する人物のため、老婆から「きっかけ」をもらったとしても、時間があれば、この先の自分の姿を想像して、また逡巡を続けるであろう。少なくともこの後すぐに、「強盗を働きに」行くとは考えられない。下人はじっくりと時間をかけ、逡巡することで、自分の納得する結論を出さなければ行動できない人物である。よって、早急に出した結論では、それは自分の出した結論の良し悪しが、下人の中で定まっていけないことが考えられる。つまり、「急いでゐる」のは、突発的で早急に出した自分の答えに対して、気が変わるかもしれない不安があつたのではないか。その不安な気持ちに、「急」がせたと考えられるのである。その気持ちをより分かりやすくするために、末尾を初出の「急ぎつゝあつた」から初版の「急いでゐた」のように具体化したと考えられる。

老婆は、つぶやくやうな、うめくやうな聲を立てながら、まだ燃えてゐる火の光をたよりに、梯子の口まで、這つて行つた。さうして、そこから、短い白髪を倒にして、門の下を覗きこんだ。外には、唯、黒洞々たる夜があるばかりである。

下人は、既に、雨を冒して、京都の町へ強盗を働きに急ぎつゝあつた。

作品中では、服を剥ぎ取られた老婆は、「短い白髪を倒にして、門の下を覗きこんでいても「門の下」に降りてくることはない。それは、蟋蟀が決して「門の上」に上がつてこないのと同様である。即ち両者は、住む世界、所謂、羅生門の作品世界の中で、与えられた役割が違うからであり、悪を働くことで生を得るか、このまま悪を働かず飢え死をするか。と逡巡し、後に、悪を働く勇氣を得る下人だけは、「門の下」と「門の上」を唯一行き来できる人物なのである。

「下人の行方は、誰も知らない」とあるように最終的に下人の状況、心情を明確にするために、下人に寄り添い進行していた「語り手」であるが、最終的に下人から離れてしまう。「門の上」の死によって支えられていた異空間から「門の下」に降りて来た下人にとって、果たして実際に京の町で生きられるか。それについては定

かではない。京の町は「外には、唯、黒洞々たる夜があるばかりである」とあるが「外には」と表現されるように、しかも今後、盗人として生きていく世界は、「門の下」という限定された空間ではない。限りなく深く、底知れない暗闇の世界が続く「洛中」の京の町なのである。下人が老婆から得た「ある勇氣」は「きつかけ」に過ぎず、一時のものであり、そのまま盗人として生きていけるかについては疑問である。語り手だけでなく「誰も知らない」のは、当然のことである。また、「下人」に寄り添っていた「蟋蟀」が、早く「もうどこかへ行つてしまつた」のも理解できないことではない。さらに、あれほど余裕の見られた下人が「急ぎつゝあつた」ように、得たものはあくまでも「きつかけ」である。「感傷癖」の持ち主である下人にとっては、老婆を見て、気持ちが変わったように時間と共に消える可能性もあり、最終的に「誰も知らない」ことの方が、最も頷くことができる。

作品に流れる時間については、下人は暇を出され、「四五日」経っている。しかも、その後も一夜を明かそうと「門の上」に行く。先述したように、下人の心情には余裕があり下人としての時間は緩やかに流れている。一方、老婆に出会つてからの時間の流れは早い。老婆に言い寄り、引剥ぎをするまでの時間。そして、その後の「門の下」に降りてからも急いでいる。これは下人が「門の下」で逡巡していたことの証でもあり、「門の上」で得た自分の心情が変わらないうちに、言わば「きつかけ」の効果がなくなつてしまわないうちに行動に移しているのである。

八 「なる可く現状と懸け離れた、なる可く愉快な小説」

最後に、「羅生門」の執筆動機及び芥川自身の言及と作品との関連について考えておきたい。既に自明のことであるが、「羅生門」には、大正四年春の「恋愛問題」が大きく影響している。それは芥川二十三歳の時、相手は吉田弥生との恋愛のことで、家族から激しい反対があり、結婚することはできなかった。反対理由は吉田弥生の出生に関することであつた。その時の様子を親友に次のように綴る。

家のものにその話をもち出した。そして烈しい反対をうけた。伯母が夜通しな
いた。僕も夜通し泣いた。あくる朝むづかしい顔をしながら僕が思切ると云つ
た。それから不愉快な気まづい日が何日もつづいた

(大正四年二月二十八日付、井川恭宛書簡)

反対する家族の様子、芥川の苦しい胸の内が率直に綴られている。親友への書簡
ならではのことであろう。

イゴイズムをはなれた愛があるかどうか。イゴイズムのある愛には人と人との
間の障壁をわたる事は出来ない。人の上に落ちてくる生存苦の寂莫を癒す事は

出来ない。イゴイズムのない愛がないとすれば人の一生程苦しいものはない
周囲は醜い。自己も醜い。そしてそれを目のあたりに見て生きるのは苦しい
しかも人はそのまゝに生きる事を強ひられる。一切を神の仕業とすれば神の仕
業は悪むべき嘲弄だ。僕はイゴイズムをはなれた愛の存在を疑ふ(僕自身にも)
僕は時々やりきれないと思ふ事がある。何故こんなにして迄も生存をつづける
必要があるのだらうと思ふ事がある。そして最後に神に対する復讐は自己の生
存を失ふ事だと思ふ事がある。僕はどうすればいいのかわからない

(大正四年三月九日付、井川恭宛書簡)

続いて「愛」について自分の考えを明らかにしている。「イゴイズムのある愛」と
は見せかけだけの愛、偽りの愛である。それでは「人と人との間の障壁」をわたる
ことはできない。そして、閉ざされた寂莫を癒すことはできない。「イゴイズムのな
い愛」がないのであれば、人生は苦しい。「イゴイズムのある愛」を否定し、「イゴ
イズムのない愛」を推奨している。しかし、「イゴイズムをはなれた愛」が存在する
か自分には確信がない。ここから読むことができるのは、芥川のそれを求める強い
思いである。

すべての刺激に対して反応性を失つたやうな——云はゞ精神的に胃弱になつた
やうな心細さを感じてゐます。この心細い心もちがわかりますか(僕は誰にも
わからないやうな又わからないのが当然なやうな気がしますが)私は今心から
謙遜に愛を求めてゐます(中略)私は随分苦しい目にあつて来ました。又現に
あひつゝあります。如何に血族の^{マヤ}関係が稀薄なものであるか。如何にイゴイ
ズムを離れた愛が存在しないか。如何に相互の理解が不可能か。如何に「真」
を見る事の苦しいか。さうして又如何に「真」を他人に見せしめんとする事が
悲劇を齎すか

(大正四年四月二三日付、山本喜誉司宛書簡)

人間関係において本当の愛がないことを問題にしている。いかに愛と偽つて人間
関係が構築されているか。自分自身の体験を通して、本当の愛の存在を求めている。

僕はあるのまゝに大きくなりたい。ありのまゝに強くなりたい。僕を苦しませ
るヴァニターと性欲とイゴイズムとを僕のヂヤスチファイし得べきものに向上
させたい。そして愛する事によつて愛せらるゝ事なくとも生存苦をなぐさめた
い

(大正四年三月一二日付、井川恭宛書簡)

首藤氏は次のように述べている。

「仕方がない」と、結婚を断念した芥川の諦念が色濃く出ている。脆くも現実

に妥協してしまったのである。この無念さが「羅生門」の世界に、逆の形で生かされることになったのではないか。「現状と懸け離れた」小説では、力が逆転する。「生活と芸術の方向を、われわれはそこに読み取ることが出来る。芥川は、現実の生活は生き切るねばりに欠けるが、芸術の中では自己を生き切るのである。(先掲論文)

現実の世界でできなかったことを、小説の中で実践していると考え、老婆への抵抗は反対された伯母への抵抗であると指摘している。もしそうであれば、芥川は「イゴイズムをはなれた愛」の存在を否定していることになるがそうではない。親友の井川恭との書簡のやり取りでも明らかのように、現実世界で果たせなかったものを小説に託し、自己満足するような芥川ではない。まして伯母に対しても、そのような反発的な感情も持ち合わせていない。芥川は純粹に現実世界では叶わなかった体験を基にして、新たな愛である「イゴイズムをはなれた愛」の存在をより強く求めようとしている。「見せかけだけの愛」を芥川は本当の愛とはせず「イゴイズム」と言い、それを非難している。そして自分なりの愛について語る。芥川の求めた愛とは何か。「愛する事によつて愛せらるゝ事なくとも」よい愛である。つまり、それは愛してもらえなくても、愛する者に与え続けることこそが愛である。即ち、「イゴイズムのある愛」ではなく、それを「イゴイズムをはなれた愛」と呼ぶ。愛してもらいたいという見返りを求めない「無償の愛」なのである。

これまで考察してきたように「羅生門」にもエゴイズムは重要な意味をもつ。本来のエゴイズムは、相手のことを考えない一方的な方向性をもつように思える。しかし、「羅生門」では、先述したように、蛇を干し魚と偽る女は、咎められるどころか味が良いと喜ばれていること、老婆は女が自分のことを許してくれると思つていること、そして主人公の下人は、老婆に問いかけていること。このように三者三様、状況は異なるが、共通するのは相手の存在を視野に入れてそれぞれが主張するエゴイズムであることを忘れてはいけない気がする。

ここで「羅生門」の素材について触れておきたい。「羅生門」は、「今昔物語集」の本朝世俗部巻二十九第十八「羅城門登上層見死人盗人語」を基に、巻三十一第三十一「太刀帯陣売魚姫語」である。下人の盗んだ物を比較してみると、「今昔物語集」では、主人公が「老婆が女から抜いた髪の毛」、「老婆の着ていた服」の両方を奪っているのに対し、「羅生門」では「老婆の服を剥ぎと」っているのみで、髪の毛は盗んでいない。このことについて山崎氏は(先掲書)の中で次のように指摘する。

「老婆の「着物」が「檜皮色」をしていることによる。(中略)「多分、それが黒みを帯びた赤色であるからであろう。何故なら、「赤」い色は「羅生門」において、かなり重要な意味を含んで出されているようだからである。

この山崎氏の意見は、「丹塗の剥げた、大きな圓柱」、「夕焼けであかくなる時」、「赤く膿を持った面皰のある頬」の「赤」についても考察し見解を示したものであり、作品全体を視野に入れた説得力のあるものである。このような指摘に比べれば、推論の域を出ないが、下人が欲しい物は「積極的に肯定する丈の、勇氣」であり、言わば「きつかけ」である。即ち、「羅生門」は文脈通りに「きつかけ」だけにしていると考えることができる。また、この「門の上」を見ると、「その中に裸の屍骸と、着物を着た屍骸とがあると云ふ事である。勿論、中には女も男もまじつてゐるらしい」ことが示されている。捨てられたこの死人にわざわざ服を着させ、女も男も混じらせている意味は何か。これは老婆の生きる可能性を残したのではないか。つまり、老婆は生きるために女から抜いた髪の毛を持っており、「門の上」の死人から服を剥ぎ取りそれを着て売りに行けば老婆の生は保証される。即ち、下人は自分の欲しい「きつかけ」だけを手に入れるだけでそれ以上のものを得ることをしていない。それは、老婆のためを思つての行動であり、老婆も生かそうとしているのである。但し、下人は老婆のことを思いながらも、そのことを言葉として発していない。以上のことから、「羅生門」の作品世界におけるそれぞれのエゴイズムが、相手のことを視野に入れていたことにも通じる点があると考えられるのである。

周知のように、芥川は「羅生門」の執筆動機について「あの頃の自分の事」(『中央公論』大正八・一)の中で次のように述べている。

当時書いた小説は、「羅生門」と「鼻」との二つだった。自分は半年ばかり前から悪くこたはつた恋愛問題の影響で、独りになると気が沈んだから、その反対になる可く現状と懸け離れた、なる可く愉快な小説が書きたかつた。そこでとりあへず先、今昔物語から材料を取つて、この二つの短篇を書いた。書いたと云つても発表したのは「羅生門」だけで、「鼻」の方はまだ途中で止つたきり、暫くは片がつかなかつた。

ここでも「羅生門」と「恋愛問題の影響」について述べられている。ここで問題にしたいのは、この「羅生門」が「なる可く現状と懸け離れた、なる可く愉快な小説」であるか、ということである。これまでの作品の考察と合わせてこの問題を考えておきたい。これまで考察してきたように、自らの体験による「イゴイズム」の問題については、「羅生門」の作品世界とも深く関わっていると考えられる。

芥川という「現状」とはまさしく、書簡でもあったように「イゴイズムのある愛」そのものである。言わばそれによつて失恋したのである。では「羅生門」の作品世界はどうか。下人が引剥をすることを老婆に納得させようとしたことや下人が老婆のために生の可能性を残したことは「イゴイズムのない愛」そのものではなかったのか。下人に服し剥ぎ取らせなかつたこと、女性用の服を作品中に描写したこと、

それを下人に語らせなかったこと、これらは芥川の「イゴイズムのない愛」の表れではなかったのだろうか。このように考えれば、「羅生門」は「なる可く現状と懸け離れた」小説であり、当時の芥川にとっては「なる可く愉快な小説」になり得るのではないだろうか。

おわりに

「羅生門」は当時多少得意の作だったんですが新思潮連には評判が悪かったものです（大正六年六月三〇日付、江口渙宛書簡）と芥川は述べ、大正六年五月に刊行の第一短篇集に『羅生門』と名付け、巻頭に掲げる。この芥川の自信は、この作品への愛着の深さと同時に重要な意味をもつことを表している。この愛着の深さとは何か。それは芥川自身の恋愛問題の影響とエゴイズムの問題、即ち、下人に自分自身の姿を重ねているのではないだろうか。

主人公は主人公から暇を出され、生死の問題に向き合いながらも自問自答する下人である。善悪の問題を含み人としてどのように生きるかといった問題を提示している。その逡巡する下人の姿は、誰にでも当てはまる問題であり、高等学校に学ぶ生徒一人一人にとって、これから生きていく意味を考えるうえでも魅力のある作品である。同時に技巧を凝らした論理的な作品構造は、問題意識を高め、それぞれの疑問は推理小説を読むかの如き、謎の世界へと誘ってくれる。また、その一筋縄ではないかない謎こそが、この作品のもつ普遍性にも繋がっており、作品を〈読む〉ことの面白さと素晴らしさを、生徒に届けてくれるのである。それが青年期を迎えた高等学校の生徒にも学ぶ意義であり、その点が長く文部科学省認定の検定教科書に採択される所以であろう。様々な手法、様々な視点、様々な角度での考察から導き出される結論は、作品を紐解く楽しみに満ち溢れている。

考察してきたように「羅生門」の下人は、誰もがもつ「生きる」という命題に悩む主人公であるが、下人にとっては他の人以上に深い悩みでもある。それは下人の特別な「Sentimentalism」、所謂「感傷癖」に拠るものである。一方、同時に合わせもつのが、下人の正義感である。この両者が絡み合いながら、下人は逡巡する。そこには生と死、善と悪の問題も提起され、結論を出しながらも悩み続ける主人公の下人の姿がある。「羅生門」の主題として、しばしば指摘されるエゴイズムとは、自己本位のものである。しかし、考察してきたように、老婆は自己弁護のためであり、下人は相手を納得させ、自分の正当性を自らが認識するためである。このように本来とは異質なものである。

生きることの意味と善悪の意味、そして自らが体験した失恋の痛手。「イゴイズム」

の結晶ともいえるべき愛の存在を見つめ直し、問い続けた結果、到達した芥川独自の愛の形を作り上げている。それが自己本位を否定する「イゴイズムをはなれた愛」とも言うべき「無償の愛」である。自らの体験である失恋から得た利益を伴わない愛の存在。純粹に相手のことだけを想いやる気持ち。そんな単純でありながらも一番難しい愛の形に、芥川は行き着くのである。勿論、芥川自身も本当に愛とは何か。果たしてそのような愛の形があるのか悩んだ末に到達した結論である。この愛の形は、「羅生門」に見られるように一般的なエゴイズムの形とは異なる。つまり自己本位のものではなく、常に相手を視野に入れたエゴイズムという形で描写されているのである。また、このような愛の形は、自らが体験したことから考えれば、実際にあり得ないかもしれない。そのことを芥川は一番理解していたのではないか。だからこそ、現実的にはあり得ない「現状とかけ離れた」作品を作り出そうとしている。作品世界には、生死に直面する極限状態を作りながらも、下人は老婆のことを救済することも忘れていない。かけ離れていながらも、そのように恋愛を理解することで、「愉快な小説を書きたかった」と考える芥川の心情を少しは理解できるのではないだろうか。

芥川は『羅生門』の後で「（大正六・五・五『時事新報』のち、大正六・五・二三『羅生門』阿蘭陀書房）の中で次のように述べている。

屢々自分の頂戴する新理智派と云ひ、新技巧派と云ふ名称の如きは、何れも自分にとっては寧ろ迷惑な貼札たるに過ぎない。それらの名称によつて概括される程、自分の作品の特色が鮮明で単純だとは、到底自信する勇氣がないからである。

先述したように、実体験を作品の中で実現することが、芥川の書きたかった「現状と懸けはなれた愉快な小説」ではない。作者の実体験をもとにした作品を重ねることも「迷惑な貼札たるに過ぎない。」と考えられ、そのような単純な創作方法を否定している。「羅生門」を考察することによって得た芥川の創作意識は、それは今回の場合ならエゴイズムの定義である。そこには本来のエゴイズムという辞書的な意味を超えて芥川独自の意味を見出すことができる。言わば、芥川にしかできない独自のスタイルであり、一つの答えに留まらない多様性が示されている点である。一つの物事に捕らわれず、実生活の中で存在しないのであれば、芥川なりにそれに悩みながら、独自の世界を生み出して、芥川独自の視点から切り込んでいく。そのような力が芥川の作品から読み取れる。それこそが芥川文学における魅力の一つであり、芥川自身にしか作り出せないものである。この芥川独自のものの捉え方こそ、芥川文学を支える大きな根幹となっているのではないだろうか。

注

(1) 「羅生門」はのちに、第一短編集『羅生門』(大正六年五月二三日、阿蘭陀書房に収録され、さらに、第三短篇集『鼻』(大正七年七月八日、春陽堂)に収録される。

(2) 『国語』全教科書における『羅生門』採用率は八八・二%となります(『座談会』『羅生門』を読む』『日本文学』昭和五九・八)、さらに平成三十年年度採用の『国語総合』のすべての教科書において、「羅生門」は採択されている。

(3) 「羅生門」は、おびただしい研究を整理し、研究史の上で位置付けることは極めて難しい。なぜならば、それらの指摘は、それぞれの観点からの指摘であり、現在の作品の〈読み〉は、それらすべての構築の成果だからである。即ち、有益なアプローチと有益な意見である。従ってそれぞれの指摘については管見の限り目は通すが、小論ですべて紹介できないことを理解していただきたい。

(4) 小論の題名は、従来の〈読み〉の方法に加え、新たな提示を目指すために「攷」(深く考え極める・攻める)の意をもつ「論攷」とした。また、副題を「逡巡する下人」としたのは、「感傷癖」のある下人が、生と死、そして善と悪に悩む姿が「逡巡する」にふさわしかったこと。また、芥川の他の作品に、「逡巡」が多く使用されていることからである。例えば、「どうも失敗しそうで、逡巡したくなる」(校正後に『新思潮』大正五・三、大正六・一)、「十分ばかり逡巡した後」(十円札『改造』大正一三・九)、「一円をすつかり使うことに逡巡してはいないであろうか?」(追憶「四一金」『文藝春秋』大正一五・四、昭和二・二)、「僕はちよつと逡巡した」(彼『女性』昭和二・一)、などである。

(5) 本稿における引用は、岩波版『芥川龍之介全集 全二四巻』(平成七・一一・八、平成一〇・三・二七)に拠る。但し、本稿の中心となる「羅生門」の引用は初出掲載誌に拠るが、ルビは省き適宜現在通行の字体に改めたものもある。なお初出の「Sentimentalism」については、「Sentimentalisme」に改める。

(6) 「聖柄の太刀」は、盗人になるための必需品でもあり、また、人目に付いた場合、かえってこの太刀を持っていることで、自分が盗人に襲われ奪い取られることにもなり二面性をもっている。その意味からすれば極限状況を演出する「境界」と同義の物と考えることもできる。

(7) 「羅生門」の異空間については、平岡敏夫氏の「羅生門は異空間への入口であり、羅生門という〈境界〉はとりもなおさず、別の世界への門であることを示しているのである。」「境界」は羅生門だけにとどまらない。かつて『日暮れ

からはじまる物語』と芥川作品を呼んでみたことがある」(『羅生門』の異空間『日本の文学』第一集 昭和六二・四、有精堂)という示唆に富む意見がある。

(8) 「羅生門」には「勿論、右の手では、赤く頬に膿を持った大きな面炮を氣にしながら、聞いてゐるのである」、「さうして、一足前へ出ると、不意に、右の手を面炮から離して、老婆の襟上をつかみながら かう云つた」とあるように、「右の手」が意味をもっているように感じられる。下人の心情を明白に示している面炮は逡巡する下人の姿そのものであり、「勿論」と表現されている。この「勿論」は、「右の手」で「大きな面炮を氣にしている」のが下人の癖、下人らしい行動、言わば当然でもあるかの表現である。さらに「不意に、右の手を面炮から離して、老婆の襟上をつかみながら」の行動に出る。「勿論」から「不意」に変わる。これまで逡巡していたのとは違い、反射的な下人の行動を意味していると思われるが、それだけ老婆の存在によって、背中を押されたことが明白である。また、これまで面炮を触ることしかできなかった「右の手」は、老婆によつて勇氣というきっかけをもらう。下人にとって、老婆に出会わなければ、このきっかけを得ることはない。周知のように芥川文学において光が、救済の意味を持つのであれば、その役割を老婆の持つ「右の手に火をともした松の木片を持つて」いる「右の手」であるのも偶然ではないのかもしれない。

〈付記〉教鞭を執つて三十年以上になる。その中で、国語教育について考え続けていることがある。読解力は、決められた時間の中で文章を読み問題を解くことでは非が問われる。そもそも国語教育とは、感受性と想像力を養い、自らを見つめることではないのか。そのためには充分な時間が必要である。

「読む」という行為は、単に話がわかるというだけでなく、作者がなぜそのように表現したかを考えることで、思考力を身につけることである。そして、それは人を思いやる気持ちにも繋がる。そのためには、作品をじっくりと読む時間が必要になる。作品を読むということは、正しくは作品をより深く読むということである。「読みを深める」ことなくして、〈読み〉の教育はない。

「羅生門」も、じっくり読み、考えさせることを願う。これからも国語教育の意義を常ながら教壇に立ちたいと思う。最後に「指導」鞭撻をお願いしたい気持ちを添えてこの小論を閉じる。

—— 令和三年十二月二十九日稿了 ——

(受付日…令和四年一月三十一日)

(受理日…令和四年三月二十二日)

On AKUTAGAWA Ryunosuke's "Rashomon"

:A Servant's Hesitation

Haruki ISHITANI^{1*}

¹:Dept. of General Education(Humanities and Social Sciences)

AKUTAGAWA Ryunosuke's "Rashomon," which is widely adopted in many of the authorized textbooks, makes us think over the meaning of "life." The purpose of this essay is to pursue the possibility of reading toward clarification of fascination in Akutagawa's "Rashomon." I particularly focus on consideration to a servant's feeling and the details of expression in the text.

As a result, although "Rashomon" has been interpreted as an egoist story in general, we will find out "egoism" newly constructed from Akutagawa's unique viewpoint.

Key words : 芥川龍之介・羅生門・逡巡・下人・エゴイズム

編 集

図書館長 図書・文化委員長

図書・文化委員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

伊藤 明 (電子情報工学科)

久留原昌宏 (教 養 教 育 科)

村松愛梨奈 (教 養 教 育 科)

正木 彰伍 (機 械 工 学 科)

西村 高志 (電気電子工学科)

山本 智代 (生物応用化学科)

山口 雅裕 (生物応用化学科)

黒飛 紀美 (材 料 工 学 科)

窪田 仁 (学 生 課 長)

Chief Editor

Akira ITO Dept. of Electronic and Information Engineering

Editors

Masahiro KURUHARA Dept. of General Education

Erina MURAMATSU Dept. of General Education

Shogo MASAKI Dept. of Mechanical Engineering

Takashi NISHIMURA Dept. of Electrical and Electronic Engineering

Chiyo YAMAMOTO Dept. of Chemistry and Biochemistry

Masahiro YAMAGUCHI Dept. of Chemistry and Biochemistry

Kimi KUROTOBI Dept. of Materials Science and Engineering

Hitoshi KUBOTA Student Section Manager

本校紀要は全国の国公立私立大学・短期大学・高等専門学校・各種研究機関所属者の外部査読を受けています。

独立行政法人国立高等専門学校機構

鈴鹿工業高等専門学校紀要 第55巻

MEMOIRS of National Institute of Technology, Suzuka College
Vol. 55

発 行
発行者

令和4年3月31日
独立行政法人国立高等専門学校機構
鈴鹿工業高等専門学校
三重県鈴鹿市白子町
〒510-0294
TEL 059-386-1031
FAX 059-387-0338

Published March 31, 2022
by National Institute of Technology, Suzuka College
Shiroko, Suzuka, Mie 510-0294, Japan

ISSN 0286-5483